

環境省関東地方環境事務所請負業務

平成 27 年度富士箱根伊豆国立公園

富士山適正利用推進のための協働型管理運営体制構築業務

報 告 書

平成 28 年 3 月

株式会社 プレック研究所

平成27年度富士箱根伊豆国立公園
富士山適正利用のための協働型管理運営体制構築業務報告書
目 次

序	報告書の概要	1
I	富士山の来訪者管理に関する論点等の検討・整理	4
	1. 世界文化遺産管理と国立公園管理の特徴の整理	4
	2. ヒアリング調査	13
	3. 富士山の来訪者管理における主な論点と環境省の役割の検討	14
II	国立公園の管理計画の改定が必要な事項の抽出	17
	1. 既定の方針・ルール等の整理と 国立公園の管理計画に位置付けるべき事項の整理	17
	2. 適正利用推進協議会の構成団体に対する意見照会への回答のとりまとめ	54
III	富士山ガイダンスの開催	66
	1. 開催趣旨等	66
	2. 参加者募集方法及び参加状況	67
	3. プログラム及び進行	68
	4. 配布資料	69
	5. 説明内容及び質疑応答内容	70
	6. 参加者アンケート	72
	7. 今後の課題	80
IV	適正利用推進協議会の運営及び資料の作成等	81
V	安全確保ガイドラインの普及のための意見交換会の開催	85
	1. 開催概要	85
	2. 参加者募集方法及び参加状況	85
	3. プログラム及び配布資料	86
	4. 主な意見	87
	5. 今後の課題	88
VI	標識類統合整理計画の情報の更新	90
	1. 改定箇所	90
	2. 改定版「富士山における標識類統合整理計画」	90
VII	富士箱根伊豆国立公園富士山地域の歴史を把握するための新聞記事の収集	91
	1. 収集内容	91
	2. 収集対象期間	91
	3. 収集方法	91
	4. 収集結果	93

《資料編》

資料 1	富士山来訪者管理等に関する有識者ヒアリング配布資料	資 1-1
資料 2	「富士山ガイダンス 2016」配布資料	資 2-1
資料 3	富士山における適正利用推進協議会議事要旨・配布資料	資 3-1
資料 4	「富士山における安全確保のためのガイドライン」意見交換会配布資料	資 4-1
資料 5	「富士山における標識類の統合整理計画」（平成 28 年 2 月改定）	資 5-1

序 報告書の概要

1. 業務の目的

富士山は、富士箱根伊豆国立公園の主要利用拠点であり、日本を代表する美しい自然景観、文化景観を有し、古くから国民に愛されてきた。近年、十分な登山経験を持たない登山者が多く遭難事故も多発している。さらに、外国人登山者も多く見られるなか、利用者の安全確保と適正な利用が重要な課題となっている。また、近年の富士山の利用形態をみると、山頂へのピークハントを目的とした観光登山、ご来光を見るための夜間登山も多く、国立公園としての利用を考える上で、富士山の自然や文化をより深く理解してもらい、安全で快適な利用に誘導していくことも必要である。

そこで、昨年度までの業務において、富士山を管理する関係機関及び関係者が協力して、富士山の自然情報や利用情報の内容や提供方法について整理するとともに、富士山ガイダンスの実施や、情報共有ポータルサイト（富士登山オフィシャルサイト）の構築等を行った。

本業務は、富士山の来訪者管理に関する整理検討、国立公園の管理計画の改定が必要な事項の抽出、「富士山における適正利用推進協議会」の開催補助、富士山ガイダンスの開催補助等を行うことにより、富士登山の適正な利用の推進のための体制を構築することを目的とする。

2. 業務の概要

- (1) 富士山の来訪者管理に関する論点等の検討・整理
- (2) 国立公園の管理計画の改定が必要な事項の抽出
- (3) 富士山ガイダンスの開催
- (4) 適正利用推進協議会の運営及び資料の作成等
- (5) 安全確保ガイドラインの普及のための意見交換会の開催
- (6) 標識統合整理計画の情報の更新
- (7) 富士箱根伊豆国立公園富士山地域の歴史を把握するための新聞記事の収集
- (8) 打合せ
- (9) とりまとめ

3. 受託事業者名

株式会社 プレック研究所

4. 報告書の構成と内容

I 富士山の来訪者管理に関する論点等の検討・整理

平成 26 年 12 月に富士山世界文化遺産協議会が決定した来訪者管理戦略及び同協議会の検討状況を踏まえ、実際の来訪者管理を行うにあたって、世界文化遺産の保存管理の観点及び国立公園の保護と適正利用の観点を一体的に取扱って検討整理していくことが必要との前提の下、世界文化遺産管理と国立公園管理のそれぞれの特徴を整理した上で、富士山の来訪者管理における主な論点と環境省の役割を検討・整理した。

検討・整理にあたっては、環境省が指定する有識者 5 名程度から、ヒアリングを 2 回ずつ行った。ヒアリングは関東地方環境事務所で行い、2 回目のヒアリングは、5 名が一堂に会した形であった。

II 国立公園の管理計画の改定が必要な事項の抽出

標識関係者協議会、富士山適正利用推進協議会、及び富士山世界文化遺産協議会等において策定・決定された方針やルール、そのほか環境省からの情報提供を受けて管理計画に記載されていない内規も含めて整理した上で、その中から、国立公園の管理計画に位置付けるべき事項を抽出した。

必要な事項は、適正利用推進協議会の構成団体に対して環境省が実施した意見照会の回答結果も踏まえて抽出した。

III 富士山街団との開催

富士山でツアーを実施する旅行会社、企画会社、富士山についての情報を発信している出版社、登山用品店、及び一般登山者等の計 100 名程度を集め、富士登山を計画するにあたっての留意事項を説明するための説明会（富士山ガイドンス）を東京都内で開催した。

富士山ガイドンスの開催に当たっては、参加者が多数集まるよう、また、テレビ・新聞や登山関係雑誌等のメディアで取り上げられるよう、広報等の工夫を行った。

開催概要や意見交換での質問や意見等を整理し、今後の課題を抽出した。

IV 適正利用推進協議会の運営及び資料の作成等

「富士山における適正利用推進協議会」を 2 回開催するため、以下の業務を行った。

- 1) 協議会配布資料の作成、欠席者への資料送付
- 2) 会議開催の案内・受付
- 3) 会場の準備・設営
- 4) 会議の運営
- 5) 議事録及び議事概要のとりまとめ
- 6) 謝金等費用の支払い
- 7) 事務局打合せの準備等（配布資料の作成、打合せ記録の作成）

V 安全確保ガイドラインの普及のための意見交換会の開催

富士登山における安全確保ガイドラインについて、登山関係者（富士山を利用している山岳ガイド、山岳団体等）30 名ほどを集めて、意見交換会（東京都内で 1 回）を開催した。

意見交換会での発言については、議事録及び議事概要を作成した。

VI 標識統合整理計画の情報の提供

標識設置者から最新の標識の設置状況を収集し、標識統合整理計画の更新を行った。

VII 富士箱根伊豆国立公園富士山地域の歴史を把握するための新聞記事の収集

富士箱根伊豆国立公園富士山地域における以下の観点からの主要な出来事を掲載した新聞記事（300 記事程度）を収集した。

- ・国立公園の指定に向けた動き
- ・過去 80 年間の国立公園富士山地域における国立公園に関連する施策・活動
- ・過去 80 年間の国立公園富士山地域における国立公園の利用に係る主要道路の建設
- ・過去 80 年間の国立公園富士山地域における大規模開発行為
- ・過去 80 年間の国立公園富士山地域における自然保護活動
- ・過去 80 年間の国立公園富士山地域における利用者数・登山者数

- ・過去 80 年間の国立公園富士山地域における外国人の利用状況
- ・過去 80 年間の国立公園富士山地域におけるジオパーク、世界遺産の指定に向けた動き
- ・過去 80 年間の国立公園富士山地域における火山活動
- ・過去 80 年間の国立公園富士山地域における大規模自然災害

5. 実施期間

平成 27 年 10 月 15 日～平成 28 年 3 月 25 日

I. 富士山の来訪者管理に関する論点等の検討・整理

1. 世界文化遺産管理と国立公園管理の特徴の整理

(1) 世界文化遺産の管理

2013年（平成25年）に開催された第37回世界遺産委員会において、「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」が世界文化遺産に登録された際、世界遺産委員会決議（37COM 8B.29）において、資産を「ひとつの存在」として、また「ひとつ（一体）の文化的景観」として管理するためのシステムを実施可能な状態にするよう、「上方の登山道の収容力を研究し、その成果に基づき来訪者管理戦略を策定すること」とする勧告を含む6点の勧告が採択された（図I-1）。

【我が国への勧告事項】

以下の点を尊重しつつ、資産をひとつの存在として、また文化的景観として管理するための管理システムを実施可能な状態にすること。

- a) アクセスの利便性・レクリエーションの提供と神聖さ・美しさの質の維持と相反する要請に関連して、資産の全体構想(ヴィジョン)を定めること。
- b) 神社・御師住宅及びそれらと上方の登山道との関係に関して山麓の巡礼路の経路を特定し、それらがどのように認知・理解されるのかについて検討すること。
- c) 上方の登山道の受け入れ能力を研究し、その成果に基づき来訪者管理戦略を定めること。
- d) 上方の登山道及びそれらに関する山小屋、トラクター道のための総合的な保全手法を定めること。
- e) 個々の構成資産において来訪者施設(ビジターセンター)の整備及び解説を促進するために、個々の構成資産が資産全体の一部分を成し、富士山の山頂から山麓にわたる巡礼路全体の一部分を成すことがどのように認識・理解できるのかを周知するために、情報提供戦略を策定すること。
- f) 景観の神聖さ及び美しさの両側面を維持するために、経過観察指標を強化すること。

【我が国への要請事項】

2016年の第40回世界遺産委員会において審査できるように、2016年2月1日までに世界遺産センターに保全状況報告書を提出すること。報告書には、文化的景観の手法を反映した資産の総合的な構想(ヴィジョン)、来訪者戦略、登山道の保全手法、情報提供戦略、危機管理戦略の策定に関する進展状況を含めるとともに、管理計画の全体的な改定の進展状況を含めること。

図I-1 「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」世界遺産委員会の決議文(抜粋)

出典：文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会世界文化遺産特別委員会（第3回）（平成27年12月21日開催）資料2（http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/isanbukai/sekaitokubetsu/4_03/pdf/shiryo_2.pdf）

これに対して、文化庁・環境省・林野庁の連携のもと、山梨県・静岡県及び関係市町村等を中心とした「富士山世界文化遺産協議会」は、2014年（平成26年）12月に『ヴィジョン・各種戦略』をとりまとめた。

各種戦略では、来訪者管理戦略を含む項目について、現状及び課題を整理した上で、適切な保存管理の方向性及び具体的な対策・実施スケジュールが示されている。このうち、「来訪者管理戦略」については、以下の対策がとりまとめられた（原文を5ページに掲載）。

- ユネスコの世界遺産管理マニュアル（World Heritage Papers, 2002）や海外の国立公園の先進事例を参考に、以下のとおり、目標や目的を設定し、指標を設けて、結果をモニタリングする。
- 多様な登山形態の下で登山を行う者が、富士山の顕著な普遍的価値の側面を表す「神聖さ」「美しさ」の双方の性質を実感できることが重要であるとの観点から、「上方の登山道の収容力」に着目しつつ、来訪者管理の目標として、以下の「望ましい富士登山の在り方」を定め、来訪者管理を行う。

- ・ 17世紀以来の登拝に起源する登山の文化的伝統の継承
 - ・ 登山道及び山頂付近の良好な展望景観の維持
 - ・ 登山の安全性・快適性の確保
- 「望ましい富士登山の在り方」を実現するために、2015年（平成27年）から2017年（平成29年）の3年間、上方の登山道の収容力（*carrying capacities*）を中心とした調査・研究を実施し、2018年（平成30年）7月までに、登山道ごとの1日当たりの登山者数を含め、①登山の文化的伝統の継承、②展望景観の維持、③登山の安全性と快適性の確保の視点に基づく複数の指標と指標ごとの望ましい水準を設定する。
- 特定の日・時間帯に山頂に集中する登山者数の平準化や登山者の安全確保のための情報提供等の施策を実施するとともに、情報提供戦略との緊密な連携の下、構成資産相互のつながりの認知・理解を促進し、来訪者及び登山者の山麓の構成資産への誘導及び周辺観光地を含めた山麓地域への周遊を推進する。
- 定期的に施策及び指標の評価・見直しを行い、来訪者管理の前進・改善を図る。

さらに、『ビジョン・各種戦略』を反映するかたちで2016年（平成28年）1月に『世界文化遺産富士山包括的保存管理計画』（策定主体：文化庁、環境省、林野庁、山梨県、静岡県、関係市町村）（2012）が全体的に改定された。

なお、これら『ビジョン・各種戦略』及び改定後の『包括的保存管理計画』（アクションプラン・実施スケジュールを含む。）は、2016年（平成28年）1月に日本政府から世界遺産委員会に提出された保全状況報告書に、附属資料として添付され提出されており、2016年（平成28年）7月にトルコで開催される第40回世界遺産委員会で審議されることになっている。

来訪者管理戦略

1 目的

富士山が持つ『信仰の対象（神聖さ）』・『芸術の源泉（美しさ）』の両面を維持・発展させるとともに、これらの基盤である富士山の自然環境を保全する観点から、現状・課題を把握し、上方の登山道を中心とした来訪者管理の理想像を導き出す。また、その理想像を実現するため、上方（五合目以上）の登山道の収容力¹を中心とした調査研究を実施するとともに、その成果に基づく多角的な視点からの複数の指標を設定し、指標に定めた水準及び施策の実施状況をモニタリングする。

なお、世界遺産としての富士山の区域は、上方の登山道に代表される富士山域のみならず山麓の神社・湖沼・滝等の霊地も含むことから、本戦略は、山麓の構成資産も対象とする。

2 現状

夏季における登山者数は、世界文化遺産として登録された年の前年にあたる 2012 年（平成 24 年）に約 32 万人を記録した。しかし、2014 年（平成 26 年）には、利用者の多い週末やお盆に登山に適した天候の日が少なかったこと、五合目へのマイカー規制期間が延長されたことなどの影響により、2007 年（平成 19 年）並みの約 24 万人にまで減少し、2015 年（平成 27 年）は約 20 万人にまで減少した。一方、山麓の構成資産を訪れる来訪者数は、年間 1,000 万人前後で推移している。

また、上方の登山道に設置されているトイレについては、各トイレの管理者が補助金を活用して環境配慮型トイレとして整備し、これまで適切に維持管理を行っている。整備から約 10 年が経過したため、環境省、山梨県・静岡県等は、適切な維持管理が継続されるよう、処理方式や管理手法等の検討を進めている。

これまで、富士山では山小屋・登山道及び関連の受け入れ施設の改善の対策を進めるとともに、現状把握のための各種調査を実施してきたが、来訪者管理の基本的な考え方・方向性が関係者の間で共通理解となっていない状況にある。

3 課題

上方の登山道については、特定の日・時間帯に五合目から山頂を目指す登山者が集中するなど、登山形態に著しい偏りが生じている。また、多数の登山者が『信仰の対象』・『芸術の源泉』としての富士山の顕著な普遍的価値を認知・理解し、富士登山の文化的伝統を後世へ継承していく必要がある。

他方、山麓の構成資産については、来訪者の集中による著しい混雑は生じていないが、

¹ 収容力(carrying capacities)=登山者数=多角的な視点からの複数の指標の1つ

構成資産を一体として捉える観点から、富士山域と山麓の構成資産との結合に力点を置きつつ、構成資産相互のつながりに関する来訪者の認知・理解を促進する必要がある。

これらの課題を解決するため、来訪者管理戦略に基づき、計画的・段階的に施策を実施する必要がある。

4 方向性

世界文化遺産富士山の来訪者管理は、「世界遺産における来訪者管理～世界遺産管理マニュアル（ユネスコ世界遺産センター発行（2002年））」や海外の国立公園の先進事例等を参考として、目標や目的を設定し、指標を設けて、来訪者管理のための対策の結果をモニタリングする仕組みを適切に運用していくことからなる（図1、p33参照）。

特に、富士山においては、五合日から山頂を目指し登山者が、特定の日・時間帯に集中していることから、「上方の登山道の収容力」に着目しつつ、来訪者管理の目標として「望ましい富士登山の在り方」を定めることとする。

「望ましい富士登山の在り方」は、多様な登山形態の下で登山を行う登山者が富士山の顕著な普遍的価値の側面を表す「神聖さ」・「美しさ」の双方の性質を実感できることが重要であるとの観点から、以下の3点に基づき定義する。

① 17世紀以来の登拝に起源する登山の文化的伝統の継承

- ・ 頂上付近で御来光を拝む場合には、途中の山小屋で宿泊・休憩していること
- ・ 特定された山麓の巡礼路・登山道からの登山が行われていること
- ・ 山麓の神社・霊地等と登山道とのつながりが認知・理解されていること

② 登山道及び山頂付近の良好な展望景観の維持

- ・ 山小屋・防災関連の施設等の登山者のための施設が自然と調和していること
- ・ 浸食・植生等の変化による展望景観への影響が抑制されていること

③ 登山の安全性・快適性の確保

- ・ 登山装備・登山マナー等が理解されていること
- ・ 過剰な登山者数による混雑・危険・不満を感じない登山ができること

以上の「望ましい富士登山の在り方」を実現するために、以下の3つの方向性を定める。

(1) 収容力の研究・指標の設定

将来にわたる富士山の保存と活用の調和を図る観点から、専門家の助言を得つつ、「上方の登山道の収容力」を中心とした調査研究を実施する。さらに、地元関係者等との協議の下、登山者数を含め、①登山の文化的伝統の継承、②展望景観の維持、③登山の安全性と快適性の確保の視点に基づく多角的な視点からの複数の指標と指標ごとに望ましい水準を設定する。（参考資料1、p35～p37）

(2) 施策の実施

富士山の保全に取り組む企業・団体・地元関係者等の連携の下に「望ましい富士登山の在り方」を実現するため、指標ごとに定めた望ましい水準の達成を目的として、上方の登山道に着目しつつ、山麓地域を包含した施策を実施する。

(3) 施策・指標の見直し

実施した施策、設定した指標と指標ごとの望ましい水準について、評価・見直しを定期的に実施する。

5 対 策

(1) 収容力の研究・指標の設定（参考資料1、p35～p37）

- ・ 2015年（平成27年）から2017年（平成29年）の3年間、夏季における五合目以上の登山者について、動態調査・意識調査を継続して実施する。
- ・ 調査結果を分析・研究し、2018年（平成30年）7月までに、登山道ごとの1日当たりの登山者数を含め、①登山の文化的伝統の継承、②展望景観の維持、③登山の安全性と快適性の確保の3つの視点に基づく複数の指標と指標ごとの望ましい水準²を設定する。

(2) 施策の実施

「望ましい富士登山の在り方」の実現を目指し、現時点においては、以下の施策を実施中である。

ア 上方の登山道

① 特定の日・時間帯に山頂付近に集中する登山者数の平準化の推進

- ・ 山麓の駐車場と五合目との間のシャトルバスの運行時間について、最終発車時間を見直すこと。
- ・ 山麓からの登山を推奨すること。（参考資料2、p38）
- ・ 下方斜面における巡礼路に関する調査・研究の成果に基づき、山麓の構成資産を含むモデルコースの検討・設定を通じて、山麓の構成資産への訪問を誘導すること。（参考資料3、p39）

② 普及啓発の推進

- ・ 各登山ルート of 混雑状況及び山小屋の予約状況を紹介するとともに、弾丸登山（事前に十分な休息を取らず、夜通し登山を行うこと（Bullet Climbing））の自粛を求め、登山時の服装及び留意点など安全・安心な登

² 複数の指標と指標ごとの望ましい水準については、参考資料1<指標及び望ましい水準の設定例>（36ページ～37ページ）を参照されたい。

山を行うための情報提供、ごみの持ち帰りなどの登山者のマナー啓発等を行うこと。(参考資料4・参考資料5・参考資料6・参考資料7、p40～p44)

- ・ 富士山周辺の観光情報の提供、登山届の電子化、防災情報の提供及び登山者位置情報の把握等の機能を有する「富士登山の観光・安全総合情報システム」を構築すること。

③ 自家用車の通行規制

- ・ 「望ましい富士登山の在り方」の実現にも寄与する自家用車の通行規制を行うこと。(参考資料8、p45)

④ 利用者負担の実施

- ・ 登山者から任意の協力を求める「富士山保全協力金」を着実に実施し、富士山の環境保全、登山者の安全対策等を図るための事業を推進すること。(参考資料9、p46～p47)

⑤ トイレの適切な維持管理

- ・ 富士山の神聖性を維持し、環境への負荷の軽減を図るため、上方の登山道のトイレの適切な維持管理を推進すること。(参考資料10、p48～p49)

イ 山麓地域

① 山麓の構成資産への訪問の誘導

- ・ 下方斜面の巡礼路の特定により、来訪者を山麓の構成資産へ訪問するよう誘導すること。

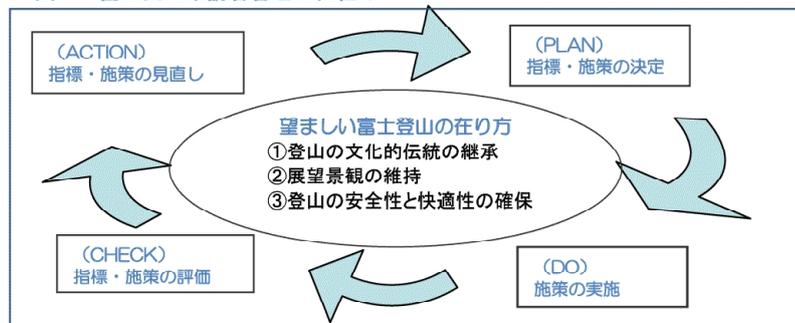
② 山麓地域への周遊の推進

- ・ 山の上方だけでなく、富士山麓地域の魅力を味わい体験してもらうために、山麓の構成資産を巡り、周辺観光地等を訪れるモデルコースやガイド付きツアー等を企画・設定し、来訪者の富士山麓への周遊を推進すること。(参考資料11、p50)
- ・ ガイドブックやホームページなどの広報媒体を通じた情報発信や地域に根ざしたガイド等による案内を積極的に行い、構成資産間の関係性・つながりや資産全体が持つ顕著な普遍的価値についての来訪者の認知・理解を促進すること。(「情報提供戦略」参考資料3・参考資料4、p67～p68)

(3) 施策・指標の見直し

現状・問題点の変化に対応するため、2015年(平成27年)を起点として、概ね5年毎に、施策の実効性・持続可能性及び指標について評価・見直しを行い、来訪者管理の着実な前進・改善を図る。

<図1> 富士山の来訪者管理の仕組み



(2) 国立公園の管理

国立公園の計画は、一定の面積を持った団地ごとに策定されるのが一般的であり、富士山地域は、富士箱根伊豆国立公園の「富士山地域」として公園計画が策定されている。

また、国立公園では、法定の公園計画に対して、地域の実態に合わせたよりきめ細かな公園管理を行うために「管理計画」（法定外計画、近年「管理運営計画」と改訂されたが、富士山地域では今後「管理運営計画」への改訂が予定されている）が策定される。表I-1に富士山地域における国立公園の公園計画と管理運営計画の概要を整理した。また、次頁表I-2に「富士山地域管理計画書」における来訪者管理等に関する記載事項を整理した。

表I-1 富士山地域における国立公園の公園計画と管理運営計画の概要

	公園計画	管理運営計画
目的・役割	○国立公園の保護と利用を適正に行うために、公園ごとに定める計画。 ○公園内の施設の種類や配置、規制の強弱を定める。	○公園内各地区(管理計画区)の特性に応じた保護や利用の方針を示す計画。 ○管理運営計画の中には、地区の特性に応じた細かな審査基準である「許可、届出取扱方針」及び「公園事業取扱方針」が含まれる。
主な記載項目	1 基本方針 2 規制計画 3 事業計画 (1) 施設計画 (2) 生態系維持回復計画	1 管理の基本的方針 (1) 保護に関する方針 (2) 利用に関する方針 2 風致景観の管理に関する事項 (1) 許可、届出等取扱方針 (2) 公園事業取扱方針 3 地域の開発、整備に関する事項 (1) 自然公園施設 (2) 一般公共施設 4 土地及び事業施設の管理に関する事項
本地域における計画対象範囲・ユニット	富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)	左記地域を下記3つの「管理計画区」に区分 [富士山地域] 概ね五合目から上部 [富士山北麓] 山麓の山梨県域 [富士山南麓] 山麓の静岡県域
策定年次	平成18年(最終改定)	平成12年策定

表I-2 「富士山地域管理計画書」における来訪者管理等に関する記載事項(要点抜粋)

	[富士山地域]	[富士山北麓]	[富士山南麓]
利用に関する方針 (地区別)	<ul style="list-style-type: none"> ○五合目までの車道利用の諸問題は、関係機関の協力を得ながら、五合目への過度な利用の集中を抑制するとともに、山麓における新たな利用地点への誘導を図る等の対策を検討。 ○御中道や御庭・奥庭周回、宝永山の探勝歩道を整備し、利用を促進。 	<ul style="list-style-type: none"> ○短期滞在型が主流の公園利用者に対して、自然とのふれあいの増加が図られるよう各種基盤施設の整備充実と自然解説体制等ソフト面の対策を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○富士山新五合目に集中する利用者を山麓部の利用拠点に分散させるため、田貫湖集団施設地区を利用拠点として整備。
利用の指導及び利用規制方針 (地区別)	<ul style="list-style-type: none"> ① 利用者の安全対策 <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関とともに登山道、山小屋、休憩所等の整備と維持管理に努める。 ・事故防止のため指導標、安全柵設置、点検等を行う。 ・登山道の状況等を登山者に迅速に情報提供ができるよう努める。 ② 利用者の誘導、規制 <ul style="list-style-type: none"> ・関係自治体、自然公園指導員、山岳団体、公園事業者等に広く協力を求め、自然保護思想や公園利用マナーの普及啓発を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係自治体、自然公園指導員、山岳団体、公園事業者等の協力により、自然保護思想や公園利用マナーを普及啓発 ○「スバルライン」は、関係者が協力し、自動車利用適正化のためのマイカー規制を充実。 ○「富士山スカイライン」は、関係者が協力し、自動車利用適正化のためのマイカー規制を充実。 ○オフロード車等の乗り入れに対して、車両等乗入れ防止対策連絡会議など関係者が協力し、乗り入れを規制を図る。 	
利用者の指導等に関する事項 (各管理計画区共通)	<p>< 1 自然解説 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○滞在時間が短い状況を踏まえ、以下のような自然解説等利用者指導の充実を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・環境庁、県、市町村等が一体となった自然に親しむ運動や利用者の指導の展開 ・田貫湖ふれあい自然塾及び国民休暇村等を活用し、活動への適切な指導、協力 ・民間の事業者が主体的に自然解説や利用者の指導を行うための必要な指導、助言 ・自然公園指導員や各種関係団体との連絡を密接に保ち、活動への適切な指導、協力を図る ・ビジターセンター整備の際は、関係機関、地元等との協力を確保し、ソフト面の計画を検討した上で、ハードを整備する ・利用指導や自然保護思想啓発のため、自然公園指導員の活動推進やパークボランティア制度の導入、育成を図る (1) 誘導：一合目から五合目までの登山利用の増加を踏まえ、今後歩道や案内板等を整備し、新たな利用促進に努め、五合目から山麓部への利用の誘導を図る。 (2) 規制：○野営場（野営指定地を含む。）以外でのキャンプ禁止の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ○高山植物の踏み荒らし、盗採等防止のため、関係機関との連絡調整を密にするとともに、合同パトロール等を充実 ○関係自治体、山岳団体、公園事業者等に協力を求め、自然保護思想や公園利用者マナーの普及啓発事業を推進 ○特にゴミ持ち帰り運動、パラグライダーの利用エリア指導、マウンテンバイクの登山道乗り入れ抑止、オフロード車等の乗入れ規制を重視 <p>3 利用者の安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関、公園事業執行者と協力しつつ、天候や登山道の状況等を適切に把握し、登山者に迅速に情報提供できる体制を検討 		

2.ヒアリング調査

富士山の来訪者管理に関する論点等を検討、整理するにあたり、有識者等を対象に、下記要領でヒアリング調査を実施した（本業務において会場準備、謝金・日当・交通費等支弁を行うとともに、記録を作成）。

表I-3 ヒアリング調査の実施概要

対象者氏名 (敬称略)	所属・役職	実施期日・場所	
		第1回	第2回
愛甲 哲也	北海道大学大学院農学研究院准教授	平成28年1月14日 於：環境省関東地方 環境事務所	平成28年3月22日 於：環境省関東地方 環境事務所
山本 清龍	岩手大学農学部准教授		
稲葉 信子	筑波大学大学院人間総合科学研究科 世界遺産専攻教授	平成28年1月15日 於：(株)プレック研究所	
吉田 正人	筑波大学大学院人間総合科学研究科 世界遺産専攻教授	本社会議室(東京)	

3.富士山の来訪者管理における主な論点と環境省の役割の検討

2.の有識者ヒアリングにおいて、有識者より提案された富士山の来訪者管理における主な論点と環境省の役割を、以下のとおり整理した。

① 富士山の来訪者管理に関するイコモスの指摘の背景

- イコモス視察は登山シーズンピークに行われたために「信仰の山」としては登山者が多すぎるといった印象を与えた可能性が高い。
- イコモスの現地調査時の指摘を踏まえると、登録理由である「芸術の源泉」としての価値と「信仰の対象」としての価値を登山者が感じられることが必要。
- 世界文化遺産の来訪者管理は、多くの観光客が訪れると資産価値を損なう可能性があるために人数の制限が必要、といった抽象的な概念で、厳密な指針はない。
- イコモスとして来訪者管理の具体的方法案がある訳では無く、管理者がケースバイケースで実施していくものとされている。モデルとして富士山での新しい取組が期待されている。
- アンケートでは、山小屋の混雑を指摘する意見は多いが、登山道の混雑への不満は低い。
- 富士山では江戸時代にも集団登山が行われていたことをICOMOSに理解を促すことも必要。

② 富士山における来訪者管理の必要性・基本的な考え方

- 来訪者管理戦略では、登山者数の設定ありきではなく、まずは望ましい在り方を議論・共有することとしている。
- 文化庁は、適正な登山者数を具体的な数値として設定したい意向。
- 「聖なる山の価値を経験する」ために必要な来訪者の規模という観点で検討が必要。
- 来訪者管理は、登山者数だけでなく、複数の指標を設定することが必要。
- 富士山は、本来本格的な登山領域であり、現在の観光登山の在り方自体にも再考が必要。
- 富士山の場合、適正収容力を自然環境面から規定するのは困難で、利用快適性からの設定が妥当。その場合でも、設定の妥当性を科学的に示すことは難しい。

③ 富士山の登山者数管理の具体的な手法

<交通コントロール>

- マイカー規制の継続による入込コントロール（現状で相当の効果を上げている）。
- 団体バスへの通行規制対象の拡大（現状で規制対象外）。
- 道路の夜間通行止めの実施（弾丸登山抑止に対する効果が極めて大きい）。
- 山麓駐車場でのコントロール（駐車場容量で入り込み上限を既定）。

<弾丸登山の抑制>

- 安全上の問題も大きい弾丸登山の規制（弾丸登山者は全体の3割程度を占めると推定）。

<山小屋予約制>

- 山小屋完全予約制による、山小屋の収容力での登山者数の規定（予約制は飛び込み客の対応や団体客直前キャンセル回避等の面で山小屋にもメリットがある）。

<ガイドの引率定員設定>

- 登山ガイドの引率定員（ガイドレシオ）の規定による団体の利用削減。

<平準化>

- ピークカットの主たる対象は外国人や団体観光客としたピーク時利用の抑制（日本人一般登山者の大半は休日利用せざるを得ない）。
- 場所や時間帯の平準化は、利用環境の多様性を奪うことになるので注意が必要。

<登山者要件の制限方策>

- 五合目以上の入山にあたり、登山届、装備、予備知識の確認等を行う（入山資格の制限）。
- 自動販売機の撤去などにより、登山の難易度を高める（利便性の低下）。
- 高山病のリスクを考慮した年齢制限（若年層登山規制）。

④ 人数以外の来訪者管理

<登山者の意識>

- 「信仰の山に来た」という認識を持ってもらうための五合目の空間形成・演出（山麓からの登拝において、五合目は風景が一変する体験をする場として重要な役割をもつ）。
- 山頂の自販機でジュースを買うのが恥ずかしい、といった雰囲気醸成。

<情報提供・価値の伝達>

- イコモスが指摘する「インタープリテーションストラテジー」は、構成資産の価値と相互関連性を総合的に理解させるためのものと捉える。
- インタープリテーションの場として五合目に上がるバスの車中を有効に活用する。
- ハード面では山麓のビジターセンターが通過されていること、五合目の登山者センターは立地が悪いことを踏まえての対応策の検討が必要。
- 山小屋予約の際に富士山に関する予備知識を与えるしくみを作る。
- 協力金徴収の際に、適切なインタープリテーションを実施する（料金徴収をインタープリテーションの好機として活用する）。

<協力金>

- 協力金は徴収の目的や強制か否かを明確にする（外国人登山者は不明確だと支払わない、不公平感をなくすためにも強制性を高めることが必要）。
- 山小屋のトイレ利用料も協力金の内数として徴収し、山小屋に分配する。

<景観>

- 吉田口五合目のさらなる景観形成。

⑤ 収容力（登山者数）設定の望ましいプロセス・合意形成手法

- 富士山の国家的な資源性を考慮し、地元以外も含めてあるべき姿を議論する。
- 富士山を対象とした多くの協議会の関係性を整理・統合する。
- 実務担当者、現場レベルでざっくばらんな意見交換、アイデア出しをできる場を設ける。
- 山小屋、登山ガイドの意見を聴取、反映できる検討体制とする。

⑥ 富士山の来訪者管理のために必要な情報・モニタリングのあり方

- 既存データで把握可能な基礎的情報（例：ブル運行回数、ガイドの人数や稼働状況、登山者におけるガイド同行率等）を確実に収集・整理・公開する。

⑦ 富士山の来訪者管理において環境省が担うことが考えられる役割

- 来訪者管理の具体方策を検討する前に、富士登山のあるべき方向性を明確化・共有化し、ビジョンとして、国立公園管理計画に位置づける。
- 世界文化遺産の来訪者管理戦略は、イコモスの指摘に十分答えているとは言えない面があると考えられるため、具体的な方策は環境省が中心となって検討することも考えられる。
- モニタリングは適正利用推進協議会の活動として明確に位置づけ、環境省が中心になって連携・役割調整を図ることが考えられる。
- 「神聖さ」という価値は、信仰の山を対象とした国立公園でも当然求められるものであるため、「国立公園として」の富士山の来訪者管理の目指すべき方向を検討する。
- 多くの登山者は、富士山が日本最高峰であるから登山しているが、日本最高峰であることは、世界遺産の価値に含まれない。このような文化遺産に含まれない価値を国立公園の価値として明確化する。
- 富士山は、自然の姿が文化に多大な影響を与えたケースとして世界にも類を見ず、それこそが富士山の価値ともいえることから、国立公園の管理も近代以前から地域で行われてきた「聖なる山」としての伝統的な管理を踏まえて検討する。
- 複合遺産の概念も変わりつつあり、将来は、富士山が複合遺産として登録される可能性がある。その場合は、環境省が中心的な役割を担うことも視野に入れる。
- 各種開発行為に対する景観の管理については、自然公園法に基づく許認可指導において環境省が主体的に行うことが可能。

Ⅱ. 国立公園の管理計画の改定が必要な事項の抽出

1. 既定の方針・ルール等の整理と国立公園の管理計画に位置付けるべき事項の抽出

(1) 既定の方針・ルール等

富士山地域を対象に、関係地方公共団体や関連協議会等が定めた方針、ルール等を以下の表II-1に整理する。また、19ページ頁以降に各方針・ルール等ごとにその概要を整理した。

表II-1 富士山地域を対象に、関係地方公共団体や関連協議会等が定めた方針、ルール等

(その1)

方針・ルール名称	制定・策定者	策定等年月	概要・備考
① 総合的方針・施策関係			
1)富士山地域環境保全対策要綱	富士箱根伊豆国立公園富士山地域環境保全対策協議会	平成7年7月	富士山で発生する環境保全、適正利用に関する諸問題解決に向けた総合的な施策
2)富士山憲章	山梨県、静岡県	平成10年11月	富士山の自然環境や景観の保全理念、保全のための行動規範等を示したもの
② 世界文化遺産関係			
3)包括的保存管理計画(改訂版)	文化庁、環境省、林野庁、山梨県、静岡県、関係市町	平成28年1月改定	構成資産を包括的に保存管理するための基本方針・方法等を定めた計画(下記ビジョン、戦略等を反映して改訂)
4)世界文化遺産富士山ビジョン	富士山世界文化遺産協議会	平成27年10月	ICOMOSの勧告を受けて策定された資産の全体構想
5)下方斜面における巡礼路の特定	富士山世界遺産協議会	平成27年10月	ICOMOSの勧告を受けて策定された未解明の山麓巡礼路の調査・研究成果及び継続調査・研究方策
6)来訪者管理戦略	富士山世界文化遺産協議会	平成27年10月	ICOMOSの勧告を受けて策定された登山道の受入能力の調査・研究成果及び望ましい富士登山の在り方を実現するための登山道の収容力の設定とその計画的・段階的な実現方策
7)上方の登山道等の総合的な保全手法	富士山世界文化遺産協議会	平成27年10月	ICOMOSの勧告を受けて策定された登山道・山小屋・トラクター道の3者間の総合的な保全管理方策
8)情報提供戦略	富士山世界文化遺産協議会	平成27年10月	ICOMOSの勧告を受けて策定された来訪者に対して構成資産の全体の関係性を認知・理解できるようにするための情報提供方策
9)危機管理戦略	富士山世界文化遺産協議会	平成27年10月	ICOMOSの勧告を受けて策定された自然災害からの来訪者や住民の生命及び財産、構成資産の保全方策
10)開発の制御	富士山世界文化遺産協議会	平成27年10月	ICOMOSの勧告を受けて策定された富士山の展望景観保全と開発の調和のための方策
11)経過観察指導の拡充・強化	富士山世界文化遺産協議会	平成27年10月	ICOMOSの勧告を受けて策定された世界文化遺産の保護と緩衝地帯の保全状況の維持・改善を図るための経過観察方策
12)静岡県行動計画	静岡県	平成24年3月	包括的保存管理計画記載内容の具体化のための静岡県域の総合的方策
13)「富士山」保存管理行動計画(山梨県内)	山梨県、関係市町、林野庁、国交省他	平成25年3月	包括的保存管理計画記載内容の具体化のための山梨県域の総合的方策

表II-1 富士山地域を対象に、関係地方公共団体や関連協議会等が定めた方針、ルール等
(その2)

方針・ルール名称	制定・策定者	策定等年月	概要・備考
14)山梨県世界遺産富士山基本条例	山梨県	平成27年3月	富士山世界遺産の保全に係る総合的な施策推進の基本方針
15)富士山保全協力金(富士山利用者負担制度)	富士山世界文化遺産協議会(富士山利用者負担専門委員会)	平成25年12月	富士登山者を対象とした協力金の徴収とその活用方策
③ 適正・安全利用関係			
16)富士山スカイライン一般車両乗り入れ規制	富士山スカイライン渋滞対策協議会	平成27年	富士宮口の通行規制に関する運用規則
17)ふじあざみライン車両通行止め規制	富士山須走口適正利用推進協議会	平成27年	須走宮口の通行規制に関する運用規則
18)スバルライン車両通行止め規制	富士スバルライン適正利用と北麓観光振興検討委員会	平成6年	スバルラインの通行規制に関する運用規則
19)富士山青木ヶ原樹海等エコツアーガイドライン	富士山青木ヶ原樹海等エコツアーガイドライン推進協議会	平成16年6月	青木ヶ原を対象としたエコツアー実施にあたっての基本ルール
20)山梨県富士五湖水安全条例	山梨県	昭和48年3月	富士五湖における船舶の安全航行のためのルール
21)山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例	山梨県	昭和60年2月 平成26年8月改正	富士五湖における動力船の使用に係るルールを定めたもの
22)富士登山における安全確保のためのガイドライン	富士山における適正利用推進協議会	平成25年7月	冬山登山に対する遭難防止と環境保全の観点からのルール
④ 公園事業・景観保全関係			
23)富士山における標識類総合ガイドライン	富士山標識関係者連絡協議会	平成22年3月	富士山における案内誘導標識の統一整備に向けたガイドライン
24)富士山における標識類の統合整理計画	富士山標識関係者連絡協議会	平成22年3月	上記ガイドラインに基づく具体的整備計画
25)富士箱根伊豆国立公園富士山五合目地区宿舎事業に係る指導方針について	山梨県	平成6年1月	吉田口五合目の宿舎事業を対象とした自然公園法に基づく公園事業許可基準の細部解釈
26)富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	富士宮市	平成25年7月	富士宮市域を対象としたメガソーラ、風力発電事業による景観阻害を抑止するための条例
27)富士山四合目・五合目ランドデザイン	山梨県		平成27年度策定中のため、非掲載
28)山梨県富士山噴石及び景観対策指針(仮称)	山梨県		平成27年度策定中のため、非掲載
⑤ 火山防災関係			
29)富士山火山防災マップ	富士山ハザードマップ検討委員会	平成16年6月	富士山火山防災協議会の設置した専門検討委員会で検討された噴火を想定したハザードマップ
30)富士山火山砂防計画の基本構想(ハード対策編)	国交省・静岡県・山梨県	平成19年12月	上記防災マップを受けた防災施設整備に向けた基本的考え方
31)富士山火山砂防計画の策定方針	国交省・静岡県・山梨県	平成21年11月	上記構想を受けた具体の計画策定に向けた方針を示したもの
32)富士山火山広域避難計画	富士山火山防災対策協議会	平成27年3月	上記防災マップ策定、平成18年の中央防災会議による「富士山火山広域防災対策基本方針」の決定等を経て、平成24年6月に設立された左記協議会が策定した広域避難計画
33)富士山噴火時避難ルートマップ	山梨県	平成27年6月	上記避難計画とリンクした避難ルートを示した避難地図

① 総合的方針・施策関係

1) 富士山地域環境保全対策要綱	
策定等主体(年次)	富士箱根伊豆国立公園富士山地域環境保全対策協議会（平成7年7月）
目的・趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・富士山の利用者の増加に伴う自然環境への負荷増大、ゴミの散乱、尿尿処理、登山道荒廃、オフロード車による植生破壊、交通混雑等の諸問題への対応を検討し、適切な保全と利用を推進するために、富士箱根伊豆国立公園富士山地域環境保全対策協議会を設置。同協議会での検討を経て、「各種対策の実施方針」と「富士山カントリーコード」をあわせた「富士山地域環境保全対策要綱」を策定。
概要	<p>■位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「各種対策の実施方針」は関係機関の協力・連携のもと、より効果的な環境保全対策を進めていくための指針として位置 ・「富士山カントリーコード」は利用者自らの環境保全行動の規範として普及啓発することをねらいとして位置づけ <p>■各種対策の実施方針</p> <p>①ゴミ処理対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ゴミの持ち帰り」の徹底、放置ゴミの除去、ゴミの回収・処理の効率化、ゴミの発生源に対する発生量抑制対策 ・これらの活動の実施主体として美化清掃団体を組織 <p>②し尿処理対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立地条件に応じたモデル的にトイレを建設、実証を経てし尿処理方式を確立 <p>③自然とのふれあい利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用頻度の少ない登山道の活用、旧登山道の再整備等 ・富士山地域の資源マップの作成、情報提供拠点施設の整備 ・ガイド、インタープリターの育成 <p>④植生復元対策（小田貫湿原について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門家による現況調査と引水、貯水池整備 ・定期的な監視を実施するため、官民の協力体制を確立 <p>⑤自動車利用の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の連携・協調を図り、今後も継続して適切な規制に努める ・利用者に対しアイドリングの自粛を呼びかける <p>⑥オフロード車対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法による乗り入れ規制地域の指定の推進 ・進入防止柵の設置、パトロール実施や直接的な取り締まり、普及啓発活動 <p>■富士山カントリーコード</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美しい富士山を後世に引き継ぐ ・ゴミは絶対捨てずに、すべて持ち帰る ・ゴミになるようなものを最初から持っていない ・登山道はずれて歩かない ・登頂記念の落書きをしない ・車道外へ車両等を乗り入れない ・溶岩樹型等の特殊地形を壊さない ・駐車場ではアイドリングをしない ・動植物を採らない ・トイレなど公共施設をきれいに使う

2) 富士山憲章	
策定等主体(年次)	山梨県、静岡県（平成10年11月18日）
目的・趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・富士山の自然環境や景観の保全理念、環境保全のための行動規範等を示し、全国的に富士山の環境保全への協力を訴え、国民的な規模で保全運動の展開を図る。
概要	<p>■経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士山環境保全共同宣言の発表（平成9年）、富士山サミットの開催（平成10年）を受け、富士山は一つであるという共通認識のもと、山梨県・静岡県の両県が連携して富士山の環境保全に取り組むことを確認するものとして、平成10年に両県によって制定された。 <p>■富士山憲章の基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士山の自然を学び、親しみ、豊かな恵みに感謝しよう。 ・富士山の美しい自然を大切に守り、豊かな文化を育もう。 ・富士山の自然環境への負荷を減らし、人との共生を図ろう。 ・富士山の環境保全のために、一人ひとりが積極的に行動しよう。 ・富士山の自然、景観、歴史・文化を後世に未長く継承しよう。 <p>■富士山憲章推進会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士山憲章推進会議は、富士山憲章の周知、定着を図り、富士山環境保全の全国的な運動を推進することを目的とし、平成11年6月に設置。 ・会議の構成員は、環境省、国土交通省、林野庁、山梨県、静岡県、山梨県関係市町村（富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村、身延町）の代表者2名、静岡県関係市町村（富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町）の代表者2名からなる。 <p>■富士山を守る指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士山を守る指標は、富士山憲章の理念を実現する活動を進めるための具体的な数値目標として山梨県・静岡県の両県によって2001年3月に定められた。 ・富士山憲章の5つの理念をもとに、自然を学び親しむ指標、自然を守りはぐくむ指標、自然と人との共生指標、環境保全活動指標、自然・景観・歴史・文化の継承指標の5つの総合指標と、総合指標を具体化した15の個別指標からなる。 ・ごみの収集量や清掃活動の参加者数などについて目標数値を設定し、達成度によって点数化する。個別指標は20点満点で計算され、その上で総合指標も20点を最高点として算出。

② 世界文化遺産関係

3) 富士山包括的保存管理計画	
策定等主体(年次)	文化庁、環境省、林野庁、山梨県、静岡県（平成24年1月）
目的・趣旨	・富士山の複数の部分からなる構成資産を一体として保存し、その顕著な普遍的価値を次世代へと継承するために、資産およびその周辺環境を対象として、その全体を包括的に保存管理するための基本方針・方法等を定める。
概要	<p>■基本方針</p> <p>①顕著な普遍的価値の保存管理</p> <p>②周辺環境との一体的な保全</p> <p>③経過観察の実施</p> <p>④整備・公開・活用の促進</p> <p>⑤体制の整備・運営</p> <p>⑥行動計画の策定・実施</p> <p>■方向性・方法</p> <p>①顕著な普遍的価値の保存管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「信仰の対象」の側面に基づく「登拝・巡礼の場」としての保存管理、及び、「芸術の源泉」の側面に基づく「展望地点・展望景観」としての保存管理 ・保存管理の方法の明示、保存管理の方法の実施にあたっての関係法令等の遵守 <p>②周辺環境との一体的な保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成資産の周辺環境のうち、負の影響が想定される範囲を対象とした緩衝地帯の設定 <p>③経過観察の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産の保存管理及び周辺環境の保全の状況を把握するための経過観察 ・経過観察にあたっての観察指標の特定と、周期、観察記録の主体を定める ・負の影響が認知・予見される場合は、未然防止と原因の除去、軽減策について立案実施 <p>④整備・公開・活用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各構成資産及び構成要素の状態に応じた適切な修繕等 ・構成資産間の関連性について地域住民及び来訪者へ効果的な情報提供 ・風致景観・環境の保全に配慮した、国内外からの観光客の受入体制の整備 <p>⑤体制の整備・運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産およびその周辺を一体的に保存管理・保全するため、行政機関、地域社会等の関係者が十分に連携できる包括的保存管理体制として「富士山世界文化遺産協議会」を設置 ・包括的保存管理体制においては、関係法令による保存管理、学術的な見地を取り入れた保存管理、官民協働による保存管理の3点を基本的な方向性とする ・専門家からの助言を得るための「富士山世界文化遺産学術委員会」を設置 <p>⑥行動計画の策定・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①～⑤における保存管理・保全のための事業を行動計画として策定・実施

4) 世界文化遺産富士山ビジョン	
策定等主体(年次)	富士山世界文化遺産協議会（平成27年10月23日）
目的・趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・2013年のユネスコ世界遺産委員会による「富士山」の世界遺産一覧表への記載決議にあたって、保全状況を改善していくための指摘・勧告、保全状況報告書提出の要請を踏まえ、富士山の景観が持つ特質の全体を視野に入れた保存・活用の考え方・方法を示す。
概 要	<p>■ビジョンの趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化遺産の保存・活用、周辺環境の保全に対する意識・取り組みを将来に継承し、それらをさらに浸透・発展させる。 ・顕著な普遍的価値と関連する「神聖さ」「美しさ」の維持・向上と構成資産の一体管理のための各種の方法・戦略を定める。 ・富士山山麓における利用の歴史を踏まえた望ましい土地利用のあり方を展望し、人間と富士山の持続可能な関係を築くための、各種の方法や戦略を定める。 ・上記の諸点を実現し、管理の方法・体系を運営可能な状態にするために、地域社会における関係者間の合意形成や、各種施策の段階的・計画的推進を図る。 <p>■世界遺産の諸課題の解決・改善のための方法・戦略の骨子</p> <ol style="list-style-type: none"> ①開発の制御 ②来訪者管理戦略の策定 ③上方の登山道等の総合的な保全手法の策定 ④下方斜面における巡礼路の特定 ⑤情報提供戦略の策定 ⑥経過観察指標の拡充・強化 ⑦危機管理戦略の策定 <p>■地域社会の役割</p> <ol style="list-style-type: none"> ①山梨県・静岡県・関係市町村は、学術的根拠に基づく文化財の保護、科学的知見に基づく自然公園の保護を超えない利用を原則とし、上記の戦略・方法に定めた対策を確実に進める。 ②地域社会を構成するひとりひとりが保存・活用の取り組みに積極的に参加できるよう議論・実践の場を持続的に確保し、実現の過程を定期的に点検できるようにする。 ③開発の制御への対策及び6つの戦略・方法を推進するため、地域社会住民および事業関係者、教育関係者が、相互の役割を明確に意識し、富士山の保存・活用に効果的に参画・貢献できるよう努める。 ④来訪者・登山者は、自らの果たす義務と役割を十分に認識し、適切な保存・活用に参画・貢献できるよう、関係諸機関が協働して広く情報の提供と意識の醸成に努める。

5) 下方斜面における巡礼路の特定	
策定等主体(年次)	富士山世界文化遺産協議会 (平成27年10月23日)
目的・趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・山中・山麓の下方斜面における登山道・巡礼路の位置・経路の全体を特定するために既存調査や研究の成果をとりまとめ、来訪者がかつての巡礼路の経路を通じて、構成資産間の関係性・つながりを認識・理解できるよう、情報提供戦略等へと反映させる。
概要	<p>■現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かつて存在した複数の登拝・巡礼の経路は多くが使われなくなったり自動車道になり、複数の霊地や神社境内と、上方の登山道との関係が分かりにくくなり、25の構成資産の相互の関係性やつながりがわかりにくくなっている。 ・これまで巡礼路に関する調査研究は行われてきたが、登山道・巡礼路を軸とする「信仰の対象」としての富士山の総体を明らかにする調査・研究の熟度は十分ではない。 <p>■課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成資産を結ぶ巡礼路は、来訪者各自の目的に応じて様々な道が利用される複雑な経路の集合体であったため、巡礼路の位置や変遷過程だけでなく、各時代の信仰形態に応じて重層的に形成された構成資産間の歴史的な関係性を示す必要がある。 ・長期にわたる調査研究を確実に継続するため、山梨県・静岡県及び関係市町村における調査・研究体制の確立とその充実が不可欠となっている。 <p>■方向性</p> <p>①総合的な調査・研究の継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査・研究の成果のとりまとめ ・長期にわたる調査・研究の継続 ・調査・研究体制の確立・充実 <p>②情報提供戦略等への反映</p> <p>■対策</p> <p>①総合的な調査・研究の継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各時代の信仰形態に応じて重層的に形成された構成資産間の歴史的な関係性を検討し、これらの結果を調査・研究の成果として示す。 ・富士山世界遺産センター（仮称）が中心となり、総合的・学際的な調査・研究の推進、報告書の作成・公刊、それらの成果を発表・公開・紹介できる場の準備等についての、計画の策定および実行。 ・山梨県・静岡県および富士山世界遺産センター（仮称）が中心となり、関係市町村実施の調査研究の集約、指導、助言の実施。 ・調査・研究に係る体制の充実。 <p>②情報提供戦略等への反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域に根ざした人材として、世界遺産ガイド等を養成。パンフレット・ガイドブック等を作成・活用。効果的な情報提供手法を確立。 ・学校教育との連携による学習講座の実施。 ・把握した「登山道・巡礼路の位置・経路」に基づき、統一的・系統的な案内板・道標・歩道・情報提供広場の整備等の実施。潜在化したルートを顕在化し、来訪者を誘導する方法の検討。

6) 来訪者管理戦略	
策定等主体(年次)	富士山世界文化遺産協議会（平成27年10月23日）
目的・趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・富士山の持つ「信仰の対象」「芸術の源泉」という特性の両面を維持・発展させ、これらの基盤となる自然環境を維持し高めるという観点から、上方の登山道に関する調査研究を行い、現状や問題点の把握を行う。 ・「望ましい富士登山のあり方」が実現可能な「上方の登山道の収容力」を設定、計画的・段階的な実現過程を含めた「来訪者管理戦略」を策定する。
概要	<p>■課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の日に登山者が集中するなど、登山形態に著しい偏りが生じている。 ・登山者が富士山の「信仰の対象」「芸術の源泉」としての価値を認知・理解し、富士登山の文化的伝統を後世へ継承する必要がある。 ・これらの課題を解決するために、来訪者管理戦略に基づいた施策を、計画的・段階的に実施していく必要がある。 <p>■方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「17世紀以来の登拝に起源する登山の文化的伝統の継承」「登山道及び山頂付近の良好な展望景観の維持」「登山の安全性・快適性の確保」の3点に基づいた「望ましい富士登山の在り方」を定義する。 ・「望ましい富士登山の在り方」の実現のために、以下の3つの方向性を定める。 <ul style="list-style-type: none"> ①収容力の研究・設定 ②収容力に基づく施策の実施 ③収容力・施策の見直し <p>■対策</p> <p>①収容力の研究・設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏期の五合目より上方への来訪者の動態調査・意識調査の継続的な実施。 ・「上方の登山道の収容力」の調査研究・分析の実施。収容力の設定。 <p>②収容力に基づく施策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平準化の推進 ・普及啓発の推進 ・自家用車の通行規制 ・利用者負担の実施 <p>③収容力・施策の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・およそ5年を目途として、現状・問題点の変化に対応するため「上方の登山道の収容力」について評価・見直しを行い、施策の実効性・持続可能性についても評価・見直しを実施する。

7) 上方の登山道等の総合的な保全手法	
制度・計画等名称	上方の登山道等の総合的な保全手法
策定等主体(年次)	富士山世界文化遺産協議会（平成27年10月23日）
目的・趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・富士山の特質である「神聖さ」「美しさ」を維持するために「登山道」「山小屋」「トラクター道」の3者間の調和的・補完的な関係に注目した総合的な保全管理を推進する。
概要	<p>■現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登山道については、山梨県、静岡県による登山道の適切な維持管理の継続的な実施、落石防護施設等の人工構造物の形態・意匠の展望景観への配慮が行われている。 ・山小屋の施設・看板類の形態・意匠は、標識類総合ガイドライン等に基づき、展望景観へ配慮、山小屋のトイレの処理能力の維持及び管理負担の軽減を目的とした管理手法等の検討が行われている。 ・トラクター道は、物資運搬、緊急傷病者の搬送への利用など、公共性の高いライフラインとしての役割を果たしている。運行回数の抑制など環境負荷抑制に努めている。 <p>■課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登山道、山小屋、トラクター道は、相互に密接な関連性を持つが、3者の調和的・補完的な関係を尊重した総合的な保全手法は未整備である。 ・登山道については、浸食の影響等についての調査分析、浸食箇所の地形的状況に応じた効果的な保全手法の充実、落石防護壁等の人工構造物の材料・工法の検討が課題となる。 ・山小屋については、施設外観、看板類について、展望景観を向上させるためのさらなる施策の実施が必要となる。 ・トラクター道については、自然環境、神聖な雰囲気、登山道からの良好な展望に配慮した適切な材料・工法の選択が求められる。 <p>■方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登拝の本質を継承した「望ましい富士登山のありかた」の推進を目指し、「来訪者管理戦略」に定めた対策の確実に実施する。 ・登山道維持補修にあたって、自然環境、神聖な雰囲気、登山道からの良好な展望に配慮した材料・工法を採用する。 <p>■対策</p> <p>①来訪者管理戦略の確実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来訪者数の平準化を図る対策により、来訪者による登山道への影響の抑制を図る。 <p>②展望景観等に配慮した材料・工法の選択</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登山道については、パトロール等により浸食や登山による影響などを継続的に把握し、維持管理の充実を図る。落石防護壁等の人工構造物の景観への影響を緩和する材料・工法を定める。 ・山小屋については、施設外観・看板類等の現状を把握し、神聖な雰囲気の維持や展望景観との調和のための改善を行う。 ・トラクター道については、現況を把握し、展望景観への影響の程度を分析する。また効果的な運行方法や、環境配慮型車両の導入等に対策に係る関係者協議・検討を継続する。

8) 情報提供戦略	
制度・計画等名称	情報提供戦略（Interpretation Strategy）
策定等主体（年次）	富士山世界文化遺産協議会（平成27年10月23日）
目的・趣旨	・構成資産のひとつひとつが、富士山という大きな巡礼路全体の一部であることを来訪者が容易に理解・認知できるよう、巡礼路の特定に関する調査研究に基づいた情報の伝達を行うとともに、保全に関する適切な情報提供を行う。
概要	<p>■現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成資産の関連性やつながりを明示したパンフレット等が存在しないため、来訪者がそれらを認知・把握することが難しい状況となっている。 ・情報提供や調査研究の拠点施設としての富士山世界遺産センター（仮称）の建設、運営組織の確立に向けた作業が進んでいる。 <p>■課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成資産の相互関係を容易に理解できる広報媒体の作成、来訪者を下方斜面へと誘導する標識の整備等、包括的な情報提供手段の検討が必要。 ・調査・研究体制の整備、人材育成、関係施設との連携による来訪者の認知・理解の促進を図る仕組みの整備が必要となる。 <p>■方向性</p> <p>①調査・研究の推進及びその成果の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士山世界遺産センター（仮称）と関係機関との連携により、富士山に関する調査研究を推進し、山梨県・静岡県は、調査研究成果を系統的に蓄積し、公開活用に寄与する。 <p>②顕著な普遍的価値の伝達及び適切な情報提供の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士山の顕著な普遍的価値の伝達、保全に関する施策についての適切な情報提供 ・富士山世界遺産センター（仮称）の建設、運営組織の確立、世界遺産ガイドの育成 ・ソフト面およびハード面における効果的な情報提供手法の構築 <p>■対策</p> <p>①調査・研究の推進及びその成果の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査研究体制の確立、調査研究活動の推進、来訪者意識調査の実施 ・調査研究成果の蓄積・公開活用の推進、調査研究成果のデータベース化の検討 <p>②顕著な普遍的価値の伝達及び適切な情報提供の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然と人間の関係が独特の信仰や芸術作品を生み出してきたことを紹介し、構成資産間の関係性について周知を図る。 ・登山ルートや山小屋の混雑状況の発信、弾丸登山自粛の呼びかけ、安全安心な登山のための情報提供、マナーやルールの啓発、トイレ整備や富士山清掃活動、富士山を保全するための法制度などについての情報発信を行う。 ・富士山世界遺産センター（仮称）を建設し、情報提供を行う。 ・関係市町村の連携のもとで、世界遺産ガイド等の人材を養成する。 ・構成資産間の関係性についてのパンフレット等の提供、富士山学習などの授業や講座の実施、企画展・研究発表会等の開催、来訪者を山麓の構成資産へと誘導する方法の検討・実施。

9) 危機管理戦略	
制度・計画等名称	危機管理戦略
策定等主体(年次)	富士山世界文化遺産協議会（平成27年10月23日）
目的・趣旨	・噴火・風水害・土砂災害・地震・火災等の災害から、来訪者や住民の生命及び財産を保護するとともに、世界遺産の構成資産を保全する。
概要	<p>■課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来訪者の生命・身体を災害から保護するための対策が不十分 ・構成資産・構成要素の保全のための対策の見直し・強化が必要 <p>■方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来訪者に対する地域防災計画の周知の推進 ・構成資産・構成要素の保全のための計画の見直し、対策の強化を図る <p>■対策</p> <p>①噴火及びそれに伴う災害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「富士山火山広域避難計画」（2014年）に基づき、防災訓練の実施による計画の見直しを行い、噴火切迫時には避難対象者を円滑に避難させる。突発的な噴火時の登山者への情報伝達方法、避難ルート、避難施設のありかた、登山者への事前の啓発活動等についての検討を進め、「富士山火山広域避難計画」に反映していく。 ・国、山梨県、静岡県との連携による「富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画」の策定を進め、監視カメラ等による監視及び整備を行う。 <p>②土砂災害・落石</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大沢崩れにおける対策工、山麓部における砂防堰堤・沈砂地の設置等、砂防施設の設置を行う。 ・土砂流出防備のため、立木等の伐採を制限し、落石から利用者を守るための導流堤、防護壁、防護柵等の施設を、展望景観に配慮しつつ設置する。 <p>③地震</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「静岡県地震津波アクションプログラム2013」に基づいて地震津波対策を充実強化する。 ・「地域防災計画」に基づき、地震対策を強化する。 <p>④火災</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山火事予防運動による啓発活動を徹底する。 ・野焼きにあたっては、作業指導要綱や安全対策マニュアルなどに基づき作業者の身の安全を確保し、延焼を防止する。 <p>⑤山域における来訪者の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登山者への事前の啓発活動等の検討を進める <p>⑥山麓の構成資産における災害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「文化庁防災業務計画」や「文化財防災マニュアル」等により、文化財に指定されている建造物の災害予防、復旧及び入場者の安全確保対策を実施する。

10) 開発の制御	
策定等主体(年次)	富士山世界文化遺産協議会（平成27年10月23日）
目的・趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・山麓における歴史的な土地利用を踏まえ、将来における望ましい土地利用のあり方を展望する。 ・人間と富士山との持続可能で良好な関係を構築し、富士山の良好な展望景観の保全のために、適切な規制の下に保全と開発の調和を図る。
概要	<p>■課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行為規制が比較的緩やかな区域内で建設される建築物や、都市計画法の行為規制の及ばない工作物等の大きさ（規模）及び位置に対する制御が、山麓における建築物等の開発における課題となる。 ・建築物の意匠や色彩についての制御について、景観規制に関する条例を定めていない市町村もあるため対応が必要となる。 <p>■方向性</p> <p>①緩衝地帯内における開発圧力への対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発規模や位置に関する制御に効果のある行政手続きの充実 ・過去の土地利用の歴史を踏まえた地域社会との合意形成に留意 <p>②個別事項への対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期的な抜本的対策を計画的に進捗させ、即効的対策も着実かつ段階的に実施 <p>■対策</p> <p>①緩衝地帯内における開発圧力への対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、地公体が連携し、富士山保全に係る法令上の各種行政手続の見直しに向けて再点検を早急に図る。 ・景観法に基づく景観区域、及び景観条例が策定されていない地域について、早期に景観計画及び景観条例を策定する。 ・地域社会との合意形成に十分に留意し、その過程を通じて、富士山の保全に関する世論の喚起、機運醸成、事業者の社会的責任への理解を促進する。 <p>②個別事項への対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士五湖：湖の使用法、湖岸の修景方法の検討、動力船の乗り入れ実態の把握 ・忍野八海：湧水周辺の建築物その他の工作物の修景等の実施 ・白糸ノ滝：白糸ノ滝整備基本計画に基づく、構成資産周辺の環境改善 ・富士宮五合目：法令等に基づく基準による修景のための関係者間の協議調整 ・吉田口五合目：法令の基準を踏まえた建築物等の自主ルール策定 ・標識・案内板：屋外広告物、案内板の設置基準の強化 ・電柱：富士北麓の電線類の地中化の推進、周辺市町村における無電柱化の推進 ・登山道へ向かう自家用車：マイカー規制期間を延長 ・山麓の開発制御：関係市町村の景観計画及び景観条例による建築物の景観調和、メガソーラー等大規模開発行為に対する行政指導（設置自粛要請） ・北口本宮富士浅間神社周辺地域：国道拡幅にあわせた沿道景観や歩行空間の整備

11) 経過観察指導の拡充・強化	
策定等主体(年次)	富士山世界文化遺産協議会 (平成27年10月23日)
目的・趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・世界文化遺産範囲の確実な保護、緩衝地帯の良好な保全状況の維持と改善のため、適正な指標のもとに経過観察を実施する。 ・経過観察において負の影響が確認・予見された場合は原因の除去、影響軽減の対策を立案実施する。
概要	<p>■課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・展望景観が持つ「信仰の側面」「審美的な側面」を反映した指標の拡充及び追加が必要 ・各種戦略・方法等の実施状況の継続的な把握、評価・見直しのため定期的かつ体系的な経過観察の実施の必要 <p>■方向性</p> <ol style="list-style-type: none"> ①「信仰の側面」「審美的な側面」を反映した指標の拡充・追加 <ul style="list-style-type: none"> ・展望景観の定点観測地点を追加し、展望景観の状態を把握する ・富士山信仰に関わる宗教行事の実施状況を把握する ・来訪者の意識調査を実施し、富士山の顕著な普遍的価値及び構成資産相互のつながりに関する来訪者の理解の状況を把握する ・上方の登山道の収容力を設定する ②各種戦略・方法等の実施状況の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・各種戦略・方法等に定めた課題の解決・改善のための対策の実施状況を継続的に把握し評価・見直しを行っていくため、定期的かつ体系的な経過観察を実施する。 <p>■対策</p> <ol style="list-style-type: none"> ①「信仰の側面」「審美的な側面」を反映した指標の拡充・追加 <ul style="list-style-type: none"> ・展望景観の定点観測地点の追加 ・富士山信仰に関わる宗教行事の実施状況の把握 ・来訪者の意識調査の実施 ・上方の登山道の収容力の設定 ②各種戦略・方法等の実施状況の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・富士山包括的保存管理計画における指標及び拡充・強化した指標に基づいて、定期的・体系的な経過観察を実施し、対策の定期的な評価・見直しを行う。

12) 静岡県行動計画	
制度・計画等名称	静岡県行動計画
策定等主体(年次)	静岡県 (平成24年3月)
目的・趣旨	<p>・「富士山」が持つ顕著な普遍的な価値を次世代に確実に継承していくため、「富士山包括的保存管理計画」に基づき、以下の6つの観点から包括的な保存管理に向けた事業を推進する。</p> <p>①開発・都市基盤施設の整備による影響への対応 ②環境変化への対応 ③自然災害への対応 ④来訪者等による影響への対応 ⑤各構成資産・構成要素及び展望景観の修復・整備 ⑥公開・活用・県民参加</p>
概要	<p>■施策の方向性</p> <p>①開発・都市基盤施設の整備による影響への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係市町すべてを景観行政団体に移行し、景観計画を策定 ・都市計画区域マスタープランについて継続した見直しを実施 <p>②環境変化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染物質、酸性雨のモニタリングの実施、固定発生源対策による大気汚染物質濃度の低減 ・野生動物生息分布調査による実態把握と捕獲効率の向上、特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整等の保護管理 <p>③自然災害への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火対策として、3県の相互応援体制を整備、合同訓練の実施。「富士山火山防災対策に関する連絡調整会」のを継続開催 ・土砂災害、落石対策として、総合的な土砂災害対策を推進 ・地震対策として、防災計画の策定、地震に関する情報の伝達方法等を整備 <p>④来訪者等による影響への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来訪者等に対する安全対策として、富士登山ナビゲーター（案内人）の配置、富士山衛生センターの施設の維持管理、静岡県山岳遭難防止対策協議会構成機関の連携による遭難事故の未然防止、道路の適正な維持管理 ・協議会における翌年度のマイカー規制についての検討、周辺道路沿い及び登山道沿いの放置ごみの清掃活動、山小屋トイレの利用状況等の継続的調査 ・産業廃棄物の不法投棄対策の強化 <p>⑤各構成資産・構成要素及び展望景観の修復・整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サインや便益施設の整備、老朽化した建物の適切な修理・修復、文化財建造物監理士の養成、文化財保護法等の法令に基づく各種手続きの周知徹底 ・修景事業等について、共通ルールの整備、屋外広告物の集合化の取組の推進、無電柱化の推進、森林整備の実施による良好な森林景観の形成 等 <p>⑥公開・活用・県民参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「富士山の日」の各種取り組み、普及啓発活動の推進 ・「富士山世界遺産センター（仮称）」の整備推進 ・富士山関連の講座開催による住民等地域関係者への普及啓発 等

13) 「富士山」保存管理行動計画(山梨県内)	
策定等主体(年次)	山梨県、関係市町村、林野庁関東森林管理局、国交省甲府河川国道事務所、国交省富士砂防工事事務所、環境省関東地方環境事務所（平成25年3月）
目的・趣旨	・「包括的保存管理計画」の着実な推進を図るため、関係行政機関が山梨県内において実施する事業を具体的に示し、関係行政機関間での情報共有、効果的・効率的な「富士山」の保存管理・保全のための事業を実施する
概要	<p>■施策の方向性</p> <p>①開発・都市基盤施設の整備による影響への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法、山梨県、関係市町村の景観条例に基づいた適切な保全 ・沿道環境の保全、交通諸問題の解消等に資する道路の整備方針を検討 ・県、関係市町村の総合計画及び都市計画マスタープラン等に基づいて、景観及び環境に配慮した事業を実施 <p>②環境変化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染物質の常時観測の継続、CO2吸収源としての適切な森林整備 ・野生動物の食害を防止するための計画的な捕獲の実施、侵入防止柵の設置 ・松くい虫被害の予防・拡大防止のための適切な駆除 <p>③自然災害への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火対策：広域避難計画の作成、自治体職員等による訓練、ハザードマップ等による地域住民に対する周知の徹底 ・土砂災害：治山施設の整備、荒廃森林の整備、導流堤・防護壁の設置 ・地震対策：既存の防災計画の改善・実施 等 <p>④来訪者等による影響への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登山道の適切な維持管理、安全確保のための救護所の維持、利用マナー及びルールの普及啓発、富士山の環境保全に対する意識の高揚 ・一般車両の乗り入れ規制期間の設定、シャトルバス運行等 ・関係行政機関、民間団体、ボランティアによる清掃活動の促進 ・不法投棄監視体制の強化、投棄の未然防止、拡大防止、撤去処理の推進 ・環境配慮型トイレの維持管理、必要に応じた施設の更新 <p>⑤各構成資産・構成要素及び展望景観の修復・整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建造物の火災発生時における設備の適切な稼働、耐震設備の整備 ・構成資産等の巡視による無断現状変更・破壊行為等の有無等の点検、指導 ・富士五湖全体の利用の在り方について、官民協働による検討を進める ・忍野八海及び周辺地域の環境整備について、街なみ環境整備事業を推進 ・各種法令の適切な運用による展望地点からの展望維持及び周辺環境の保全 ・道路整備事業と並行した電柱の移設・電線の地中化、防護柵の景観配慮等 ・広告物・案内板の景観配慮、集合化の推進 <p>⑥公開・活用・県民参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士山総合学術調査の継続的实施 ・富士ビジターセンター、山梨県環境科学研究所等の情報発信・解説の充実 ・地域住民等への講座及び研修会等の実施・情報の伝達 ・多言語ガイドブック、自然環境の学習講座を通じた、外国人登山のマナー及びルールの周知 ・統一されたデザインによる標識類の整備 ・富士山世界遺産センター（仮称）の設置

14) 山梨県世界遺産富士山基本条例	
策定等主体(年次)	山梨県（平成27年3月25日）
目的・趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・富士山の保全に関する施策について、基本理念を定め、県の責務及び県民等の役割を明らかにする。 ・富士山の保全に関する施策の基本となる事項等を定めることによる富士山の保全施策を総合的に推進する。 ・以上を以て富士山の顕著な普遍的価値を構成に引き継ぐ。
概要	<p>■基本理念</p> <p>① 富士山の保全に関する施策は、良好な景観の形成並びに自然環境の保全及びその適正な利用の確保が図られるとともに、富士山を構成する個々の文化財が適切に保存され、及び管理されることを旨として行われる。</p> <p>② 富士山の保全に関する施策は、富士山が所在する場所及びその周辺の地域への安全で安心な来訪を可能とする環境を整備することを旨として行われる。</p> <p>③ 富士山の保全に関する施策は、関係地方公共団体、民間団体等との相互の密接な連携の下に行われる。</p> <p>■関係者の責務・役割</p> <p><県の責務></p> <ul style="list-style-type: none"> ○富士山の保全に関する施策を総合的に策定、実施 ○関係行政機関、団体と連携した富士山の保全施策を推進するための体制整備 <p><県民・来訪者の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ○富士山についての理解を深め、富士山の保全に関する活動に主体的に取り組む ○県が実施する富士山の保全に関する施策への協力 <p><事業者の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ○富士山やその周辺の良好な景観形成及び自然環境の保全、文化財の保護、来訪者の安全確保、その他の富士山の保全への配慮 ○県が実施する富士山の保全に関する施策への協力 <p><県が行う施策></p> <p>【基本的施策】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 景観等に影響を及ぼす施策の策定等に当たっての配慮 ② 良好な景観の形成及び自然環境の保全のための措置 ③ 富士山を構成する文化財の適切な保存・管理を図るための措置 ④ 来訪者の特定の時期への集中による影響の防止 ⑤ 富士山の保全に関する学習の機会・情報の提供 ⑥ 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置 ⑦ 富士山及び周辺地域への安全・安心な来訪のための措置 ⑧ 登山者が遵守すべき事項等の周知 <p>【調査研究の実施】 施策の実施に必要な巡視、調査研究等の実施</p> <p>【巡視、調査研究等の体制の整備】 富士山の自然環境の状況を把握し、富士山の保全施策を実施するために必要な巡視等の体制の整備</p> <p>【協力要請・財政上の措置】 登山者等に対する富士山の保全施策を推進するための資金の出えんその他協力要請、必要な財政上の措置</p>

15) 富士山保全協力金	
策定等主体(年次)	山梨県、静岡県
目的・趣旨	<p><山梨県>美しい富士山を後世に引き継ぐため、富士山の環境保全や登山者の安全対策を図る</p> <p><静岡県>協力金の徴収により、富士山の環境保全、富士山に係る情報提供、富士山の登山者の安全対策その他の富士山の顕著な普遍的価値の後世への継承等に関する事業に要する経費に充てる</p>
概要	<p>・山梨、静岡両県とも、下記に示す要綱に基づき、入山者から任意で協力金を徴収している。</p> <p>■静岡県富士山保全協力金実施要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、第4回富士山世界文化遺産協議会において決定された、富士山の利用者負担制度に基づき実施する富士山保全協力金(以下「協力金」という。)について、必要な事項を定める。 (目的) 第2条 協力金は、富士山の環境保全、富士山に係る情報提供、富士山の登山者の安全対策その他の富士山の顕著な普遍的価値の後世への継承等に関する事業に要する経費に充てることを目的とする。 (対象者) 第3条 対象者は、富士山の登山道開通期間において、富士宮ルート、御殿場ルート、須走ルートの各五合目から山頂を目指す登山者とする。 (実施方法) 第4条 次のいずれかの方法により、協力金の申出を受け付ける。 (1) 現地係員への申出 (2) インターネットへの登録 (3) コンビニエンスストアのマルチメディア端末への登録 (4) 県への申出書の送付 2 次のいずれかの方法により、協力金を受納する。 (1) 前項第1号により申出があった場合は、現金により受納する。 (2) 前項第2号により申出があった場合は、クレジットカード決済により受納する。 (3) 前項第3号により申出があった場合は、現金又はクレジットカード決済により受納する。 (4) 前項第4号により申出があった場合は、県発行の納付書による金融機関への振込みにより受納する。 (金額) 第5条 協力金の額は、1人当たり1,000円を基本とする。 (委任) 第6条 この要綱に定めるもののほか、協力金の実施について必要な事項については、知事が別に定める。</p> <p>-----</p> <p>■山梨県富士山保全協力金実施要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、第4回富士山世界文化遺産協議会(平成26年1月22日開催)において制度が決定された、富士山への登山をする者からの寄附金である富士山保全協力金(以下「協力金」という。)の実施に関し必要な事項を定める。</p>

(対象者)

第2条 採納の対象者は、富士山吉田ルート登山道において、富士山五合目（富士スバルライン五合目及び吉田口五合目を指す。以下「五合目」という。）から山頂を目指す登山者とし、できる限り対象者全員から協力を得られることを目指すものとする。

(実施期間及び時間)

第3条 採納は、五合目以上の富士山吉田ルート登山道の開通期間中、毎日24時間実施する。

2 前項の規定にかかわらず、富士山有料道路（富士スバルライン）が通行止めになる場合及び著しい悪天候等の場合は実施しないことができる。

(方法)

第4条 次のいずれかの方法により、公平かつ効率的に採納する。

- (1) 領収係員による対面領収
- (2) 自動領収証発行機による領収
- (3) インターネットによる事前領収
- (4) コンビニエンスストアによる事前領収

2 前項に規定する領収時（第3号及び第4号の場合は記念品の引換時）には、領収証（様式第1号）を発行する。

(金額)

第5条 協力金の額は、1人当たり1,000円を基本とする。ただし、1,000円を超える金額も採納することができる。

2 未就学児、児童及び学生並びに障害のある登山者については、協力できる範囲の金額で採納するものとする。

(使途)

第6条 協力金は、山梨県及び次の団体等が実施する別表に掲げる事業に該当する新規事業及び事業の拡充並びに採納に関する事業のための財源に充当する。

- (1) 五合目以上に行政区域を持つ山梨県内の市町村
- (2) 五合目以上に山梨県恩賜県有財産管理条例に基づく保護の責任のある恩賜県有財産保護団体
- (3) 行政を中心として組織された協議会等であって五合目以上で事業を行うもの及びそれを構成する地方公共団体
- (4) 五合目以上に常設の拠点を持つ民間事業者

2 新規事業とは、同一の団体等において、平成25年度以前に実施した事業と著しく類似していないもの及び前年度以前から存在した事業で新規の箇所に取り組むものをいう。

3 事業の拡充とは、当該事業のうち平成25年度以前に実施した事業の実績と比較して増加した部分をいう。

(管理)

第7条 協力金は、採納した年月日、番号及び金額等について記録した台帳（様式第2号）を作成し、管理する。

2 協力金は、採納した年度内に山梨県富士山保全協力金基金に積み立てる。

(分配)

第8条 基金に積み立てた協力金は、別に定める山梨県富士山保全協力金事業審議会の審議を経た後、事業を実施する団体等に分配する。

2 山梨県以外の団体等へは、別に定めるところにより交付する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、富士山保全協力金の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

③ 適正・安全利用関係

16) 富士山スカイライン一般車両乗り入れ規制	
策定等主体(年次)	富士山スカイライン渋滞対策協議会(平成27年)
目的・趣旨	・マイカー規制を実施することにより、富士山スカイラインの渋滞を解消し、富士山への来訪者の安全と快適性を確保し、富士山の環境を保全する。
概要	<p>■規制の内容</p> <p>[期間]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開山から閉山までの7月10日午前9時～9月10日午前12時までの63日間(平成27年度) <p>[規制対象車両]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士山頂方向に向かう一般のマイカー(自家用車) <p>[規制対象外車両]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バス、タクシー、軽車両、身体障害者等関係車両、その他の除外車両 <p>■規制の仕組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制対象車両は水ヶ原駐車場に駐車し、シャトルバス・タクシーに乗換 ・シャトルバス運賃は大人往復1,500円(片道1,150円)、小人往復750円(片道580円) ・運行は登山便は午前6時～午後10時、下山便は午前7時～午後10時(運行間隔30分) ・タクシーの運賃の目安は、定員4人の小型車で4,370円 ・シャトルバスや乗換駐車場の利用の予約は受け付けない <p>■実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静岡県道路企画課内、富士宮市観光課内に運営本部を設置し、運営本部内に①乗換駐車場担当、②五合目駐車場担当、③輸送担当、④交通整理・通行規制(雨量)担当、⑤維持・管理担当、⑥広報活動担当を置く。 ・運営本部は規制全体の状況把握をし規制が円滑に実施されるよう努め、トラブル発生時の情報収集・発信基地として機能。各セクションの役割は以下のとおり。 <p>①乗換駐車場担当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗換駐車場の整備、管理、運営、及びシャトルバス、タクシーに関することを担当 <p>②五合目駐車場担当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・五合目駐車場の整備、事前準備に関することを担当 <p>③輸送担当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シャトルバス、タクシーに関することを担当 <p>④交通整理・通行規制(雨量)担当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗換駐車場、予備駐車場、五合目駐車場の出入口や、駐車場内での交通整理を担当。 ・富士土木事務所は異常気象時に随時雨量データを運営本部に伝える。基準雨量を超え通行規制が必要となった場合は、運営本部および関係機関に連絡する。 <p>⑤維持・管理担当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士山スカイライン、乗換駐車場、五合目駐車場の維持管理に関することを担当 <p>⑥広報活動担当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイカー規制に関する広報活動を担当。

17) ふじあざみライン車両通行止め規制	
策定等主体(年次)	富士山須走口適正利用推進協議会（平成27年）
目的・趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 夏期のふじあざみラインでは来訪者の集中による五合目駐車場の混雑、路上駐車等の状況が見られていたため、マイカー規制の実施により、渋滞を解消することによる来訪者の安全と快適性の確保、富士山の環境保全を目的とする。
概要	<p>■規制の内容</p> <p>[期間]（平成27年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> 7月10日正午～7月12日正午、7月17日正午～8月23日正午、8月28日正午～8月30日正午、9月4日正午～9月6日正午 <p>[規制区間] 県道足柄停車場富士公園線の登山区間（通称：ふじあざみライン）</p> <p>[規制対象車両]</p> <ul style="list-style-type: none"> 富士山頂方向に向かう一般のマイカー（自家用車） <p>[規制対象外車両]</p> <ul style="list-style-type: none"> バス、タクシー、軽車両、身体障害者等関係車両、その他の除外車両 <p>■規制の仕組</p> <ul style="list-style-type: none"> 規制対象車両は須走多目的広場（ふじあざみライン乗換駐車場）に駐車し、シャトルバスまたはタクシーに乗換 シャトルバスの運賃は大人往復1,600円（片道1,220円）、小人往復800円（片道610円） 運行は登山便は午前5時から午後9時、下山便は午前6時45分から午後9時15分、運行間隔は30分。利用者が集中した場合には適宜シャトルバスを増便。 タクシーの運賃の目安は、小型車3,570円、中型車4,140円。 シャトルバスや乗換駐車場の利用の予約は受け付けていない。 マイカー規制に関するアンケート調査をシャトルバス利用者に対して実施。 <p>■実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 富士山須走口適正利用推進協議会の下に乗換駐車場運営協議会を置き、その中に <ol style="list-style-type: none"> ①五合目乗換駐車場担当、②輸送担当、③交通整理担当、④道路維持管理担当、⑤広報活動担当を置く。 <ol style="list-style-type: none"> ①五合目乗換駐車場担当 <ul style="list-style-type: none"> 仮設駐車場、五合目駐車場の整備、事前準備に関する事項を担当 ②輸送担当 <ul style="list-style-type: none"> 代替輸送手段となるシャトルバス・タクシーに関する事項を担当 ③交通整理担当 <ul style="list-style-type: none"> ふじあざみライン、乗換駐車場、五合目駐車場の出入口並びに駐車場内での交通整理 ④道路維持管理担当 <ul style="list-style-type: none"> ふじあざみライン、乗換駐車場、五合目駐車場の維持管理（パトロール、清掃）を担当 ⑤広報活動担当 <ul style="list-style-type: none"> 本規制に関する広報活動に関する事項を担当

18) 富士山スバルライン車両通行止め規制	
策定等主体(年次)	富士スバルライン適正利用と北麓観光振興検討委員会（平成27年）
目的・趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 富士山北麓の自然環境を保全するとともに、持続可能な観光振興の推進を図るため、現在実施している富士スバルラインでのマイカー規制や、山梨県立富士北麓駐車場等を活用した広域観光の振興に関することについて検討する。
概要	<p>■規制の内容（平成27年度）</p> <p>[期間] 平成27年7月10日（金）17時～平成27年8月31日（月）17時（連続53日間）</p> <p>[規制対象外車両] バス（乗車定員11人以上のマイクロバスを含む）、ハイヤー、タクシー、軽車両（原動機付きのものは規制対象）、指定車、許可車、身体障害者等乗車車両</p> <p>■規制の仕組</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度からマイカー規制時の駐車場は、山梨県立富士北麓駐車場の1箇所に限定（マイカー規制期間中は駐車料金1,000円）

19) 富士山青木ヶ原樹海等エコツアーガイドライン	
策定等主体(年次)	富士山青木ヶ原樹海等エコツアーガイドライン推進協議会（平成16年6月25日）
目的・趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・青木ヶ原樹海等を保全し、適正かつ持続的な利用を図るため、エコツアー等の目的で対象エリアに立ち入る団体、事業者、ツアー参加者等が遵守すべき事項として、保全すべき区域や、利用形態等に関してルールを定める。 ・青木ヶ原樹海等における質の高いエコツーリズムの推進を図る。
概要	<p>■ガイドラインの対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象範囲：青木ヶ原（約30平方km）～大室山・御庭・奥庭一体 ・対象主体：エコツアーを実施する団体、個人事業者、そのエコツアーへの参加者 <p>■事業者およびガイド向けルール(配慮事項)</p> <p>①質の高いガイドランス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドが必ず同行する ・各事業者・ガイドは、ガイドラインの目的・内容を熟知する ・ツアーの参加者に対して、事前のオリエンテーションを実施する <p>②踏圧被害の回避、貴重な生態系の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用可能ルート等の限定、利用者数上限の設定、繁殖期等のエコツアー自粛、1列歩行励行、解説時等の拡幅禁止、夜間利用の極力抑止 <p>③ガイドの禁止行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動植物の採取、樹木の伐採等は絶対に行わない ・喫煙、飲酒の禁止、定められ場所以外でのたき火、野営の禁止、野外排泄の禁止 <p>④安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常時における危機管理体制整備、無理な日程や活動メニューは設定しない ・事業者の賠償保険等の加入と、ガイドの応急手当技術習得 <p>⑤遵守体制の担保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者・ガイドの身分明示、事業者間での相互確認、周知 ・違反行為発見時のガイドラインの周知と中止要請、関係行政機関への通報 <p>⑥適正手続きの履行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入山許可申請書提出の徹底 <p>⑦持続可能性の担保、その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業者自らによる環境負荷影響等の確認、持続可能な利用を実現するための仕組みの構築、収益の一部の地域還元への推進 ・エコツアーの実施を通じた地域経済の活性化 <p>■エコツアー参加者(旅行者)向けルール(行為規範)</p> <p>①踏圧被害の回避、貴重な生態系の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ルートを外れない、動植物の踏みつけ回避、1列歩行 等 <p>②禁止行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ捨て、喫煙、飲酒、動植物の採取・踏みつけ、樹木の伐採、落書き、大声を出す、音響装置の持ち込み、ペット持ち込み、植物・種子持ち込み、野生動物の餌付け、食べ物等の放置、たき火、野営 等 <p>③エコツアーへの参加姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイド指示の遵守、野外排泄禁止、ゴミ袋携行等、環境保全を理解・実践 ・エコツアーへの参加を通じ、地域の自然や歴史・文化について積極的に学ぶ ・自らの体力を過信したり無理なこと、危険行為は行わない

20) 山梨県富士五湖水上安全条例	
策定等主体(年次)	山梨県 (昭和48年3月31日)
目的・趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 山梨県富士五湖水上安全条例は、富士五湖の水上における交通の安全と事故の防止等を図るため、船舶の航法や酒酔い操縦の禁止、各種大会等の開催の許可を定める。
概要	<p>■船舶の航法(第3条～第5条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の船や遊泳者に危険をおよぼすような速度・方法による航行の禁止 条例で定める航行ルールに基づき航行。 <ul style="list-style-type: none"> 行合船：互いに右に避ける 横切り船：他の船舶を右舷側に見る船舶が避ける 追越船：確実に追い越し、十分遠ざかるまでは他の船の進路を避ける。 船舶とボート等が激突しそうな場合：船舶が相手の進路を避ける 違反船舶に対しては、警察から違反行為の中止、必要な措置の指示。 <p>■事故発生時の措置(第6条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 航行中の事故に際しての操縦者(乗務員を含む)の義務行為： <ul style="list-style-type: none"> 負傷者の救護 危険防止のための必要な措置の実施 速やかな警察への報告 <p>■航行禁止区域・保安区域の設定(第7条、第8条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 水上における交通の安全と事故の防止のため、航行禁止区域を設定 遊泳者等の船舶からの保護のため、保安区域を設定、 <p>■操縦者の遵守事項(第12条、第13条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 酒酔い操縦の禁止 急発進、急加速、空ぶかし等による、他人に迷惑を及ぼす騒音の禁止 <p>■その他の遵守事項(第14条～第16条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 水上スキー、モーターボート、水上オートバイの航行、ヨットの大会や競技会の開催の場合、警察署長の許可を受ける。 航行中の船舶からの飛び込み、遊泳者や手こぎボート等がいる場所でのラジコンボートやラジコン飛行機の操作の禁止 水上スキーやボードセーリングをしたり、ヨットに乗るときの救命胴衣の着用の義務

21) 山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例	
策定等主体(年次)	山梨県(昭和60年2月22日、平成26年8月改正)
目的・趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例は、富士五湖の自然の静けさを守るため、主として、富士五湖を航行する動力船(モーターボートや水上バイク)の騒音を規制することを目的とする。
概要	<p>■航行の制限(第6条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○次の場合を除く、航行制限時間における動力船の乗り入れの禁止 <ul style="list-style-type: none"> ・国又は地方公共団体が公の用に供するために航行する場合 ・災害等非常事態の発生の際、必要な措置を講じるために航行する場合 ・漁業協同組合員が漁業等の事業のために航行する場合 ・祭礼等慣習的な行事に伴い航行する場合 ・知事が、公益上必要があると認めて許可した場合 ○航行制限時間 <ul style="list-style-type: none"> ・午後9時から翌日の午前7時までの時間(河口湖については、7月1日から9月15日までの間は、午後9時から翌日の午前6時までの時間) <p>■騒音の規制(第7条・第14条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中の動力船の騒音が湖畔で5秒間以上連続して70デシベルを超えてはならない。 ・騒音の規制基準を超えて航行した場合は、騒音の防止の方法について改善を命令。 ・この命令に従わない場合は、航行の中止を指示。 <p>■船舶の届出(第8条・第9条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動力船を富士五湖(本栖湖を除く)に初めて乗入れる場合「船舶届」(船舶の種類、型式、推進機関の出力、騒音防止の方法等の届出)の事前提出が義務化。 ・「船舶届」は富士五湖(本栖湖を除く)に初めて乗入れようとする日の2週間前の日までに提出。 ・「船舶届出済証」の表示(動力船の見やすい位置への貼付)の義務化。 <p>■航行の届出(第13条の2・第13条の3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士五湖(本栖湖を除く)に動力船を乗入れる年度毎に「航行届」(乗入れる湖、時期、日数等の届出)の事前提出が義務化。 ・「航行届」のあった動力船は「航行届出済証」の表示(動力船の見やすい位置への貼付)の義務化。 <p>■特定船舶の確認(第13条の4～第13条の6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例に規定する「特定船舶」(恒常的に湖を航行している遊覧船、漁船、遊漁船、貸しボート等の動力船や行政機関、教育機関等が所有する動力船)については「特定船舶の確認」を受けることにより、以後の「航行届」の提出が免除。 <p>■行為の禁止(第15条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行制限時間内に騒音を発生する推進機関付きの遊具その他の著しい騒音を発生する機器のみだりな使用の禁止 <p>■富士五湖環境監視員(第17条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この条例に関する行為の監視、富士五湖の静穏に関する指導啓発のため富士五湖環境監視員を配置

22) 富士登山における安全確保のためのガイドライン	
制度・計画等名称	富士登山における安全確保のためのガイドライン
策定等主体(年次)	富士山における適正利用推進協議会(平成25年7月)
目的・趣旨	<p>・富士山では毎年多くの遭難事故が発生している。また、登山期間以外はトイレが閉鎖されていることから、登山者の排泄物による生態系への影響がみられる。世界文化遺産に登録されたことを受け、富士山における遭難防止と自然環境保全の観点から、登山者に対する登山注意事項の周知による安全の確保を目的とする。</p>
概要	<p>■夏山期間以外の注意事項</p> <p>①万全な準備をしない登山者の夏山期間以外の登山の禁止</p> <p>・十分な技術、経験、知識と、しっかりした装備、計画を持った者の登山は妨げるものではないが、万全な準備をしない登山者(スキー、スノーボードによる滑走を含む)は禁止。</p> <p>②携帯トイレの持参</p> <p>・独自の高山生態系が存在している地域であるため、人間の排泄物による悪影響が懸念される。山中のトイレが使用できない夏山期間以外では、携帯トイレを持参して自らの排泄物を回収し、持ち帰った排泄物について適切な処理を行う。</p> <p>■夏山期間の注意事項</p> <p>①最低限必要な装備の使用</p> <p>・夏山登山に最低限必要な装備は出発前に必ず確認し、観光気分の登山や思いつきによる準備不足の登山は絶対にしない。</p> <p>②最新気象情報等の入手</p> <p>・登山前に必ず最新の気象情報・予報、警報・注意報の発令状況、火山情報等を確認し、悪天候が確実な場合は計画を延期するなど無理な登山は決して行わない。</p> <p>③遭難・事故の危険の予防・回避</p> <p>・天候急変：強風、霧、雷の発生など天候が急変しやすいため、荒天時の行動に注意する。</p> <p>・落石事故：富士山は落石を起こしやすいため、絶対に登山道を外れて歩かない。休憩時には浮き石の多い斜面の下は避け、落石を起こし、あるいは見た場合は大きな声で叫び周囲に知らせる。</p> <p>・夜間登山：道迷いになりやすく、また転倒や落石の危険性が高まるため、夜間登山はなるべく避ける。弾丸登山は怪我や高山病などの可能性が高まるため避ける。</p> <p>・道迷い：分岐点の見落としや登下山ルートを間違わないよう、標識や誘導ロープを確認しながら歩く。</p> <p>・高山病：高山病の症状が見られた場合、水分を多めにとり深呼吸により酸素を多く取り入れる。高山病は下山するしか改善できないため無理をせず早期に下山する。症状が重い場合は救助を要請する。</p> <p>・低体温症：富士山は平地との気温差が大きく、特に体が濡れた場合や強風時には体温が奪われ低体温症の危険が高まるため、防寒、防風、防水対策が必要となる。</p>

④ 公園事業・景観保全関係

23) 富士山における標識類総合ガイドライン	
策定等主体(年次)	富士山標識関係者連絡協議会 (平成22年3月)
目的・趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 富士山において、適切な標識の配置やデザインの統一化等を図ることにより、利用者の安全と利便を確保するとともに、秩序ある良好な風致景観を維持及び形成することを目的とする。
概要	<p>■適用範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> 五合目(各車道の終点)以上の歩道、山小屋等の施設を含む全域 山麓から五合目に至る車道、歩道、園地 <p>■対象とする標識類(サイン)の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> 常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示され、若しくは設置、又は掲出される案内標識(道標、地図案内標識等)、注意標識、自然等解説板、商用看板(山小屋、売店などにおいて商用に設置されるもの)など全ての標識、看板類、はり紙等を対象とする。(屋外広告物法第2条に言う、「屋外広告物」に該当。)ただし、法令の規定により規格等が規定されている標識(道路交通法等法令に基づいて設置される道路標識等)は除く。 <p>■標識類の適正な配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要最低限の設置数とし、利用者の動線を考慮し可能な限り風致景観の支障とならずかつ利用者の目に付きやすい場所に設置。 近傍に同一機能の看板が重複して設置されることは避ける。 近傍に複数の機能が異なる標識などが多数存在する場合は集合看板への統一を図る。 同一機能の標識類が必要以上に複数存在している場合、必要性を吟味の上、順次撤去。 <p>■用語の統一・多言語化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 標識等に表示する地名等用語の統一を図る。 国際化に対応するため、日本語の他英語、韓国語、中国語等必要に応じて多言語表記し、同様にピクトグラムを用いる。 <p>■デザイン</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての標識について統一性を持たせる。 風致景観に馴染むよう下地の色は木材・石材の自然色、黒色及び茶系色とし、文字等は白色及び黒色を基本とする。大きさについても、標識類の目的を踏まえ、必要な範囲で風致景観に支障のないよう最小限に抑える。 <p>■維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 標識の劣化により風致景観上の支障となることを避け、また、利用者の安全を損なうことがないように、適切な維持管理を行う。 5合目以上の山岳部など強風や多雪による環境の厳しい所については、劣化を考慮して、修繕が容易な設計の標識としたり、耐性の強い素材を用いたり、利用者の少ない時期は標識を取り外して適切に保管するなどして、適切な維持管理に努める。 必要がなくなった標識類は、速やかに撤去するとともに、老朽化した標識類は、必要な措置を講じる。

24) 富士山における標識類の統合整理計画	
策定等主体(年次)	富士山標識関係者連絡協議会（平成22年3月）
目的・趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 「富士山における標識類総合ガイドライン」で示された標識類の配置の方針に基づき、対象範囲において、具体的かつ適正な標識の配置を推進することを目的とする。
概要	<p>■対象範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> 各登山ルート（富士宮ルート、御殿場ルート、須走ルート、吉田ルート）の五合目以上 吉田ルート・須走ルート8合目<下江戸屋分岐> 吉田ルートの泉ヶ滝分岐及び六合目の安全指導センター分岐 須走口5合目 その他標識の統合整理等が特に必要と富士山標識関係者連絡協議会が認めた範囲 <p>■計画期間</p> <ul style="list-style-type: none"> おおむね3年（平成24年度末）以内 <p>■実施主体</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会事務局が関係する協議会構成員と協議して、適切な役割分担のもと、実施者の調整を行う。 <p>■各地点の統合整理計画</p> <p>①吉田ルート</p> <ul style="list-style-type: none"> 注意標識・誘導標識等の適切な箇所の設置（最小限化） 吉田・須走下山ルートの8合目分岐の誘導標識、注意標識の改善設置 富士スバルライン五合目と吉田口五合目の誘導標識の改善 富士スバルライン五合目の総合案内標識の設置 <p>②須走ルート</p> <ul style="list-style-type: none"> 中間地点の誘導標識の最小限化 5合目登山口に設置されている標識類の整理および集約化 <p>③御殿場ルート</p> <ul style="list-style-type: none"> 中間地点の誘導標識の最小限化 老朽化した下りルートの誘導標識の取替 ブル道の交差点等の改善 国立公園の入口標識の設置 御殿場口新五合目の総合案内標識の設置 <p>④富士宮ルート</p> <ul style="list-style-type: none"> 登山ルート上の標識類の改善 富士宮口五合目の総合案内標識の設置 <p>⑤頂上周回ルート</p> <ul style="list-style-type: none"> 地図案内標識の設置 誘導標識の設置 規制・注意標識の設置 立入禁止標識の設置 不要および管理者が不明の標識や老朽化した標識の撤去等

25) 富士箱根伊豆国立公園富士山五合目地区宿舎事業に係る指導方針について	
制度・計画等名称	富士箱根伊豆国立公園富士山五合目地区宿舎事業に係る指導方針について
策定等主体(年次)	山梨県（平成6年1月5日）
目的・趣旨	・富士箱根伊豆国立公園富士山五合目地区の宿舎事業について、従来は現状における風致維持を基本に指導してきたが、山梨県環境首都憲章の制定（平成5年）、山梨県障害者幸住条例施行（平成5年）に伴って、新たに指導方針を定めた。
概 要	<p>■富士箱根伊豆国立公園富士山五合目地区の宿舎事業にかかる指導方針</p> <p>1. 建築床面積</p> <p>①地上部の延床面積は既存施設の規模に準じ、1,800㎡を限度とする。ただし公共性が高く、特に必要な施設の整備を行う場合はこの限りではない。</p> <p>②発電室や機械室等の騒音防止対策のため、又は管理用資材収納庫等のため地下室を設ける場合には、地上部と合わせた延床面積の許容限度を2,400㎡とする。</p> <p>2. 建物の高さ</p> <p>①風致景観を維持するため、高さは13m以下とする。</p> <p>上記1. ①における「特に必要な施設」とは次に例示するとおり。</p> <p>(1) 環境保全のために必要とされるゴミの分別、リサイクル等廃棄物の減量化又は再資源化のための施設</p> <p>(2) 障害者福祉の増進に寄与する施設</p> <p>(3) 電気、給排水、空調設備等建物付属設備であって、上記(1)及び(2)の施設の整備に伴い必要かつ不可欠と認められる施設。</p>

26) 富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	
策定等主体(年次)	富士宮市(平成25年7月1日)
目的・趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 富士山の景観、豊かな自然環境及び安全安心な生活環境の保全及び形成と再生可能エネルギー源の利用との調和を図るために必要な事項を定めることにより、潤いのある豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とする。
概要	<p>■基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> 富士宮市における富士山の景観、豊かな自然環境及び安全安心な生活環境を、先人から引き継がれたかけがえのない市民共通の財産として、現在及び将来の市民がその恵沢を享受することができるよう、その保全及び活用を図る。 <p>■関係者の責務・役割</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は基本理念にのっとり、条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講ずる。 事業者は関係法令及びこの条例を遵守し、富士宮市における景観、自然環境及び生活環境に十分配慮するよう努める。 市民は基本理念にのっとり、市の施策及び本条例に定める手続の実施に協力する。 <p>■抑制区域</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下の3点の事由により必要性があると認められる場合、市町によって、再生可能エネルギー発電設備の設置事業を抑制する区域が指定される。 <ul style="list-style-type: none"> ①地域を象徴する優れた景観として、良好な状態が保たれていること。 ②豊かな自然環境が保たれ、学術上必要な自然環境を有していること。 ③歴史的又は郷土的な特色を有していること。 <p>■対象となる設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ①土地に自立して設置する太陽電池モジュールの総面積が1,000㎡を超える太陽光発電設備 ②高さが10mを超える風力発電設備 <p>■届出及び同意</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー発電設備の設置を行う事業者は、事業に着手の60日前までに、事業者に関する情報、工期、事業区域の所在地・面積、事業内容等について市長への届け出が必要。 市長は、事業区域の全部又は一部が抑制区域内に位置するときは同意しない。ただし、太陽電池モジュールの総面積が12,000㎡以下で抑制区域内の規則で定める区域にあってはこの限りでない。

⑤ 火山防災関係

27) 富士山火山防災マップ	
策定等主体(年次)	富士山ハザードマップ検討委員会 (平成16年6月)
目的・趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・富士山噴火を想定し、富士山の性状を把握するために必要な調査・分析、火山噴火や関連する土砂災害の影響範囲や程度等の図示、それに伴う被害の様態、それらを踏まえた広域的な火山防災対策、火山防災情報の内容や伝達、及び火山と地域社会との共生について検討し、「富士山火山防災マップ」作成を主たる検討課題として、「富士山の火山防災対策」や自治体が策定すべき「地域防災計画」の内容についても検討したもの。 ・平成13年に富士山火山防災協議会が設置、その後設置された専門検討機関である富士山ハザードマップ検討委員会の報告として平成16年にとりまとめられたもの。
概要	<p>■火山防災マップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士山が噴火した場合に発生する被害範囲について、以下の項目について地図上に表記。 <ul style="list-style-type: none"> ○火口ができる可能性の高い範囲 ○過去に火口が出来た場所 ○噴火しそうな時、噴火が始まった時すぐに避難が必要な範囲 <ul style="list-style-type: none"> …火砕流が発生したときに高熱のガスが高速で届く範囲 …火口から噴出した石がたくさん落ちてくる範囲 …溶岩が流れ始めた場合にすぐ到達するかもしれない範囲 ○すぐに危険にはならないが火口位置によっては避難が必要な範囲 ○融雪型火山泥流発生した場合、泥流が沢や川沿いであふれるおそれのある範囲 ○すぐに危険にはならないが、大変大きな噴火の場合に避難が必要になる範囲 ○火山灰が厚く積もっている場合に大雨警報が出たときに避難が必要となる範囲 <p>■避難場所・防災期間の情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難施設名（学校等）の一覧とその電話番号 ・防災機関名の一覧とその電話番号 <p>■非常持ち出し品の一覧情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難時に持ち出すべき、貴重品、衣類、応急衣料品、食料品、その他防災用品の一覧 <p>■避難時の注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難時：戸締まり、電気やガスの元栓確認、非常持ち出し袋の確認、避難先メモ ・避難行動中：誘導指示に従う、弱者への配慮、ヘルメット・ゴーグルの着用、くぼちには近づかない ・避難場所：人数の確認、逃げ遅れた人の有無の確認、互いに助け合う、テレビ・ラジオ・防災情報に注意する

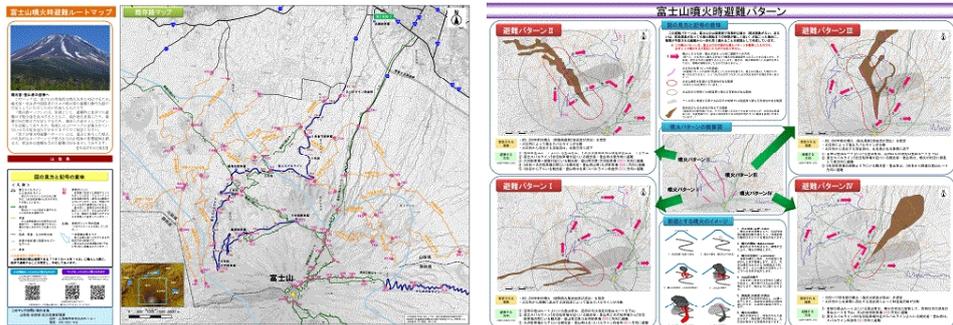
28) 富士山火山砂防計画の基本構想(ハード対策編)	
策定等主体(年次)	国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所、静岡県建設部河川砂防局砂防室、山梨県土木部砂防課(平成19年12月)
目的・趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・「富士山火山防災マップ」に基づき、山富士山において噴火現象に起因する土砂災害に対して、被害を軽減するため、噴火現象に対するハード対策や事業の基本的な考え方を基本構想としてとりまとめたもの。
概要	<p>■富士山火山砂防計画の基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士山の噴火による噴火現象や噴火直後の土砂災害から、地域住民の生命や財産、公共資産などを守り、被害を軽減するためのハード・ソフト両面からなる対策を効率的に実施する。また、対策にあたっては環境や景観にも十分配慮する。 <p>■検討範囲および対象とする現象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火時、及びその後の土砂災害が発生するおそれがある富士山山体域を検討範囲とする。 ・「溶岩流」「噴火に伴う土石流」「融雪型火山泥流」をハード対策の対象とする。 <p>■対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平常時に計画的に実行する「基本対策」と、火山噴火の前兆現象時に緊急的に実施する「緊急減災対策砂防」で構成する。基本対策は段階的な目標を定めて整備を進める。噴火現象の前兆又は噴火現象が現れた場合には、緊急減災対策砂防を実施する。 ・複数の土砂移動現象に対し効果が最大に発揮されるよう工種を組み合わせる整備する。 <p>■基本対策の進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4段階の目標を定め、段階的に整備を進める。 <ul style="list-style-type: none"> ・第1段階：噴火に伴う土石流に対応する規模 ・第2段階：土石流および融雪型火山泥流に対応する規模 ・第3段階：小規模溶岩流の1,000万m³に対応する規模 ・第4段階：溶岩流の整備目標(2,000万m³)に対応する規模 <p>■緊急減災対策砂防の進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定外の現象や基本対策未整備箇所での土砂処理効果を向上し、下流の被害を軽減する。 ・リアルタイム・ハザードマップによる対象現象と規模をもとに影響範囲を検討し対応。 ・噴火発生時、基本対策施設が整備途中の場合は、緊急に基本対策施設の代替となる構造の施設を応急に整備する。 ・噴火が想定以上の規模の場合は火山活動の状況にあわせ緊急に施設を拡張・追加、基本対策施設の効果向上を図る。 ・対策の未整備区域に火口が生じた場合は火口位置・流下方向等にあわせて影響範囲を確認し、施設を配置する。 <p>■対策実施の優先度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象地域の被害の生じやすさとその規模をリスク(=発生確率×被害規模)として評価。 <p>■ハード対策の事業効果評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接被害軽減の他に、噴火災害の被害や影響の多面性を反映するような観点で評価する。

29) 富士山火山砂防計画の策定方針	
策定等主体(年次)	山梨県県土整備部砂防課、静岡県建設部河川砂防局砂防室、中部地方整備局富士砂防事務所(平成21年11月)
目的・趣旨	・「富士山火山砂防計画の基本構想(ハード対策編)」を受け、山梨県、静岡県、富士砂防事務所で開催されている降雨等に起因する土石流対策も含め、富士山で想定される土砂災害から人命や財産、社会経済活動等が被る被害をできる限り軽減することを目標に策定される『富士山火山砂防計画』の策定方針を示したものの。
概要	<p>■構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士山火山砂防計画は「降雨対応火山砂防計画」と「噴火対応火山砂防計画」からなりそれぞれ「基本対策」と「緊急対策」で構成する。 <p>■対象とする土砂移動現象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・降雨対応火山砂防計画：火山活動の平穏期における降雨等による土石流等 ・噴火対応火山砂防計画：噴火による火山灰の被覆がもたらす降灰後の土石流、積雪期の火砕流によって発生する融雪型火山泥流、および溶岩流。 <p>■降雨対応火山砂防計画</p> <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・降雨等による土石流等の土砂移動を計画施設によって制御、安全に下流へ流下させる。 ・警戒避難体制の整備等のソフト対策の組み合わせにより総合的な対策とする。 ・降雨対応火山砂防計画における緊急対策は、新たな崩壊の発生など土砂生産条件の変化に伴う被害拡大防止を目的として、応急的に対応。 <p>■噴火対応火山砂防計画</p> <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・降雨対応火山砂防計画の砂防施設のハード的整備と、ソフト対策を適切に組み合わせた合理的かつ効果的な計画とする。 <p>【ハード対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハード対策の基本対策は、降雨対応火山砂防計画による砂防施設等の効果を考慮し、噴火対応火山砂防計画を実施、基本対策のハード対策施設の整備に際しては、自然環境や景観に配慮する。 ・ハード対策の緊急対策(火山噴火緊急減災対策砂防計画)は、応急・緊急的な対応により人命や財産、社会経済活動等が被る被害をできる限り軽減するための対策等を実施。 ・緊急対策を効率的に実施するために必要となる工事用道路や資機材の備蓄、用地の確保及び後方作業基地(火山防災ステーション)等の整備を進める。 <p>【ソフト対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソフト対策の基本対策は、土砂移動現象の監視・観測ならびに警戒避難対策に資する情報収集及び関係機関への情報配信システムの整備や関係機関との情報共有等をハード対策と相まって実施。 ・ソフト対策の緊急対策(火山噴火緊急減災対策砂防)は、火山噴火の状況変化に対応してソフト対策の基本対策と一体となって効果を発揮するよう実施。

30) 富士山火山広域避難計画	
策定等主体(年次)	富士山火山防災対策協議会（平成27年3月）
目的・趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・「富士山火山防災マップ」で想定される広域的災害に対して、迅速な避難、様々な火山現象から生命・身体を守ることを主眼に、県および市町村の地域防災計画の基礎となる、避難に関する原則的な事項を示す。 ・平成16年の「富士山火山防災マップ」策定を受け、富士山火山広域防災対策検討会でより具体的に富士山火山の広域防災対策のあり方が検討され、同検討会の提言を踏まえ平成18年に中央防災会議が「富士山火山広域防災対策基本方針」を決定、平成23年12月に防災基本計画において火山防災協議会の位置付けが明確化されたことを受け、富士山における火山防災対策を共同で検討するため、平成24年6月に富士山火山防災対策協議会が設立、同協議会で本計画が策定された。
概要	<p>■基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象とする火山現象は、約3,200年前以降、複数の実績があり発生頻度が高い火山現象（火口形成、火砕流（火砕サージ）、大きな噴石、溶岩流、融雪型火山泥流、降灰及び降灰後土石流）を対象とする。 ・対象とする範囲は、影響が想定される「影響想定範囲」と、避難を要する「避難対象エリア」を設定する。 ・避難対象者は一般住民、避難行動要支援者、観光客・登山者の3つに区分する。 ・避難対象者はまず自市町村内に避難し、受入れ可能人数を超えた場合には市町村外へ広域避難する。同一県内の他市町村への避難を基本とするが、状況により隣県への避難が必要となった場合には山梨県、静岡県、神奈川県との相互協力に基づき避難者の受入れを行う。 ・避難の開始基準は「噴火前」「噴火開始直後」「噴火開始後」の3つの時点に分けて設定する。 <p>■広域避難計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定される火山現象は多岐にわたり、かつ時間の経過とともに警戒すべき火山現象や範囲が変化するため、火山現象別に避難が必要な時期や範囲、避難対象者、避難先を定める。 ・噴火前、噴火開始直後、噴火開始後の段階別に、考慮すべき事項や複数の火山現象が同時に発生した場合の対応について定める。 ・協議会、国、県、市町村はそれぞれ、噴火警戒レベルに応じた体制をとる。 <p>■避難対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の項目について、対策の基本的考え方が示されている。 <ul style="list-style-type: none"> ○情報伝達 ○広域避難者の受入 ○入山規制 ○警戒区域の設定 ○広域避難路の確保 ○交通規制 ○広域避難路等の堆積物の除去 ○避難者の輸送 ○避難行動要支援者等への避難支援 ○住民の安否確認 ○避難所運営等

31) 富士山噴火時避難ルートマップ

策定等主体(年次)	山梨県 (平成27年6月)
目的・趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 「富士山火山防災マップ」を踏まえ、観光客・登山者や関係者の噴火時の避難行動や支援の目安とする。
概要	<p>■構成</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存路マップ（登山道を含む既存の主要道路網図）、富士山噴火時避難パターン（4種類の富士山噴火時避難パターン図）からなる。 <p>■既存路マップ</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難時に徒歩での避難が可能な道（富士スバルライン、徒歩道、林道、国道、県道、主要市町村道）を表示している。 現在地を表現したり避難方向の指示の目安とするため、地図上の表示として接続ポイントを記載。 富士山噴火時に火口ができる可能性のある「一次避難対象エリア」範囲を記載。 <p>■富士山噴火時避難パターン</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去に発生した噴火の代表的な4パターンで予想される火山現象の影響範囲を踏まえ、緊急的な避難を含めた避難方向を表示。 避難すべき方向、火口列の位置、噴石の到達予想範囲、火山灰が2時間で1cm程度堆積する可能性がある範囲、溶岩流または火砕流が流れ下る範囲について、各パターンごとに図面上に記載。



(2) 国立公園の管理計画に位置付けるべき事項の抽出

前項で抽出、整理した関係地方公共団体や関連協議会等が定めた方針、ルールのうち、今後「富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画書」（平成12年1月 環境庁自然保護局）を「管理運営計画」として改定するにあたり、位置づけを図る、あるいは整合を図ることを検討すべき事項について、受託者として表II-2のとおり提案する。今後は、この提案に基づき、環境省が更に検討を進め、富士山における適正利用推進協議会等の場で合意形成を図りながら改定作業を進めることが望まれる。

表II-2 管理計画の改定にあたり位置づけるべき既定の方針、ルール等(試案) (その1)

管理運営計画における規定事項	位置づけるべき方針、ルール等の内容
1)管理運営計画作成の経緯	<p>■世界文化遺産と国立公園の関係性の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> 世界文化遺産の登録に係る経緯や、世界遺産登録を受けた国立公園に期待される保全上、利用上の役割について整理の上、記載することが必要と考えられる。 <p>＜参考＞包括的保存管理計画、世界文化遺産富士山ビジョン及び各種戦略 等</p>
2)管理運営計画区の概況	<p>■世界文化遺産登録を受けた国立公園としての現況と課題の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> 世界文化遺産登録を受け、構成資産と国立公園計画との位置関係を整理し、示すことが必要と考えられる。 また、世界遺産登録後に発生した新たな対応課題（来訪者管理、上方登山道の保全、情報提供、危機管理、開発抑止等）についても、国立公園の保全管理として対応すべき分野については、国立公園としての現況及び課題として明らかにすることが必要と考えられる。 <p>＜参考＞包括的保存管理計画、世界文化遺産富士山ビジョン及び各種戦略 等</p>
3)ビジョン	<p>■世界文化遺産も念頭に置いた「国立公園としての在り方」の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> 世界文化遺産登録も念頭に置き、「国立公園としてのあるべき・望ましい姿」を関係主体との議論を経た上で明確にすることが必要と考えられる。 <p>■国立公園としての「富士登山の在り方」の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> 特に登山の在り方に関しては、「来訪者管理戦略」において世界文化遺産としての“神聖さ・美しさ”を実感するための「望ましい富士登山の在り方」が定義されており、国立公園としての“傑出した自然風景の保護と適正な利用”を実現するための在り方を明確にすることが必要と考えられる。 <p>■国立公園としての「山麓部の利用の在り方」の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> 五合目から下方の観光客を主体とする利用の在り方については、「情報管理戦略」等において世界文化遺産としての理解を促すためのハード・ソフト両面での対応方針が打ち出されているが、登山と同様、国立公園としての対応方針も明確にすることが必要と考えられる。 <p>＜参考＞包括的保存管理計画、世界文化遺産富士山ビジョン及び各種戦略 等</p>

表II-2 管理計画の改定にあたり位置づけるべき既定の方針、ルール等(試案) (その2)

管理運営計画における規定事項	位置づけるべき方針、ルール等の内容
4) 管理運営方針	<p>■管理運営の「目標」と達成度を把握するための「指標」の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> 世界文化遺産の来訪者管理戦略において「収容力の研究・指標の設定」が必要とされている状況も踏まえ、同戦略における収容力の具体的検討状況も踏まえた上で、定量的目標の設定について検討することが必要と考えられる。 また、あわせて目標達成状況を継続的に把握、評価するためのモニタリングの方法や役割分担、評価方法、想定外の問題が生じた場合の対処方法等についても検討し、位置づけることが考えられる。 <p>-----</p> <p><参考>来訪者管理戦略</p> <p>■火山防災への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係行政機関によって、富士山噴火を想定したハザードマップや各種避難、防災計画が策定され、また世界文化遺産においても危機管理戦略が策定されている状況を踏まえ、国立公園施設における火山防災、公園利用客の避難等に関する方針も明確にする必要があると考えられる。 <p>-----</p> <p><参考>富士山火山防災マップ、富士山火山広域避難計画、富士山噴火時避難ルートマップ</p>
5) 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	<p>■世界文化遺産も念頭に置いた保全方針の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> 世界文化遺産において、ブル道や砂防施設等の景観上、環境保全上の問題や、山麓部における開発の抑止の必要性が指摘されていることを踏まえ、これらの取り扱いの方針（特に自然景観だけでなく、歴史的・文化的な環境の保全も含む）について、国立公園としての役割を明確にする必要があると考えられる。 <p>-----</p> <p><参考>包括的保存管理計画、世界文化遺産富士山ビジョン、上方の登山道等の総合的な保全手法、開発の制御 等</p>
6) 適正な公園利用の推進に関する事項	<p>■適正利用の推進に関する各種規定や取り組みの位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> 登山者、観光客の両面から、主に下記のような国立公園としての適正な利用の推進に係る基本方針、方策を明確にする必要があると考えられる。 ○山麓の在り方（登山者、観光客双方の利用誘導・指導方策等） ○五合目の在り方（神聖な領域の入口としての地区整備等） ○上方登山道の在り方（利用ルール・マナーの啓発、山小屋及びガイドの運営等） ○マイカー規制（利用者誘導策の根幹としての両県が連携した規制の継続） ○利用者指導（安全登山、弾丸登山、冬山利用等） ○エコツーリズム（利用分散の観点も含めた山麓部の利用推進） ○湖面の安全利用（動力船による環境阻害抑止等） ○防災（火山防災に関する周知と有事の際の対応） <p>-----</p> <p><参考>来訪者管理戦略、情報提供戦略、富士山地域環境保全対策要綱、車両通行制関係、富士山青木ヶ原樹海等エコツアーガイドライン、山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例、富士登山における安全確保のためのガイドライン、その他火山防災に係る計画 等</p>

表II-2 管理計画の改定にあたり位置づけるべき既定の方針、ルール等(試案) (その3)

管理運営計画における規定事項	位置づけるべき方針、ルール等の内容
7) 行為許可等及び公園事業の取扱いに関する事項	<p>■行為許可:主に山麓部でのさらなる景観誘導と新たな開発への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行為許可の取り扱い方針について、主に下記の事項について整合、位置づけを図ることが必要と考えられる。 ○世界文化遺産登録等を背景とした関係自治体等による主に山麓部を対象とした景観規制誘導方策（景観条例等） ○風力発電、メガソーラー等の新たな開発行為に対する誘導策 ○防災関連施設（砂防施設、道路等）の整備計画 <p>-----</p> <p><参考>関係自治体の景観関連条例、関係行政機関の策定した防災関連施設の整備計画</p> <p>■公園事業:関連する計画の反映と新たに求められた観点の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標識類、関係自治体が策定、検討する特定地区を対象とした個別基準やガイドライン等について、管理計画に位置づけることが考えられる。 ・また、世界文化遺産登録や火山防災の重要性を念頭に置き、下記のような点について、必要に応じて公園事業施設整備の取り扱い方針を補完することが必要と考えられる。 ○世界文化遺産来訪客の利用も念頭に置いた情報提供 ○歴史的・文化的景観にも配慮したデザインの採用 ○防災面からの配慮（再整備、新設にあたっての避難やシェルター利用等への配慮、避難を念頭に置いたサイン整備等） <p>-----</p> <p><参考>富士山における標識類の統合整理計画、特定地区の公園事業を対象とした指導方針・ガイドライン等、世界文化遺産に関連した各種計画・戦略、その他火山防災に係る計画 等</p>
8) 国立公園関係者の連携体制等に関する事項	<p>■既往の管理運営組織との連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既定の方針やルール等の策定状況、策定主体等も念頭に置いた上で、国立公園の管理運営に係る、環境省と関係行政機関、団体、協議会等組織、事業者等の役割分担を整理し、明確化することが必要と考えられる。 ・特に環境省、山梨県、静岡県が事務局を務める「富士山における適正利用推進協議会」の国立公園や世界文化遺産の保全管理における役割を明確にし、位置づけることが考えられる。 ・また、世界文化遺産との連携に関しては、「富士山世界文化遺産協議会」やその下部組織等との連携体制について検討することが必要と考えられる。

2.適正利用推進協議会の構成団体に対する意見照会への回答のとりまとめ

環境省が別途実施した適正利用推進協議会の構成団体に対する意見照会の回答について、以下にとりまとめた。

(1) 意見照会の概要

① 意見照会の目的

富士箱根伊豆国立公園富士山地域の管理運営に関係する団体を対象として、公園の管理運営に係る現状及び課題を網羅的に抽出把握し、管理運営計画等の見直しに向けた検討の参考とすることを目的に実施したものである。

② 意見照会の実施方法及び対象

<実施期間>

平成28年1月21日（調査票発出）～平成28年2月28日（回答提出締切）

<照会項目>

意見照会の項目は下記の通りである。また、発出した調査票を56ページ以降に掲載する。

設問1：富士箱根伊豆国立公園（富士山地域）の保全管理上の課題

設問2：富士箱根伊豆国立公園（富士山地域）の適正な利用を推進する上での課題

- ① 富士山5合目以上の利用
- ② 富士山5合目以下の利用
- ③ その他（管理運営体制、他の施策との連携等）

設問3：その他意見、所感等

③ 調査対象団体と回答状況

調査の対象団体及び回答団体は、次頁表II-3の通りである。

計24団体（2県、12市町村、10団体）に対して発出し、うち22団体、計38部署から回答があった。

表II-3 調査の対象団体と回答状況

調査票発出対象団体名		回答団体・部署名
山梨県		みどり自然課
		知事政策局
		観光資源課
		森林環境部
		警察本部生活安全部地域課
		富士山科学研究所環境共生研究部
		富士山科学研究所環境教育・交流部
静岡県		自然保護課
		富士山世界遺産課
		観光政策課
		危機管理部
		水利用課
		生活環境課
		文化財保護課
		県警地域課
山梨県	富士吉田市	環境政策課
	身延町	観光課
	西桂町	産業復興課
	忍野村	企画課
	山中湖村	企画まちづくり課
	鳴沢村	企画課
	富士河口湖町	環境課
		都市整備課
公園管理課		
静岡県	富士宮市	花と緑と水の課
	富士市	環境保全課
	御殿場市	環境課
	裾野市	商工観光課
	小山町	商工観光課
		生涯学習課
富士五湖消防本部		富士五湖消防本部
富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合		(回答なし)
鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合		鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合
山梨県道路公社		富士山有料道路管理事務所
富士山本宮浅間大社		庶務課
富士山奥宮境内地使用者組合		富士山奥宮境内地使用者組合
富士五湖観光連盟		富士五湖観光連盟
富士山吉田口旅館組合		(回答なし)
NPO法人富士山自然保護センター		NPO法人富士山自然保護センター
御殿場口山内組合		御殿場口山内組合

平成 28 年 1 月 21 日

富士箱根伊豆国立公園富士山地域 関係各位

箱根自然環境事務所長
(公印省略)

富士箱根伊豆国立公園富士山地域の管理運営等に係るアンケートについて (依頼)

日頃より、国立公園行政の推進に多大なるご協力をいただき誠にありがとうございます。
富士箱根伊豆国立公園の富士山地域の公園計画が平成 18 年に一部変更され、管理計画は平成 12 年に策定されていますが、平成 25 年には富士山が世界文化遺産に登録され、平成 28 年 2 月にはユネスコからの勧告を踏まえた保全状況報告書が提出される予定など当時と比べ大きく社会情勢が変化しています。

また、平成 26 年 3 月には「国立公園における協働型管理運営を進めるための提言」(別添 1) がまとめられ、地域の多様な関係者と「協働」した国立公園の管理運営を行う必要性が指摘され、そのために地方公共団体をはじめとする地域の関係者の協力を得て、国立公園の保全や魅力向上などの方策を一層推進することとしています。

本アンケートは、上記のような背景を踏まえ、富士箱根伊豆国立公園富士山地域の管理運営計画等(次ページ説明参照)の見直しに向けた検討の参考とするため、現状及び課題を網羅的に抽出把握することを目的に実施するものです。

なお、収集された情報をもとに、今後、管理運営計画等の見直しに向けた基本的な考え方を環境省で検討整理し、来年度以降改めて、関係機関にご相談をさせていただくことを想定しており、本アンケート自体は、自然公園法の規定に基づき意見照会等の手続きに位置づけられるものではありません。

以下、富士山地域の保護と適正な利用を進めるため、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

なお、国立公園が世界文化遺産の担保措置であること等を踏まえると、個別事情による単純な規制の緩和や格下げは非常に困難であることについてはご理解いただきたく申し添えます。

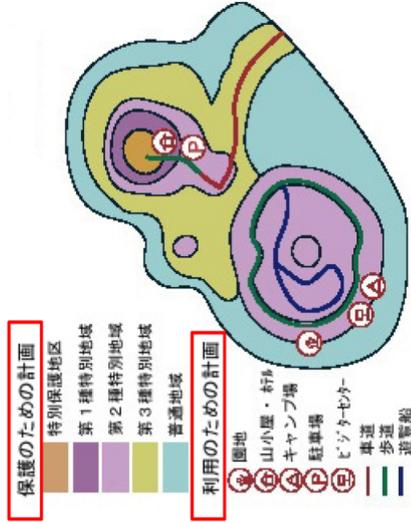
富士山地域の広域的な観点からの検討が求められるため、お手数ですが、関係部署が複数にまたがる場合は、貴部署において関係部署へ配布・回収をお願い出来れば幸いです(送付先一覧及び想定関係部署は別添 2 のとおりです。)

●富士山地域の公園計画及び管理計画の策定・変更の経緯概要

- 昭和 11 年 指定
- 昭和 13 年 特別地域の指定
- 昭和 25 年 利用計画の決定
- 平成 8 年 公園計画の再検討
- 平成 12 年 管理計画書策定
- 平成 18 年 公園計画の変更

国立公園管理運営計画等について概要説明

＜国立公園の保護と利用の仕組み概念図＞



＜公園計画について＞

規制計画(保護のための規制に関する計画(保護規制計画)及び利用のための規制に関する計画(利用規制計画))及び施設計画(保護のための施設に関する計画(保護施設計画)及び利用のための施設に関する計画(利用施設計画))によって構成され公園計画書及び公園計画図をもって明らかにするもの。

＜管理運営計画について＞

公園計画をもとに地域の実情に即した公園管理業務の一層の徹底を図り、国立公園の適正な保護及び利用の推進を図ることを目的として、公園事業及び許可行為等の詳細な取扱いに関する事項等を定めるもの。

例：特別地域内の建築物の屋根の色を黒灰系色又はこげ茶色とする など

＜公園計画・管理運営計画改定の一般的な手続きについて(※)＞

公園計画：参考資料 1 をご参照ください。
管理運営計画：協議会等を活用し、環境省(地方環境事務所長)が作成、関係者協議、意見公募手続き等を経て決定・公表する。

※今回のアンケートは正式な手続きではなく、あらかじめ課題を抽出し、今後の検討材料とするものとなります。

富士箱根伊豆国立公園富士山地域の管理運営等に係るアンケート 作業要領

<回答期限 (お願い) >

短時間の照会で大変恐縮ですが、平成28年2月29日 (金) までにご回答をお願いします。

<提出までの流れ (お願い) >

環境省発注業者⇒ 別添2の送付者 (※) ⇒ 環境省富士五湖自然保護官事務所

※複数の関係部署を有する自治体等組織の場合

内部関連部署へ配布・回収 (意見集約をお願いします。)の上提出をお願いします。本アンケート回答様式をメールで送付できますので、必要な場合、以下提出先のメールアドレスまでその旨ご連絡ください。

<提出先 >

郵送 山梨県富士吉田市剣丸尾597-1 生物多様性センター内 (担当 房村)
ファックス 0555-72-0623
メール TAKUYA_FUSAMURA@env.go.jp

<送付資料一覧>

- ① 依頼文、管理運営計画等説明、アンケート回答作業要領 (本紙) (合計3枚)
- ② アンケート
- ③ 別添1 国立公園における協働型管理運営を進めるための提言 (概要・ポスター絵)
- ④ 別添2 アンケート送付者・想定関連部署一覧
- ⑤ 別添3 公園計画図 (A3用紙4枚)
- ⑥ 別添4 公園計画等用語解説
- ⑦ 現在の富士山地域管理計画書 (縮刷)

※拡大して確認したい場合は、以下URLをご参照ください。

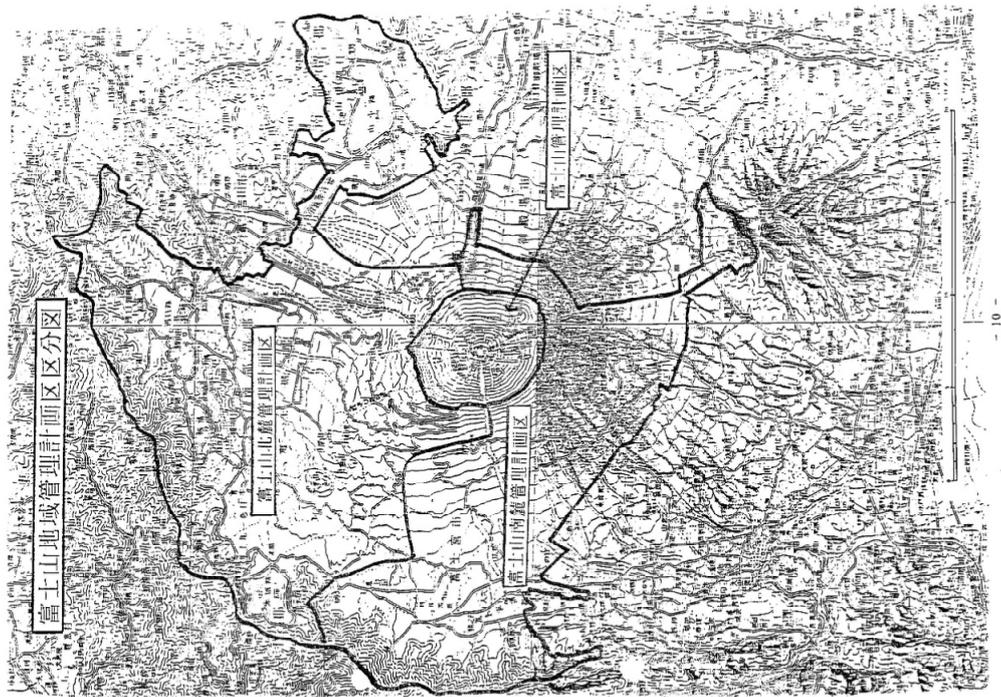
http://www.env.go.jp/park/fujihakone/intro/files/park_kanri_2.pdf

<参考資料 >

国立公園の公園区域及び公園計画の点検に関するスケジュール

(1) 富士箱根伊豆国立公園 (富士山地域) の保全管理上の課題について、次ページの別紙「富士山地域管理計画区分図」、「保全対象」、「保全方針」を参考に記載願います。なお、保全対象以外であって富士箱根伊豆国立公園を代表するような自然等の保全管理上の課題でも構いません。

(別紙) 富士山地管理計画区分区分図



管理計画区分	保全対象	保全方針
富士山	富士山の秀麗な山容 植物の遷移過程 富士山五合目付近の高山植物群落	氷河期が過ぎ去ったあとにできた比較的新しい山であることから、火山荒原に草本から木本への植物の遷移過程が見られる貴重なところである。日本を代表する火山景観である美しい富士山の姿と、学術的にも価値が高い富士山特有の高山植物群落の厳正な保護を図る。
富士山北麓	青木ヶ原樹海 (特別保護地区)	富士山西麓の溶岩流上に位置し、ヒノキ等の常緑針葉樹を主とする針広混交の自然植生が広がり、溶岩風穴や溶岩樹型など特異な火山地形も点在する、すぐれた自然景観を有する地域であるため、現景観を厳正に維持する。
	山中/ハリモミ純林 (特別保護地区)	山中のハリモミ林として知られ、国内でも希有な自然景観を呈し、学術的価値も高いすぐれた純林であるため、現景観を厳正に維持するとともに保護増殖を図る。
	片蓋山山頂の自然林 (特別保護地区)	富士山北西の側火山である片蓋山山頂部のイヌブナ等のすぐれた自然植生を有する地域であるため、現景観を厳正に維持する。
	精進口登山線沿線の植生の垂直分布 (特別保護地区) (第2種特別地域)	精進口登山線道路(抜道)に位置し、ヒノキ・シラカバ・ブナ・コナラ等の山地帯植生からシラカバ・オオシラカバ・ブナ等の亜高山帯植生等への、植生の垂直分布がすぐれた地域であるため、現景観を厳正に維持する。
	梨ヶ原車道沿いのアカマツ林及びヒカラマツ林 (第1種特別地域) (第3種特別地域)	須走吉田線道路(車道)沿いに良好なアカマツ林及びヒカラマツ林等が残存する歴史的景勝である優れた自然景観を有する地域であるため、風致景観の維持を図る。
	三ツ峠山	三ツ峠山の岩塚やクリ、ミズナラ、ハリモミの自然植
	長崎半島のアカマツ林 (第1種特別地域)	本栖湖の西側に突き出た長崎半島は、アカマツ林の自然植生等で構成される優れた自然景観を有している地域であるため、現景観の維持を図る。
	富士五湖 (第2種特別地域)	富士山からの溶岩流によってできた富士五湖の水質保全に留意し、富士五湖固有のマリモの保護を図るとともに一帯の優れた湖沼の風致景観の維持を図る。
	富士スバルライン沿線のアカマツ林 (第2種特別地域)	剣丸尾溶岩流上に良好なアカマツ林が分布し、富士山への主要利用者車道の一つであるスバルライン沿線の優れた自然景観を有する地域であるため、風致景観の維持を図る。
	魔王天神社の社寺林 (第2種特別地域)	ケヤキ、エノキ等で構成される良好な社寺林等の優れた自然景観を有する地域であるため、風致景観の維持を図る。
	諏訪の森、富士吉田口登山沿線 (第2種特別地域)	アカマツ林の森林景観及び標高1,200m付近のレンゲツツジ、フジザクラの群生地等がみられる登山道沿線の優れた自然景観を有する地域であるため、適切な管理を行いつつ風致景観の維持を図る。

富士山 南麓	田貫湖は富士山麓における唯一の人造湖で富士山西麓の利用拠点であり、西岸から湖越しに見える富士山の景観は、湖面に富士山が映える逆さ富士の他、富士山頂から朝日が昇る時の眺めはダイヤモンド富士と呼ばれる特筆すべき景観等、田貫湖及び小田貫湖原一帯は良好な自然景観を有している地域であるため、風致景観の維持を図る。 また、湖水の汚濁防止を図るためキャンプ場等の周辺施設の排水処理に留意し良好な水質の保全を図る。 小田貫湖原については、現在乾燥化が進んでいることから湿原植生の保護復元を図る。
田貫湖及び小田貫湖原 (第2種特別地域)	富士山麓を代表する白糸の滝は、富士山湧水による優れた自然景観を有している地域であるため、風致景観の維持を図る。 湖周辺の人工林については、広葉樹を主体とした森林への移行を図る。また、周辺施設等が湖周辺の環境と調和を図るよう努める。
公園事業道路(車道) 沿線の風致保全 (第3種特別地域)	基幹道路で利用者も多い国道139号からの富士山、天子山系の優れている眺望と沿線における風致景観を保全するため、人工林の適切な管理や自然林の整備を図る。
富士宮口登山線「県道」沿線の風致保全 (第2種特別地域)	富士山南面に広がるミズナラ、フナノ夏緑広葉樹林及び標高1,600mから上部のシラビソ、コメツガ等の亜高山性針葉樹林の優れた自然植生を有している地域であるため、風致景観の維持を図る。富士山への基幹道路周辺においては、ヒノキ等の人工林から富士山本来の広葉樹を主体とした森林への移行を図る。

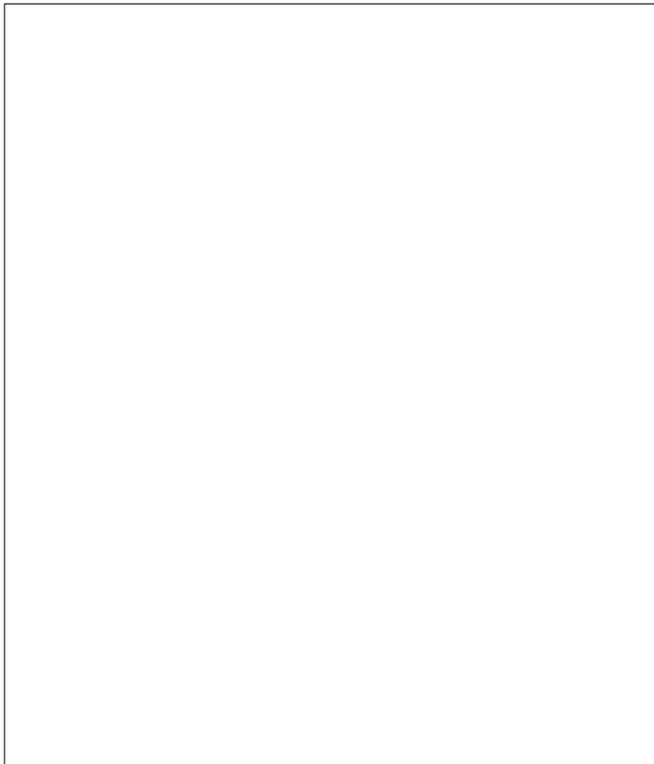
(2) 富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)の適正な利用を推進する上での課題について、下記の利用区分ごとに記載願います(出来るだけ詳細に問題の内容について記載願います。)

- ①富士山5合目以上の利用
- ②富士山5合目以下の利用
- ③その他(管理運営体制、他の施策との連携等)

例(タイトル例のみを記載しています。詳細を記載願います。)

- ①富士山八合目における道迷いについて
富士登山者の弾丸登山について
- ②●●湖におけるプレジャーボートについて
- ③施設(トイレ)等の維持管理のための資金確保について、トレイルランニングについて

(3) その他 富士箱根伊豆国立公園富士山地域の今後の適正な管理運営等に向けて現在取り組まれている業務等を通じ、日頃の感じられているご意見・気づきの点等がありましたら、ご自由に記載ください。



■アンケート 回答者属性

①組織名：

②担当課、担当者名：

③連絡先

TEL：

FAX：

E-mail：

※記載内容に不明点等ありましたらご連絡させていただく可能性があります。あらかじめご了承ください。

ご協力ありがとうございました。

(2) 意見照会の回答

回答について、以下に概要をとりまとめた。

【設問1】保全管理上の課題について

■登山道・登山利用	
	登山者の安全性・快適性の確保
	週末の御来光前の山頂付近の著しい混雑・渋滞の緩和
	トイレ数の縮小化、登山者数の制限
	登山道沿いの建築物・工作物等におけるガイドラインの遵守（拡声器使用や屋外物販の制限等）
	世界遺産の観点を踏まえた景観保全の強化（山小屋の外部意匠、ブルドーザーの運行等）
	登下山道の損傷の修復（雨水等による浸食対策）
	閉山時期の登山者の遭難救助対応を見直すことで、当時期の登山者数の減少につながる
■防災対策	
	富士山噴火に伴うシェルターの設置の回避
	最大宿泊者数（公園事業認可定員）を超えた宿泊者受入（緊急避難的な利用はやむなし）
■山麓の利用・景観保全・開発抑止	
	本栖湖周辺のトレッキング利用増加に対応した駐車場、道路、登山道整備
	ボート業者等の河川占有者の問題（廃船、作業車の放置による景観阻害、ただし既得権や生業権等の問題があり対応困難）
	富士山への眺望保全のためにおけるメガソーラー開発の抑止（条例やガイドラインでの対応）
	白糸の滝の景観を保全には周辺施設等が滝周辺の景観に配慮させる必要がある越前岳山頂付近、腰切塚付近の風致景観の維持
	道路の安全確保と自然等の保全との調和
■動植物の保護等	
	ニホンジカの増殖による農業被害の発生、植生の多様性の喪失（とその対策としての捕獲強化、クマの錯誤捕獲）
	山中ハリモミ純林の減少に対する保護増殖策の明確化
	ハリモミ純林は純林でなくなりつつあるが生物多様性は高まっている
	新たな保護対象地域の設定
	①大室山及び周辺のブナ・ミズナラ自然林
	②精進口二合目及び周辺のブナ・ミズナラ自然林
	③西臼塚の自然林
	植生の基盤となる土壌（火山灰、スコリア、溶岩）の保全管理
	枯損樹木の除去手続きの簡略化
	富士山（4～5合目）における外来植物の侵入対策（駆除・拡散防止、駆除活動に係る許認可手続き簡略化、普及啓発）
	砂防・治山工事に由来する外来種の侵入（域外からの土砂搬入）の抑止
	原生自然林、二次林なのかを明確にし、世界文化遺産である点も踏まえ、地域の景観が歴史的に人為によって管理されてきた点や人為による管理が文化的価値を高める点に触れるべき
■水環境の保全	
	富士五湖水質だけではなく水量にも留意が必要
	田貫湖及び小田貫湿地は水質だけでなく水量にも留意が必要、乾燥化の原因解明とその結果に基づいた管理が必要
	富士山を水源とする湧水の保全、水源涵養のための森林保全
■その他	
	オフロード車の乗入れによる環境破壊（巡視は実施しているが問題は継続）
	減少傾向にはあるが不法投棄がいまだに散見
	河口湖干拓地の管理（法的根拠を持たない計画に基づき地域が管理しているために管理上の問題が発生）
	管理計画（許可・届出等取扱方針）について、定性的な基準が多く判断基準も明確でないため、定量的な基準を追加されたい

【設問2-1】適正な利用を推進する上での課題について（富士山5合目以上の利用）

意見区分・意見概要	
■登山道の安全利用	
	世界文化遺産登録前後からの登山者と遭難事故の増加（特に積雪期の生死に係る遭難）
	弾丸登山・軽装登山（トレイルランニング含む）による事故の抑止、危険性の周知徹底（高山病、低体温症等）
	弾丸登山に対する厳格な規制
	無謀なトレイルランナーによる傷病（低体温症、けいれん等）や追い越しによる接触や落石の危険性
	狭隘な登山道における擦れ違い
	富士山須走・吉田ルート八合目分岐での道迷い、これに対する事前の情報周知
	「下山口間違い」の多発、複数と残ルートが存在することの周知
	「誰でも登れる山」という誤った認識の是正、際限ないサービス向上の抑止
	お鉢巡りコース外輪コースへの通行不可看板設置
	幕営や火気使用に対する中止指導
■冬季・閉山後の利用	
	自動車道を閉鎖時期の差に起因する問題（静岡側閉鎖後の山梨側入山者による静岡側での滑落事故）
	閉山後の駆け込み登山者と遭難事故の発生
	入山期間以外の入山禁止の徹底、罰金等厳罰の検討
	春期のバックカントリースキーによる事故の多発
	スキーやスノボ利用の禁止
■利用マナー	
	両県の開山日のずれに起因するゴミ、し尿等の不法投棄
	一般的なトイレやゴミの問題
	路外逸脱や植物採取等のマナー・自然公園法違反に対する注意喚起（五合目、御庭周辺等）自然発生的な正規外登山道の歩行（例：宝永山～第一火口の馬の背分岐ショートカット）富士山保全協力金導入後のトイレ協力金（チップ）の減少
	外国人への登山ルール・マナーの啓発、外国人対応の啓発標識設置
	特に外国人によるトイレ利用マナーの悪さ
	吉田口五合目における外国人団体観光客の利用マナー
	外国人に対応した「〇合目」のアラビア数字表記の検討
■利用施設の整備・改善等	
	保全協力金の使途の明確化
	噴石対策（シェルター、山小屋の強化）
	吉田口五合目の機能面（快適性、安全性、効率性など）・景観面の両方での改善の検討山梨県側では山小屋の修景ガイドラインの策定中、このような取り組みを適正利用協議会等を通じ静岡県側にも広め、管理計画書に反映されたい
	管理計画における建築物等の色彩基準の具体化（マンセル値で既定等）と「深緑」系色彩の使用容認
	山小屋のトイレは、管理計画書で現状規模での新改築の対象外となっているが、一定の整備が進んだ現状において見直しを検討すべき
	新設トイレによる景観阻害を指摘する専門家もあるため、処理方式の見直しや規模縮小も検討すべき
	山小屋が少ない御殿場ルートへの避難休憩施設・トイレの整備
	利用者の少ない須走口登山道の山小屋（トイレ含む）の営業期間縮小
	西白塚へのビジターセンターの早期整備
	富士山御中道の御庭～大沢崩れ及び吉田口六合目～須走口六合目の一部の管理者の明確化と整備・維持管理の推進
	山小屋、トイレ管理に利用するブルドーザー道の取り扱い

【設問2-2】適正な利用を推進する上での課題について（富士山5合目以下の利用）

意見区分・意見概要	
■施設整備・管理	
	富士山中腹域（御中道、御庭・奥庭）や麓における登山道・トレッキングコースの再整備とこれらに関する情報発信
	老朽化したスバルライン沿線の道路標識、注意看板等の撤去・更新
	外国人観光客に対する看板表記が不十分
	看板類や建物の景観形成
	湖岸の整備（植生保護と管理・徒歩でのアクセス・建物の規制など）
	狭隘な本栖湖周辺道路、駐車場の整備
	吉田口五合目の交通動線の再編、関係者の車両の停車場所の検討
	須走口登山道（富士浅間神社～須走口五合目）間の歩道、トイレ、避難施設の整備
	吉田口5合目レストハウスのトイレ老朽化と改築
	既存施設の維持管理費確保（チップだけでは普及分、協力金はH25以降の新規整備にしか充当できない）
	西臼塚へのビジターセンターの早期整備
■規制誘導	
	保全対象地域の適正な利用と利用規制についての具体的な検討と告示（基準等の具体化・定量化）
	自然公園法では特別地域における建築物新設に際して「敷地境界から5m離隔、建坪率10%」が規定されるが、例えば富士五湖の河川敷地に10㎡の売札所を河川占用して新設する場合、建築面積は10㎡であっても100㎡の占有が必要となり、不合理なため、緩和を要望
■景観形成	
	県道富士富士宮公園沿いの無電柱化
	廃屋の撤去推進による景観阻害解消
■利用マナー、安全利用等	
	無許可の林道通過や入山が日常化（キノコや昆虫等の採取）
	トレイルランニング大会での使用による路面損壊や一般利用者との事故発生懸念
	スバルラインの速度規制見直しによる事故の抑止
■富士五湖の利用	
	富士五湖で水難事故が増加傾向にあり、水上安全条例だけでなく乗り入れ規制を見直す必要がある
	ボートをはじめとする湖の利用のあり方
	ジェットスキーの禁止（自然公園法車馬乗り入れ規制の適用）
■協力金	
	協力金の使途が不明瞭
	協力金徴収員に覇気がなく、支払う気分を阻害する

【設問2-3】適正な利用を推進する上での課題について（その他）

意見区分・意見概要	
■情報提供・外国人対応	徴収趣旨や活用方策含めた協力金の周知徹底
	スバルラインの外国人利用増大に対応したホームページの多言語化等
	外国人観光客に対する情報提供（言語、マナー）
■利用形態	夏場の富士山頂を目指す登山者の分散化と登山者・観光客の区別（例えば登山者は三合目以下から徒歩で、観光客・散策者は五合目が終点）
	パーク&ライド駐車場等の適切配置と環境にやさしい交通機関へのシフト
■施設整備・維持管理	富士五湖の棧橋の集約、遊覧船・ボートの総量規制、ボート類の持ち込み規制、湖岸駐車場の計画再整備、湖畔周辺の景観形成、湖岸周遊歩道や自転車道の整備
	歴史、文化的内容を享受できる施設が少ない
	三ツ峠山等の公園以外におけるトイレや駐車場等の充実
	売店やトイレなどの施設が少ない
	広域連携のための中部横断道・連絡道の整備促進
	維持管理について、人的、経済的に不足
	富士山自然休養林については、富士山自然休養林保護管理協議会で管理しているが財政的に厳しい面がある
	五合目の小御嶽神社の位置づけの明確化、既存商業施設の利権の制限
■利用形態・マナー等	ゴミ不法投棄問題に対するパトロール等を強化
	須走口登山道（五合目以下）ゴミのポイ捨てやトイレ等の問題
	富士登山駅伝について、特に御殿場口の「大砂走」では砂質が脆弱化しており、自然環境に影響を及ぼす恐れがあるため、今後の開催にあたり慎重な判断が必要
	トレイルランニング大会の主催者は、土壌硬度調査や横断面調査等の詳細な調査を行っているが、環境保全団体から「調査地点が少なすぎる」との指摘もあるため、今後も関係団体と意見交換を行いながら、適切な調査方法を検討していく必要がある
■安全対策	退避壕等の新設
	富士スバルラインへの災害時Uターン場所の設置
■	発災時を想定した目立つ色彩での標識設置（色彩に関する国立公園規制の緩和）
許認可・景観形成等	世界遺産登録後、文化庁の許認可手続きが負担となっており、今後は環境省一本化にしてほしい
	目指すべき富士山（国立公園）のあり方が不明
	登山客や観光客がどのような体験を求めているのか、あるいは北麓地域としてどのような体験を提供したいのかというビジョンの共有化
	太陽光発電や風力発電などの自然エネルギー利用に関する法制度

【設問3】日頃感じているご意見・気づき点を自由に記入

意見区分・意見概要
マナーの向上、ルール周知
喫煙等、マナー違反者
ゴミ対策
外国人観光客のマナー違反
外国人利用者への情報（ルール・マナー含む）発信
トレッキングや登山客の増加
研究者、調査内容の整理・把握・規制（研究者の入山が観光客の負荷となるケースがある）
登山者の分散化
登山者と観光客を区別した整備
救急車の適正利用
救急車の軽傷者及び外国人の搬送増加
噴火、雪崩、落石等の災害危険個所の特定及び対策
富士山噴火など注意看板は目立つように整備することが必要
既存建物の噴石対策
人命を第一とした対応
登山道や案内標識等の浸食、荒廃、その修繕
三ヶ峠山登山者の公園内トイレおよび駐車場利用
尿処理に苦慮
一市町村だけでの登山道の整備管理の限界
安全確保と環境や景観との調和に苦慮する
人的、経済的パワーの不足
浄化槽の適正な維持管理
利用者の季節変動に対応した施設運営対策
所有者と管轄者の違いによる管理支障対策
生活雑排水の未処理排水による河川・湖沼汚染の発生、合併浄化槽への切り替え促進
岩石への落書き、排泄行為、コース外のゴミ及び排泄物の放置の発生
ニホンジカの食害増加とその対策
「エコトレッキングガイドMAP」を発行し、自然環境の保護・保全協力の呼掛け
登山鉄道の建設
許認可手続き負担の軽減
違反屋外広告物設置者に対する罰則強化
規制項目統一による抑制効果の向上
自然公園法、管理計画等の周知徹底
管理計画の取扱方針等の改定、指導・罰則の強化
改定時の学識者（景観等）の参加
建築、屋外広告の規制強化
情報収集体制の一元化
多種多様なステークホルダーの存在
地元との協力体制の強化
富士山地域管理計画区分図の電子システム利用

Ⅲ. 富士山ガイダンスの開催

1. 開催趣旨等

下記の開催概要により「富士山ガイダンス 2016」を実施した。

■開催趣旨

富士山は、近年、登山者数が増加し、十分な登山経験を持たない登山者が多く遭難事故も多発している。さらに、外国人登山者も多く見られるなか、利用者の安全確保と適正な利用が重要な課題となっている。また、世界文化遺産である富士山の自然や文化をより深く理解してもらい、安全で快適な富士登山を誘導していくことも必要である。そのため、「富士山における適正利用推進協議会」（事務局：環境省、山梨県、静岡県）では、登山の準備段階や登山の直前そして登山中に提供すべき情報を整理し、これまで富士登山のポータルサイト「富士登山オフィシャルサイト」の開設、富士登山のルール「富士登山における安全確保ガイドライン」の作成などを行ってきた。

富士山ガイダンスは、富士山の安全登山について広く登山者への普及を図るため、富士登山のツアーを企画している旅行会社、登山ガイドブックの出版社やWEBサイトの運営者、登山ガイド等の富士山の登山者に対して情報提供を行っている団体等を対象とした説明会として、平成 24 年から毎年2月に開催している。今年は、対象に一般登山者も加え、より幅広く安全で楽しみのある富士登山を普及することを目的として開催するものである。

■主催者

富士山における適正利用推進協議会

■開催日時

平成 28 年 2 月 4 日（木） 午後 1 時より （終了予定 午後 4 時 00 分）

■開催場所

新宿御苑レクチャールーム

新宿御苑インフォメーションセンター 2 階（新宿御苑新宿門前）

〒160-0014 東京都新宿区内藤町 1 1

■対象

全国の旅行会社、登山関連出版社、登山用具メーカー、登山用品店、等
そのほか、富士山や富士登山に興味のある方（定員 100 名）

■参加費

無料 ※事前に参加申込みが必要

■プログラムの内容及び講師

【第 1 部】富士登山の楽しみ方

1. 火山がつくった世界遺産に登る〔静岡大学教授小山真人氏〕
2. 富士登山における歴史文化の楽しみ方〔ふじさんミュージアム学芸員 篠原武氏〕

【第 2 部】安全登山のための取組

1. 富士登山者に知って欲しいこと、守って欲しいこと〔環境省〕
2. 平成 28 年の富士登山について〔山梨県・静岡県〕
3. 富士山における救助・救護の実態〔静岡県警〕

2. 参加者募集方法及び参加状況

(1) 参加者募集方法

下記の方法で参加者を募集した。

①ホームページ上での開催案内の掲載

- ・環境省関東地方関東事務所ホームページ
- ・富士箱根伊豆国立公園ホームページ
- ・富士登山オフィシャルサイトホームページ

②旅行業協会を通じた案内

- ・一般社団法人日本旅行業協会
- ・社団法人全国旅行業協会

③チラシの配布

- ・富士山周辺施設、新宿御苑での配架
- ・富士山周辺関係行政機関への配布

④個別案内

- ・過去の富士山ガイド参加者・告知先
(旅行会社、富士山登山ガイド、富士山登山に関わる交通機関、富士山登山に関わるガイドブック等を出版している主要な出版社)
- ・吉田口登山案内人組合への告知
- ・新宿御苑、箱根ビジターセンターの活動ボランティアへの呼びかけ

(2) 参加状況

当日の参加者は、下記のような状況であった。

業種区分	参加者数	H26 参加者数	H25 参加者数
①旅行会社	9名	12名	20名
②出版社・報道	1名	2名	4名
③登山用品関係	1名	2名	2名
④公共団体等	8名	5名	5名
⑤登山ガイド	13名	4名	4名
⑥その他団体	6名	2名	2名
⑦一般登山者	22名	—	—
計	60名	27名	37名

3. プログラム及び進行

富士山ガイドンス 2016 のプログラムは下記のとおり。当日は、環境省富士五湖自然保護官事務所房村保護官の司会進行により行った。

<プログラム>

13:00	開 会
:00~13:05	主催者あいさつ 環境省関東地方環境事務所
13:05~14:35	【第1部】富士登山の楽しみ方 ①火山がつくった世界遺産に登る 静岡大学防災総合センター教授・教育学部教授 小山 真人 氏 【資料1】
	②富士登山における歴史文化の楽しみ方～吉田口を中心に～ ふじさんミュージアム学芸員 篠原 武 氏 【資料2】
14:35~14:55	質疑応答・休憩
14:55~15:45	【第2部】安全登山のための取組 ①富士登山者に知って欲しいこと、守って欲しいこと 環境省関東地方環境事務所箱根自然環境事務所 【資料3】
	②平成28年の富士登山について 山梨県観光部観光資源課 静岡県文化・観光部文化局富士山世界遺産課 【資料4】
	③富士山における救助・救護の実態 静岡県警察本部地域課 【資料5】
15:45~16:05	質疑応答及び意見交換
16:10(予定)	閉 会

4. 配布資料

会場にて配布した資料の種類は下記のとおりである。

<配布資料一覧>

配布資料名	資料作成者・発表者
「富士山ガイドンス 2016」プログラム	—
富士山ガイドンス 2016 資料（冊子）	
【資料 1】火山がつくった世界遺産に登る	静岡大学防災総合センター教授 教育学部教授 小山 正人
【資料 2】富士登山における歴史文化の楽しみ方 ～吉田口を中心に～	ふじさんミュージアム学芸員 篠原 武
【資料 3】富士登山者に知って欲しいこと、守っ て欲しいこと	環境省関東地方環境事務所箱根自然環境事務所
【資料 4】平成 28 年の富士登山について	山梨県観光部観光資源課 静岡県文化・観光部文化局富士山世界遺産課
【資料 5】富士山における救助・救護の実態	支部岡軒警察本部地域課
【参考資料】富士山登山者に提供すべき情報	富士山における適正利用推進協議会
【添付資料】「富士登山における安全確保ガイド ライン」リーフレット	富士山における適正利用推進協議会

※会場では、関係自治体の観光パンフレット等の自由配布を行った。

5. 説明内容及び質疑応答内容

各プログラムにおける説明内容は、下記のとおりである。

プログラム	発表者
【第1部】富士登山の楽しみ方 ①火山がつくった世界遺産に登る	静岡大学防災総合センター・教育学部 教授 小山 正人 氏

- ◇火山としての富士山の生い立ち
- ◇登山道沿いや山頂でのみどころ
- ◇富士山の火山防災
- ◇万が一噴火に遭遇した登山者が注意すべきこと

プログラム	発表者
【第1部】富士登山の楽しみ方 ②富士登山における歴史文化の楽しみ方 ～吉田口を中心に～	ふじさんミュージアム学芸員 篠原 武 氏

- ◇吉田口登山道を中心とした 1,000 年以上続く富士山信仰の歴史

プログラム	発表者
【第2部】安全登山のための取組 ①富士登山者に知って欲しいこと、守って欲しいこと	環境省関東地方環境事務所箱根自然 環境事務所

- ◇知って欲しいこと
 - ・事前準備の重要性
 - ・登山基本情報
 - ・登山のコツ・起きうる問題・対処法
 - ・+αのコツ①混雑を避けるコツ
 - ・+αのコツ②より楽しむ為のコツ
- ◇守って欲しいこと
 - ・ルール
 - ・マナー

プログラム	発表者
【第2部】安全登山のための取組 ②平成 28 年の富士登山について	山梨県観光部観光資源課 静岡県富士山世界遺産課

- ◇平成 28 年夏の開山期間の方針
- ◇平成 28 年のマイカー規制について
- ◇「富士山保全協力金」の平成 28 年夏の実施について

プログラム	発表者
【第2部】安全登山のための取組 ③富士山における救助・救護の実態	静岡県警察本部地域課

- ◇富士山における山岳遭難の発生状況について
 - ・山岳遭難発生状況
 - ・開山期間中における遭難の特徴
 - ・登山口別の遭難傾向

プログラム

【質疑応答】

(1) 第1部富士登山の楽しみ方について

質問	【 】内は質問者の業種	回答	回答者
●最近では山頂での日の出を見るご来光が重視されているが、もともとはご来迎のブロッケン現象が重視されていた。その流れが変化した原因は何か。【登山ガイド】		・御来光に対する信仰は昔も今も変わっていない。昔は9合目やさらに下でご来迎を拝む場所もあった。昔は今ほど山頂で御来光を拝むことにこだわっていなかった。記録では、半分の方は山頂で御来光を見ているが、残りは9合目以下。ただし、火口に神仏が住むと認識していたため、山頂では火口に向かい、太陽を背にしてご来迎を拝んでいたため、御来光の記録は山頂の場合が多い。	篠原武氏
●山頂の噴気がかつては日常的にあったとのことだが、その噴気のなかにご来迎が現れやすいのか。【登山ガイド】		・記録から火口東側の縁に噴気が出ていた場所を特定するのは難しい。富士山振興が始まった中世頃には火口から噴気があがっていた可能性があり、噴気によるブロッケン現象もあったかもしれないが不明。	小山真人氏

(2) 第2部安全登山のための取組、その他について

質問	【 】内は質問者の業種	回答	回答者
●保全協力金は、全入山者のうち何%くらいが協力しているか。協力金は両県の収入になるのか。その配分は入山者数の割合で配分されるのか。ツアー参加者はツアー代金に含まれているのか。【登山用品メーカー】		・富士山保全協力金は、両県が同じ理念のもとで別で実施している。 ・協力率は、山梨県は13.8万人の登山者中52.9%、静岡県は46.7%。 ・ツアーの場合、旅行代金に含み、事前にとりまとめている旅行会社も数社ある。その他は、受付で添乗員が支払う場合もある。	山梨県
●両県の閉山日を9/10に統一したということだが、山梨県の下山道は9/11となっている。実際は24時まで使えるということか。登山者は閉山日には山にいないと考えるため、山梨県の方針はわかりにくい。【登山ガイド】		・山梨県では例年、閉山日の翌日正午を実施的な閉山としている。今年は9/10が閉山日であり、6合目トイレと下山道は9/11正午で閉める。 ・富士登山は1泊2日を推奨しており、最終日の入山者は翌日に下山する。両県で閉山日を統一したが、細部については今後調整したい。	山梨県
●富士登山者のうち外国人の割合はどのくらいか。パンフレット等の多言語化の進捗状況を知りたい。【一般登山者（自然解説ガイド）】		・外国人の割合は把握できていない。今年度、吉田口と富士宮口で調査を実施した。その結果は近日中に発表の予定。 ・富士山には従来から外国人が多く、多言語化による道案内を実施。パンフレットは日英中韓が中心。標識類はガイドラインを策定し4か国語で表現。	環境省
●富士宮の登山道を利用して山麓から登山する予定。山岳地図では登山道が途中で途切れている。登山道として現状ではどうなっているのか。【一般登山者】		・富士宮口は登下山道は分かれていない。登りやすいが下山時にケガも多い。静岡県側では富士宮口を登り、山頂から御殿場口へ下山するコースも可能。	静岡県警

6. 参加者アンケート

(1) 調査概要

会場にて参加者アンケートを実施した。

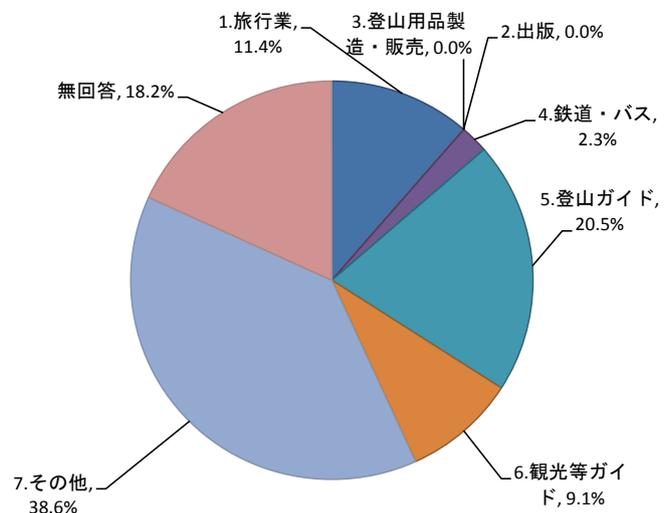
調査目的	次回の富士山ガイドンス開催の参考にすることを目的として、参加者の感想等を把握。
調査対象	富士山ガイドンス参加者
調査方法	アンケート用紙を配布し、当日、富士山ガイドンス終了後に回収。
調査項目	①過去の参加状況 ②開催時期の適切さ ③開催地の適切さ ④総合的満足度 ⑤ガイドンスの内容の満足度 ⑥参考になったプログラム ⑦富士山適正利用推進協議会の成果の認知度 ⑧富士登山オフィシャルサイトの利用状況 ⑨次回の内容に対する要望 ⑩意見・要望 ⑪勤務先の業種

(2) 回収状況

回答者は参加者 60 名中 44 名 (73.3%) だった。その内訳は下記のとおりである。

そのほか最も多く全体の 18.2%、次いで登山ガイドが 20.5%、旅行業が 11.4% だった。その他は個人参加の一般登山者等となっている。

業種	回答数	割合
1. 旅行業	5	11.4%
2. 出版	0	0.0%
3. 登山用品製造・販売	0	0.0%
4. 鉄道・バス	1	2.3%
5. 登山ガイド	9	20.5%
6. 観光等ガイド	4	9.1%
7. その他	17	38.6%
無回答	8	18.2%
計	44	100.0%



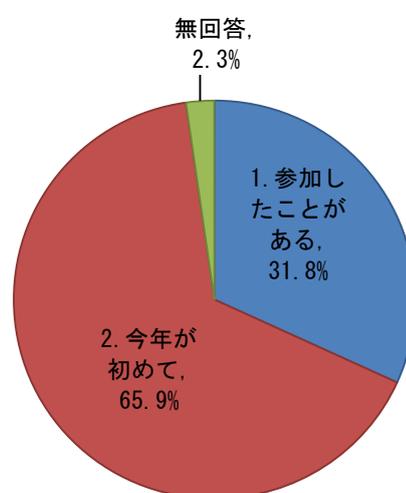
(3) 調査結果

①過去の参加状況

- ・今回が初めての参加者が全体の約 2/3 を占めている。今回は、初めて一般登山者にも対象を広げたため、初めての参加者が多い。
- ・過去に参加したことのある人の参加状況をみると、登山ガイドのうち1人が毎年参加している。富士山ガイドの初年度である 2012 年に旅行業の2人が参加しており、数は少ないが旅行業や登山ガイドにおいてはリピーターが参加している。

参加年

業種	参加年	回答数
旅行業	2012年	2
	2013年	1
	2014年	2
	2015年	2
鉄道・バス	2015年	1
登山ガイド	毎年	1
	2013年	1
	2014年	1
	2015年	3
観光ガイド	2015年	1
その他	2013年	1
	2015年	2
不明	不明	1



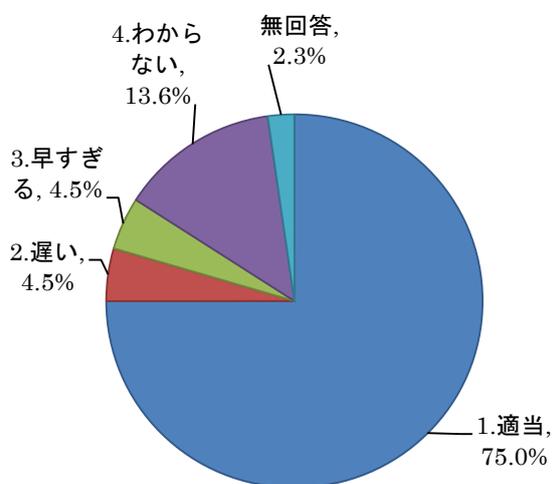
②開催時期の適切さ

- ・開催時期は適切と感じている人が 75.0% で、多くの人が時期は適切と感じている。
- ・一方、遅い、早い各々2人で、そのうち1人が3月、1人が5月～6月と回答している。

開催時期	回答数	割合
1. 適切	33	75.0%
2. 遅い	2	4.5%
3. 早すぎる	2	4.5%
4. わからない	6	13.6%
無回答	1	2.3%
計	44	100.0%

適期

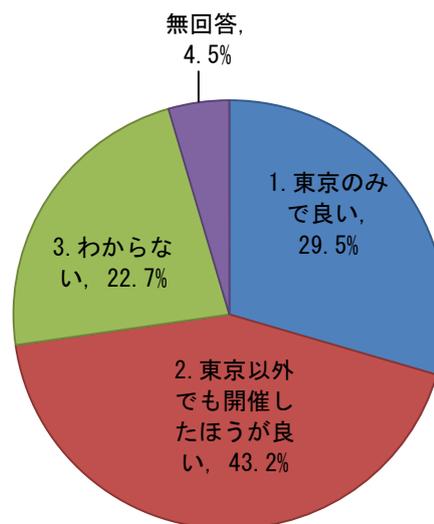
業種	適期	回答数
山小屋従業員	3月	1
不明	5～6月	1



③開催地の適切さ

- ・東京以外でも開催したほうが良いと回答した人が全体の43.2%で最も多く、次いで東京飲みで良いが29.5%だった。
- ・東京以外の具体的な開催地としては、旅行業においては名古屋、関西、静岡県、出版社では山梨・静岡県と回答している。

開催地	回答数	割合
1. 東京のみで良い	13	29.5%
2. 東京以外でも開催したほうが良い	19	43.2%
3. わからない	10	22.7%
無回答	2	4.5%
計	44	100.0%



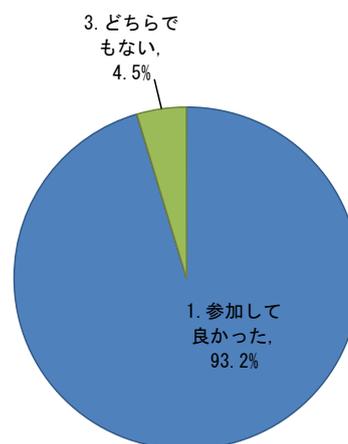
東京以外での開催希望地

業種	開催希望地	回答数
旅行業	名阪地区	1
	名古屋、関西	1
	東名阪	1
	静岡県	1
出版	山梨、静岡	1
旅行業・その他	静岡県東部	1
その他	山梨、静岡両県	1

④総合的満足度

- ・参加してよかったが 95.3%を占め、特に参加する必要はなかったは0%であった。
- ・満足な理由としては、旅行業において「環境省、観光課、警察など色々な方面の意見やプレゼンが聞けた」「登山において注意すべき点、歴史等興味深く聞かせていただいた」といった感想があった。そのほか、登山ガイドからも必要な情報が収集できた、などの感想であった。また、一般参加者も「おもしろかった」「有益な知識が得られた」など、全般的に内容が充実していて満足が得られた結果であった。

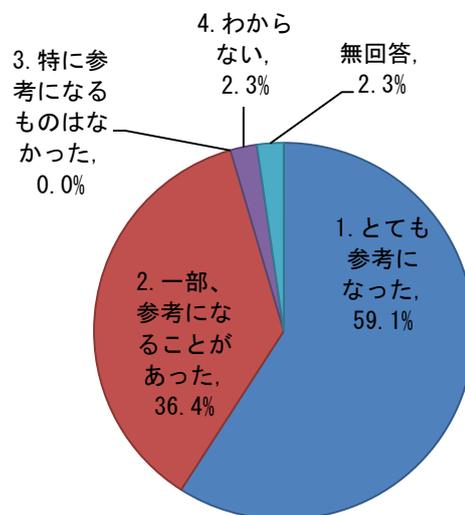
総合的満足度	回答数	割合
1. 参加して良かった	41	93.2%
2. 特に参加する必要はなかった	0	0.0%
3. どちらでもない	2	4.5%
無回答	1	2.3%
計	44	100.0%



業種	満足, 不満足の原因
旅行業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3時間のうち、必要な情報が一部だった。 ・ 環境省、観光課、警察などいろんな方面の方の意見・プレゼンを聞けた。 ・ 登山に於いて注意すべき点、歴史等を聞けた。
鉄道・バス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 富士山情報を提供するメディアとして必要な情報を収集出来た。
ガイド	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火山、歴史の専門家よりレクチャーいただけた。 ・ 知らなかった知識が得られた ・ いろいろな取り組みを知ることができた。
地方自治体職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有益な知識を得られた。
ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登山者を受け入れる側について勉強になった。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ おもしろかった。 ・ 細かいところまでの情報収集ができた。 ・ 知っているつもりのまま登山して事故にあいたくないので色々な話が聞けて良かった。 ・ 全くの無知でしたので。 ・ 歴史文化、とても参考になりました。 ・ 知識が深まりました。 ・ 内容は一般向けの内容だが、そもそもの一般客が少ない。ガイド等への告知を期待するのであれば違った内容にした方がベスト。

⑤ガイダンスの内容の満足度

・どれも参考になったが全体の約6割を占め、特に参考になるものはなかったは0%であったが、一部参考になることがあったは36.4%であった。

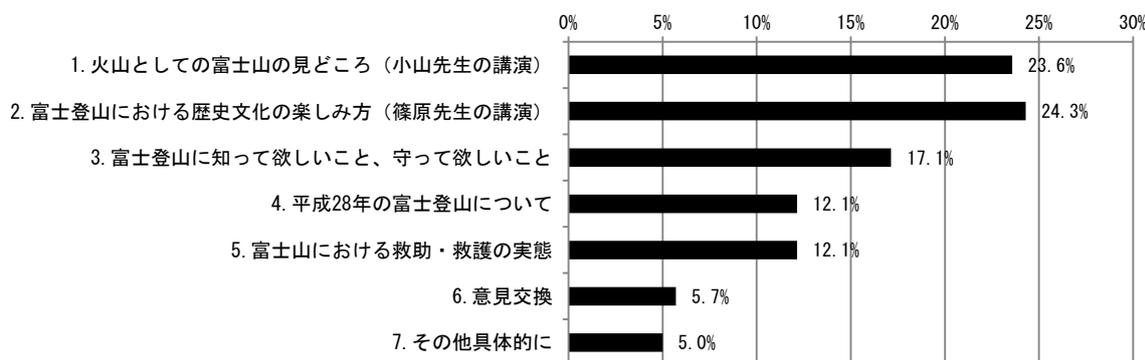


⑥参考になったプログラム

・具体的に参考になった内容として最も多いのが篠原武氏の講演で24.3%、次いで小山真人氏の講演が23.6%であった。次いで、アクティブレンジャーによる富士登山で知って欲しいこと・守って欲しいことが17.1%であった。

内容	回答数	割合
1. 火山としての富士山の見どころ (小山先生の講演)	33	23.6%
2. 富士登山における歴史文化の楽しみ方 (篠原先生の講演)	34	24.3%
3. 富士登山に知って欲しいこと、守って欲しいこと	24	17.1%
4. 平成28年の富士登山について	17	12.1%
5. 富士山における救助・救護の実態	17	12.1%
6. 意見交換	8	5.7%
7. その他具体的に	7	5.0%
計	140	100.0%

(複数回答)

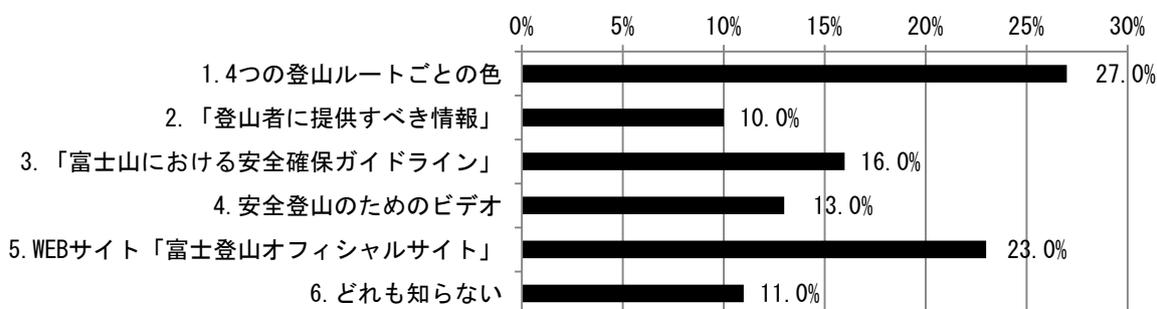


⑦富士山適正利用推進協議会の成果の認知度

- ・「登山ルートごとの色」が最も多く27.9%、次いで「富士登山オフィシャルサイト」が23.0%、「安全確保ガイドライン」が16.0%と続く。
- ・今回は一般登山者も参加しているが、これらの回答者は旅行業や登山ガイド等、富士登山に関連する業種の参加者とみられ、ルートの色については定着してきていると言える。
- ・一方、安全確保ガイドラインについては16人と他の取組に比べやや少ない状況となっている。

内容	回答数	割合
1. 4つの登山ルートごとの色	27	27.0%
2. 「登山者に提供すべき情報」	10	10.0%
3. 「富士山における安全確保ガイドライン」	16	16.0%
4. 安全登山のためのビデオ	13	13.0%
5. WEBサイト「富士登山オフィシャルサイト」	23	23.0%
6. どれも知らない	11	11.0%
計	100	100.0%

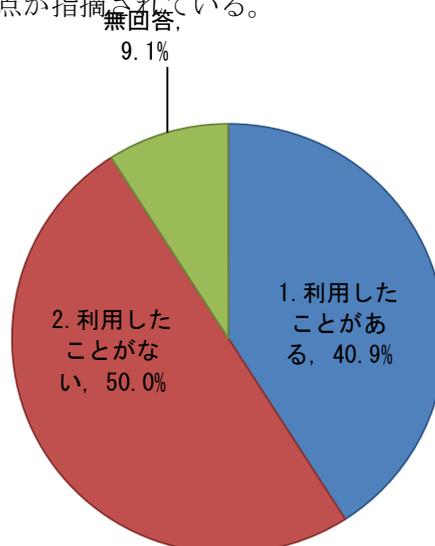
(複数回答)



⑧富士登山オフィシャルサイトの利用状況

- ・利用したことがない参加者が半数を占めている。
- ・改良して欲しい点を見ると、より詳細な天気予報やブログなどによるリアルタイム情報、中大型車用駐車場情報など内容の充実に関するもの、そのほか、中国語、韓国語などの多言語化、また情報がさがしやすくわかりやすい、といった点が指摘されている。

利用の有無	回答数	割合
1. 利用したことがある	18	40.9%
2. 利用したことがない	22	50.0%
無回答	4	9.1%
計	44	100.0%



意見

業種	意見
旅行業	<ul style="list-style-type: none"> ・気温など現地状況の掲載など最新情報が知られる。添乗員も HP みてお客様に案内出来る。 ・天気予報。
ガイド	<ul style="list-style-type: none"> ・より詳細な天気予報。 ・中国語、韓国語など案内パンフレットの多言語化を進めていただきたい。 ・どこに何が書いてあるのか探しにくい。
地方自治体職員	<ul style="list-style-type: none"> ・行政らしい固い印象を受けるので、トップページだけでも見栄えのあるものにしてはいかがか。
NPO	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語と同様外国語の情報も充実させてほしい。もっとはっきりわかりやすく
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場(大型・中型)の状況が知りたい。 ・シーズン期間中の日々の情報がブログ的に更新される等、もっと身近なものになってほしい。

⑨次回の内容に対する要望

- ・旅行業やガイドからは、具体的な事故事例や安全対策、噴火に関することや噴火時の避難方法などの安全対策に関するテーマ、おすすめルートや観光ポイント、などの資源情報があげられた。また、他地域の国立公園関係者からは外国人対応もあげられた。
- ・また、講演者として山小屋の人など富士山で実際に仕事や活動をしている人の生の声があげられた。
- ・そのほか、ガイドダンスの方法として、ビデオの活用が提案された。

<回答>

業種	主な回答（要約）
旅行業	<ul style="list-style-type: none"> ・あまり知られていない富士山の隠れた魅力。 ・具体的な事故事例。安全管理について。 ・様々な特典やおすすめのルート。安全対策。 ・山小屋の方の話(1年、1日の流れや、お客様の救助とか…)。
ガイド	<ul style="list-style-type: none"> ・登山者の動き（なぜ登るのか等のアンケート）。 ・登山道上での観光ポイントなど。 ・噴火に関すること。 ・村山口、須山口の歴史。 ・オーバーユーズの対応策。 ・噴火時の避難方法。 ・登山渋滞をさける情報。
他地域国立公園関係者	<ul style="list-style-type: none"> ・急増する外国人への対応、対策。
観光施設	<ul style="list-style-type: none"> ・入山料の具体的な用途(結果を含め)状況。
地元自治体職員	<ul style="list-style-type: none"> ・富士山で実際に仕事や活動している方の生の声。
登山コンサルタント	<ul style="list-style-type: none"> ・文化
ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアで協力出来る仕組みなど。

NPO	・山小屋関係者
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・4 つある各ルート、それぞれの情報と現状報告。静岡県・山梨県それぞれの取り組み等。 ・ガイドさん達のオススメする具体的なギア等の情報。 ・ガイドさん等の実体験（良いところも、悪いところも）。 ・各登山コースについての詳細。ビデオなどを使ってはどうか。 ・登山中の見どころなど。 ・富士登山の歴史や火山についてももう少し時間がほしい。 ・もう少し細かい服装、持ち物、あれば便利なもの、知っておくことなどネット等であまり載っていないような情報。 ・植生遷移で注目すべきこと。人による影響、キノコなどの分布。

⑩富士山ガイドダンスや富士山登山者への情報提供についての意見・要望

- ・富士登山者への情報状況については、マナーやルールなどを含めインバウンド観光客（外国人観光客）への情報発信の強化、両県の連携による遭難情報の共有化と取組の強化、噴火や避難方法などの情報提供などがあげられた。
- ・また、富士山ガイドダンスについては、幅広い広報、登山初心者向けと経験者向けそれぞれに充実した内容の提供などがあげられた。

業種	主な回答（要約）
旅行業	・特にインバウンド等に情報の発信の強化をお願いしたい。マナー、ルール含め。
鉄道・バス	・外国人向けの対応と山梨県・静岡県・官民一緒に連携を取ることが大切。
ガイド	<ul style="list-style-type: none"> ・初めて参加しましたが、とてもおもしろかったです。 ・より詳しい情報を。 ・富士山の遭難の実態を両県でしっかり共有し、公にしてほしい。→軽装登山の抑止になると思います。山梨県側の遭難報告、出なかったのは非常に残念。 ・今日のような内容がwebなどで気軽に一般の登山者（外国人も含む）が見聞きできるとありがたいと思う（登山情報、防災情報共に）。 ・ごみ持ち帰りは海外からの来訪者にも身につけていただきたいマナーです。積極的に周知してほしいと思います。
登山コンサルタント	・今回は、とてもよかった。
ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・登山者がゴミを捨てたり汚したりする以前に、山小屋、ツアー会社など利益を得る人達が率先して自然保護を行うこと。 ・外国人には富士登山が人気なので日本案内のパソコン上から入れるようにしてあるのでしょうか？
NPO	・どの5合目にもビジターセンター（登山情報、天気、ルート等）に近いものを整備してほしい。レンジャーの声だけでなく、自分で情報がとれるようにしてほしい。会場が毎回寒くて…もう少しあたたかしてもらえると嬉しいです。

観光施設	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・今回『ガイドダンス』を新聞で知り、初めて参加したのですが、想像以上に充実した内容で大変満足しています。もっともっとアナウンスをして、より多くの方に参加してもらいたいと思いました。 ・情報サイト等のアピールをもっとしたほうがいい。 ・初心者向けとある程度の登山経験者、それぞれ向けに情報が充実してほしい（一般的な情報以外）。登山のコツの実践など。

7. 今後の課題

今回のガイドダンスは、概ね好評のうちに終了したと言える。また、今後の継続的開催を望むアンケート結果もあることから、次回以降も開催する方向で、次のような点について検討することが必要と言える。

○対象

- ・ターゲットの明確化
(関心内容が異なる一般参加者向け内容の再考)

○開催地

- ・東京以外の開催地の追加や会場の変更による新たな参加者の獲得

○プログラム

- ・旅行社・ガイド等が関心をもつ話題性のあるテーマの設定
(内容例：専門家による自然・歴史に関わる講演、噴火時の避難対策等安全に関わる取組、外国人対応、保全協力金の使途等)
- ・現地の状況等を伝える具体性のある話題提供ができる講演者の選定
(例：山小屋関係者による現地の情報提供、両県警による話題提供等)
- ・実物やビデオ等の活用による視覚的なインパクトのある工夫
- ・ルートの色分け、富士登山オフィシャルサイト、安全確保ガイドライン等適正利用推進協議会による取組の周知継続
(初めての参加者向けには装備等安全登山の基本情報提供の継続も必要)

○告知方法

- ・旅行業協会を通じた告知方法と主要旅行者等への直接告知等併用による告知強化

IV. 適正利用推進協議会の運営及び資料の作成等

環境省・山梨県・静岡県が事務局となって開催する「富士山における適正利用推進協議会」のための資料作成及び運営を行った。また、協議会開催にあたって開催される事務局打合せ会議のための資料作成等も行った。

開催された協議会及び事務局打合せ会議において実施した内容は下記のとおり。

表IV-1 協議会等における業務実施内容

開催日	会議名	開催場所	業務実施内容
平成 27 年 11 月 30 日	事務局打合せ会議 (平成 27 年度第 1 回)	富士宮市役 所 410 会議 室	<ul style="list-style-type: none"> ・資料の作成補助 ・打合せ記録の作成
平成 27 年 12 月 10 日	平成 27 年度 第 1 回協議会	富士ふれあ いセンター 研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・資料の作成補助 ・資料の印刷 ・協議会の運営（会議の案 内・受付、会場準備） ・議事録及び議事概要の作成 ・欠席者への資料送付
平成 28 年 2 月 4 日	事務局打合せ会議 (平成 27 年度第 2 回)	新宿御苑会 議室	<ul style="list-style-type: none"> ・資料の作成補助 ・打合せ記録の作成
平成 28 年 2 月 25 日	平成 27 年度 第 2 回協議会	富士宮市保 健センター 大ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・資料の作成補助 ・資料の印刷 ・協議会の運営（会議の案 内・受付、会場準備） ・議事録及び議事概要の作成 ・欠席者への資料送付

今年度開催された協議会（2）
会議の議事要旨及び配布資料は、資料編にまとめた。

表Ⅳ-2 協議会での決定・合意事項

開催回・日時・会場	決定・合意事項
<p>第1回</p> <p>日時： 平成27年12月10日(木) 13:30～15:40</p> <p>会場： 山梨県立富士ふれあい センター研修室 (山梨県富士河口湖町)</p>	<p>○議題1：平成28年度の標識類の整備予定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省による富士山御中道整備、山梨県による吉田口登山道の整備、及び静岡県による須走ルート・吉田ルート八合目下山道分岐点の標識の増設について、各々で整備や検討を進めることとなった。 ・なお、須走ルート・吉田ルート八合目下山道分岐点の標識増設については、標識以外による道迷い対策を検討し、修正案を次回協議会（平成28年2月末～3月前半を予定）に提出することとなった。 ・また、外国語表記については事務局において今後検討することとなった。 <p>○議題2：登山口の機能についての検討状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各登山口の機能について、山梨県、静岡県において引き続き情報提供のあり方等の検討を進め、今後も随時、協議会に報告することとなった。 ・専門委員より、保全協力金徴収も登山口の機能の一つとして位置づけることが提案された。 <p>○議題3：富士登山における安全確保ガイドラインの普及方策等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全確保ガイドラインの改定案（時点修正）が承認された。 ・安全確保ガイドラインの普及啓発方策検討のための山岳関係者へのヒアリング計画について、事務局で実施に向けた検討を進め、次回協議会で報告することとなった。 ・閉山後の秋期登山の利用も課題であるとの指摘があり、その対応について事務局で検討することとなった。 <p>○議題4：富士山ガイダンス2016について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士山ガイダンス2016（平成28年2月4日、於：新宿御苑）の開催概要について、原案通り承認を得た。 ・事務局で富士山ガイダンスを開催し、その状況などを次回の協議会で報告することとなった。 <p>○議題5：その他</p> <p>1) 富士箱根伊豆国立公園80周年記念式典及び富士山地域公園計画の点検・管理運営計画改定作業について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士箱根伊豆国立公園指定80周年記念式典の開催及び富士箱根伊豆国立公園富士山地域の公園計画の点検・管理運営計画の改定作業について、原案通り承認を得た。

	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省が登山道の閉鎖時期だけでもそろえる方向で検討することが望ましいとの見解を表明し、その他開山期間の一致が望ましい旨の意見があり、山梨県・静岡県両県において持ち帰り、意見を踏まえた検討を行うこととなった。 ・専門委員より、開山期間の法的な側面について研究することが提案された。 <p>3) その他情報提供について</p> <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省中部地方整備局より、案内標識に関連してインバウンド対策としての観光庁の取組や対応策について情報提供あり、アラビア数字を用いた表記が提案された。 <p>4) 協議会の開催時期について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次年度は、10月に開催できるよう事務局として努力することとなった。
<p>第2回</p> <p>日時： 平成28年2月25日(火) 13:30～15:30</p> <p>会場：富士宮市保健センター大ホール (静岡県富士宮市)</p>	<p>○議題1：今後の標識整備予定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山梨県から提示のあった統合整備計画の修正案は、原案通り承認され、統合整備計画（改定）とすることとなった。 ・今後の標識整備予定については、各主体による整備を進め、来年度以降の進捗状況について本協議会で報告することとなった。 ・静岡県警より吉田口・須走口八合目分岐点について、登山者の安全対策を第一とした標識のデザイン、色、設置場所の検討の要望、及び道間違い防止のための標識以外の手段としての分岐点の見直し、分岐点へのゲート設置や色別誘導路設置、登山ルートの色別タスキの着用等の提案は今後の検討課題となった。 <p>○議題2：富士山の外国人登山者の現状と課題について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人への情報提供等について、各主体で取組を進め、その結果を協議会に報告することとなった。 <p>○議題3：富士登山オフィシャルサイトの改善について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士登山オフィシャルサイトの改善のための計画について原案通り承認され、事務局において改善を進め、次回の協議会で報告することとなった。 <p>○議題4：前回協議会を受けた作業の進捗状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登山道の閉鎖方法について、静岡県と小山町で調整を進め、必要に応じ協議会に報告することとなった。 ・火山噴火時の安全対策だけでなく地震発生時の安全対策検討について要望が出され、今後、状況をみながら取り組むこととなった。

- ・小山町より、須走口の閉鎖方法について、閉山後も森林帯での利用ニーズを踏まえ、閉山日には一旦6合目で閉鎖し、その後五合目で閉鎖するなどの段階的な閉鎖について検討の提案があった。それに対し、静岡県交通基盤部より、6合目で閉鎖するためには6合目までとする目的を明確にする必要性や冬期登山を助長する可能性などの課題が指摘された。

V. 安全確保ガイドラインの普及のための意見交換会の開催

1. 開催概要

下記の開催概要により意見交換会を実施した。

■目的：

富士山における適正利用推進協議会が策定した「富士登山における安全確保のためのガイドライン」について、夏山期間以外の登山者（スキーやスノーボードを含む）に対し、一層の周知を推進していくことが求められている。そのため、ガイドラインの有効な周知方策等について、夏山期間以外の利用に詳しいと思われる関係者からのヒアリングを行う。

■日時：平成28年3月16日（水） 17:30～19:30

※当日参加できない対象者2名に対し、平成28年3月17日（木）にも実施。

■場所：小石川後樂園涵徳亭

■主催：富士山における適正利用推進協議会

■対象：山岳団体、山岳ガイド、登山・スキー関連用品店、登山・スキー関連出版社、等

2. 参加者募集方法及び参加状況

(1) 参加者募集方法

下記の方法で参加者を募集した。

①ホームページ上での開催案内の掲載

- ・富士登山オフィシャルサイトホームページ

②富士山ガイドダンス2016参加者への案内

- ・富士山ガイドダンス2016での事前告知
- ・富士山ガイドダンス参加者（過去参加者含む）のうち登山ガイド等への案内送付

③個別案内

- ・協議会事務局、両県山岳連盟、その他詳しい人への照会による

(2) 参加状況

2日間の参加者数は、14名であった。分野別参加者数は表V-1のとおり。

表V-1 参加状況

分類	参加者数
山岳団体	3名
山岳ガイド等	4名
登山・スキー用品関係	3名
登山・スキー出版関係	4名

3. プログラム及び配布資料

意見交換会（3月16日）は、高橋箱根自然環境事務所長の進行により、以下の次第に従って行った。「2）質疑応答」は、参加者から提出された事前の質問に対し、回答する形で行った。3月17日に実施したヒアリングでも同様の進め方で実施した。

- 1) 主旨説明【説明：高橋箱根自然環境事務所長】
- 2) 資料説明及び質疑応答
 - ①ガイドラインについて【説明：高橋所長】
 - ②富士山の冬期における遭難事故の状況【説明：眞田静岡県警係長】
 - ③開山期以外における富士山来訪者調査結果【説明：川口静岡県富士山世界遺産課班長】
- 3) 意見交換
 - ①夏山期間以外の利用の実態について
 - ②ガイドラインの周知や徹底のための有効な普及方策について

表V-2 配布資料

次第
出席者名簿
資料1 「富士登山における安全確保のためのガイドライン」について
資料2 「富士登山における安全確保のためのガイドライン」（全文）
資料3 事前質問・意見まとめ
資料4-1 富士山の閉山期における遭難発生状況（山梨県警）
資料4-2 富士山の閉山期のいける遭難発生状況（静岡県警）
資料5 開山期以外における富士山来訪者調査結果（静岡県）
参考資料 富士山における適正利用推進協議会規約
別添 富士登山における安全確保のためのガイドライン（リーフレット）



意見交換会の様子(3月16日)

4. 主な意見

(1) ガイドラインの内容について

- 登山口ごとに提出先が異なる問題は、コンパス※を利用することで手間を解消することができるため、ガイドラインにコンパスを掲載すると良い。
※コンパス (COMPASS) : (公社) 日本山岳ガイド協会が運営する WEB による登山届提出システム。
- スキー、スノーボード等の利用者数や利用の実態を把握し、遭難事故防止のターゲットを明確にすべき。
- ガイドラインでは夏山期間以外としているが、春と秋では遭難事故も異なっている。そのため、「夏山期間以外」の期間は、積雪期とその他で分けるべきではないか。

(2) ガイドラインの普及について

- 登山計画書の提出後の受付や入下山確認など、登山者にとってメリットがある体制を整えれば普及する。登山計画書受付の際、計画書内容を点検して不備な場合は連絡できると良い。
- ゲレンデスキーやスノーボードからバックカントリー利用に入ってきた人は、山の危険性に関する知識が乏しいその人たちにどのように普及するかが課題。
- スキー、スノーボード利用者のうち、ガイド付きツアーではない人たちの多くはネット情報をもとに利用している。また、テレビの影響も大きい。それらの情報は、初心者でも利用可能と勘違いする。初心者に対しては、富士山の危険性について、ネットを利用したネガティブキャンペーンの実施などの情報発信が有効。
- 外国人は、大半が情報をネットから得ている。ネットを利用すると口コミでも拡散するため、有効ではないか。
- 積雪期の富士山は、3,000m の標高差を日帰りで楽しめる世界でも稀有な山。ただし、天候によってはベテランでも危険。危険性を伝えることが重要。
- 富士山の危険性を周知するためには、富士山ではヘリコプターが使えない遭難救助の様子など、現場のリアルな状況を伝えると良い。

(3) その他夏山期間以外の富士山の利用について

- 富士山は積雪状態や気候によって危険度が大きく異なるため、条例等により登山届けの提出を義務づけするほうが良い。
- 近年、バックカントリースキーが人気。用具はそのためのものが作られ、販売されているが、遊び方のルールがないことが問題。
- 登山口で誰が何を根拠に登山道を閉鎖しているか、理由やバリケードの設置者名等の記載がなく、登山道の閉鎖の理由が理解しにくい。
- 外国人に対しては、曖昧なニュアンスは通用しない。今後、外国人利用者が増加することが想定されるため、条例で規制するなど誰が見てもわかる明確な表現が必要。
- 春～開山までの期間は、特に利用者が多い吉田口や富士宮口で登山届の提出状況等をチェックする係員を置くと効果的。
- 海外にはガイドなしでは入山が許可にならない山岳がある。ゴールデンウィーク頃のスキーやスノーボード利用者は、ツアー参加でもなく、ガイドも付いていない人が大半。ガイドをつけることが普及すると良い。
- 今後、富士山でのスキーやスノーボードについて、海外で DVD 等が発売されると外国人の利用者が急増する可能性がある。そのような状況に先駆けた対策が必要。

- ガイドラインでは携帯トイレの持参を呼びかけているが、積雪期の利用は難しい。屋外排泄は、積雪前や春に多い可能性があるため、携帯トイレを推奨するのであれば、利用ブースの設置が望ましい。
- し尿処理は自己処理が原則ではないか。それをルール化するためには、登山者の意識改革を促すことも必要。

5. 今後の課題

意見交換会での意見を踏まえ、夏山期間以外の安全確保のために対応が望まれる事項や今後検討することが望ましいと考えられる事項を受託者として以下に提案する。今後、この提案を踏まえて、「富士山における適正利用推進協議会」において対応を検討することが望まれる。

(1) ガイドラインの内容について

- 登山計画書の提出先について、コンパス利用を追加
 - ・日本山岳ガイド協会が運営するWEB版の登山届（コンパス）の利用を両県でも推奨していることから、ガイドラインに掲載すべきとの意見があった。そのため、ガイドラインへの追記が望まれる。
- ガイドラインの対象期間について、非積雪期と積雪期等に区分
 - ・秋と春では遭難事故も異なっていることを踏まえ、夏山期間以外の期間について、さらに積雪期とその他に区分すべきとの意見や、利用実態を踏まえ、遭難防止のターゲットを定めることが必要との意見があった。そのため、夏山期間以外の期間について、実態を踏まえて期間を区分し、各期間に対応した内容を記載を検討することが望まれる。
- 道路法による登山道閉鎖について、わかりやすく説明を補足
 - ・道路法による登山道の閉鎖や登山口に設置されたバリケードの根拠がわかりにくいなどの指摘があった。そのため、登山道閉鎖について理解を促すため、道路法による法的根拠などの説明を補足することが望ましい。また、ガイドラインに追記するだけでなく、現地においても道路管理者名や道路法による閉鎖の根拠などをわかりやすく説明しておくことが望まれる。

(2) ガイドラインの普及について

- インターネットを利用した情報発信
 - ・スキー、スノーボード利用者や外国人の多くは、インターネット上から情報を入手していることが多く、また登山初心者がテレビ等に影響されることも多いため、従来のように山岳会等の組織に所属して指導を受けたり、登山雑誌等から情報を得るなどのこれまでの登山に関する情報伝達ツールでは普及が難しいことが指摘された。そのため、インターネット広告なども含め、インターネットを活用した普及方策を検討することが望ましい。
- ガイドへの周知
 - ・夏山期間以外の登山者やスキー、スノーボード利用者は、ツアー参加による利用が少なく、ツアーを引率するガイドを通じた普及は限定されることが指摘された。一方、ガイドの口コミを通じてガイドラインが普及する可能性が示された。そのため、山岳ガイド等のネットワークを通じたガイドラインの普及を検討することが望まれる。

(3) その他夏山期間以外の適正利用推進のための対策について

○夏山期間以外の富士山の危険性の周知

- ・夏山期間以外の富士山の危険性を認識していない冬山初心者が多いとの指摘があり、そのような初心者に対しては、富士山の危険性や遭難救助の難しさを理解してもらう必要性が指摘された。そのため、ガイドライン普及のための広報においては、富士山の危険性や遭難救助の難しさが伝わる内容や表現を工夫することが望ましい。

○登山口での登山届け提出状況等の確認

- ・登山届けの提出状況等について、利用者が多い吉田口や富士宮口において、実際に確認をすることにより現状把握と周知を図ることが望まれる。

○条例化等による禁止事項の明確化

- ・外国人には、曖昧な表現は伝わらず、禁止事項は明確に示す必要性が指摘された。そのため、条例化等による禁止や現場での立ち入り禁止区域の明確化（ロープによる制止など）など、禁止すべき事項を明確に示すことが望まれる。

○ガイド引率によるツアーの推奨

- ・ガイドが引率する登山やスキー、スノーボード利用者が少ないことが指摘され、海外ではガイドなしでは許可されない登山もあることが紹介された。そのため、ツアーを企画する旅行会社等や利用者に対してガイドが引率するツアーの利用を推奨することが望ましい。また、利用者がガイドを容易に依頼できるよう、ガイド側の受け入れ体制を誘導することも望まれる。

○携帯トイレ利用推進のための利用システムの構築

- ・携帯トイレを推奨するのであれば、利用環境整備（利用ブース等）や回収システムの構築が必要との意見が出された。そのため、屋外排泄防止のための携帯トイレの使用を推進するため、利用環境の整備やし尿回収システムの構築を検討することが望ましい。

VI. 標識類統合整理計画の情報更新

1. 改定箇所

平成 27 年 3 月に改定された「富士山における標識類統合整理計画」について、山梨県から吉田ルート¹の統合整理計画の改定の提案があり、協議会での検討を経て改定された。

平成 27 年度第 2 回協議会で承認された改定版の改定箇所は以下のとおり。

表 VI-1 改定箇所及び改定内容

ページ	改定前	改定後
表紙	平成 27 年 3 月	○時点修正 平成 28 年 2 月
1	< 2. 対象範囲 5 項目目 > 富士山標識関係者連絡協議会	○名称訂正 富士山における適正利用推進協議会
2~10	< II 吉田ルート (約 7.5 km) の統合整理計画 > (1) 注意標識・誘導標識等の適切な箇所の設置 (最小限化) 1) 注意標識の設置状況 ※本文 (図表含む) 割愛 2) 注意標識の改善方針 ※本文 (表含む) 割愛 3) 注意標識・誘導標識の設置計画 ※本文 (図) 割愛	○「II 吉田ルート (約 7.5 km) の統合整理計画」本文について、全文を下記に差し替え (1) 標識の表示内容と適切な設置箇所の見直し 1) 経緯 ※本文 (表含む) 割愛 2) 整備後に発生した問題点 ※本文割愛 3) 登山者の安全に関する改善方針 ※本文 (図含む) 割愛 4) 標識の設置計画 ※本文 (図表含む) 割愛

2. 改定版「富士山における標識類統合整理計画」

平成 28 年 2 月版として改定された統合整理計画の情報更新を行った。

更新した改定版全文は資料編資料 5 に掲載した。

Ⅶ. 富士箱根伊豆国立公園富士山地域の歴史を把握するための 新聞記事の収集

1. 収集内容

以下の10項目の内容が掲載されている新聞記事を収集した。

- ・ 国立公園の指定に向けた動き
- ・ 過去80年間の国立公園富士山地域における国立公園に関連する施策・活動
- ・ 過去80年間の国立公園富士山地域における国立公園の利用に係る主要道路の建設
- ・ 過去80年間の国立公園富士山地域における大規模開発行為
- ・ 過去80年間の国立公園富士山地域における自然保護活動
- ・ 過去80年間の国立公園富士山地域における利用者数・登山者数
- ・ 過去80年間の国立公園富士山地域における外国人の利用状況
- ・ 過去80年間の国立公園富士山地域におけるジオパーク、世界遺産の指定に向けた動き
- ・ 過去80年間の国立公園富士山地域における火山活動
- ・ 過去80年間の国立公園富士山地域における大規模自然災害

2. 収集対象期間

昭和11年(1936年)2月の国立公園指定に至るまでの動きが見られる明治40年頃以降、現在(平成27年10月)までを対象とした。

3. 収集方法

予め既存資料により調査項目に関連する出来事とその時期を整理し、該当する記事を収集した。参考とした既存資料は以下のとおり。

【文献】

- 富士急行50年史編纂委員会(1977)。「富士山麓史」富士急行株式会社
- 雑誌「国立公園」第242号(1970)。「国設大公園設置ニ関スル建議」について
- 雑誌「国立公園」第438号(1986)。富士箱根伊豆国立公園指定50周年記念特集
- 村串仁三郎(2010)。「富士箱根国立公園内の戦後の観光開発計画と反対運動」経済志林 78(2), 227-277
- 村串仁三郎(2003)。「富士箱根国立公園の形成(上)」経済志林 70(4), 77-125,
- 村串仁三郎(2003)。「富士箱根国立公園の形成(中)」経済志林 71(1), 25-65
- 村串仁三郎(2003)。「富士箱根国立公園の形成(下)」経済志林 71(2/3), 1-56
- 山村順次(1989)。「富士山北東麓山中湖村における観光地域の形成と機能」千葉大学教育学部研究紀要。第1部 37, 217-245

【ホームページ】

- 環境省富士箱根伊豆国立公園HP > 富士山地域年表
<http://www.env.go.jp/park/fujihakone/effort/fuji05.html>
- NPO法人富士山世界遺産国民会議HP > 報道ファイル
<https://www.mtfuji.or.jp/media/>
- 国土交通省富士砂防事務所HP > 過去の記者発表記事
<http://www.cbr.mlit.go.jp/fujisabo/index.html>

- 富士山世界遺産協議会HP > 登録までの道のり > 両県合同会議の取り組み
<http://www.fujisan-3776.jp/touroku/schedule.html>
- 富士山世界遺産協議会HP > 過去のトピックス
<http://www.fujisan-3776.jp/topics/index.html>
- 静岡県富士山ページ
http://www.pref.shizuoka.jp/kankyoku/ka-070/fujisanpage/main_j.html
- 富士山自然保護センター
<http://www.mfi.or.jp/mfncc/index.html>

収集対象とした新聞は、全国紙を中心に、一部山梨県、静岡県内で発行されている地方紙も対象とし、記事はそれらのデータベースから収集した。

表Ⅶ-1 記事を収集した新聞紙名

新聞紙名	使用データベース	掲載年
朝日新聞	聞蔵 II ビジュアル	1879 年～
読売新聞	ヨミダス歴史館	1874 年～
山梨日日新聞	EL データベース	1990 年～
静岡新聞	EL データベース	1988 年～

4. 収集結果

上記により収集した記事は、374 件（一部重複含む）であった。
10 の調査項目ごとに、下記のと通りの件数であった。

表Ⅶ-2 調査項目別収集記事件数

調査項目	件数
・ 国立公園の指定に向けた動き	30
・ 過去 80 年間の国立公園富士山地域における国立公園に関連する施策・活動	90
・ 過去 80 年間の国立公園富士山地域における国立公園の利用に係る主要道路の建設	23
・ 過去 80 年間の国立公園富士山地域における大規模開発行為	35
・ 過去 80 年間の国立公園富士山地域における自然保護活動	118
・ 過去 80 年間の国立公園富士山地域における利用者数・登山者数	40
・ 過去 80 年間の国立公園富士山地域における外国人の利用状況	23
・ 過去 80 年間の国立公園富士山地域におけるジオパーク、世界遺産の指定に向けた動き	53
・ 過去 80 年間の国立公園富士山地域における火山活動	9
・ 過去 80 年間の国立公園富士山地域における大規模自然災害	35

※注：複数の調査項目に該当する記事がある。

収集した記事の一覧は、次ページ以降の表のとおり。

西暦	年号	年	出来事(記事見出し)	掲載紙	発行年月日	指定に向けた動き	活動	国立公園に関連する施策・	大規模開発行為・計画	自然保護活動	利用者数・登山者数	外国人の利用状況・外国人	ジオパーク・世界遺産の指定に向けた動き	火山活動	大規模自然災害	
1896	明治	29	登山新式鉄道	朝日新聞	1896年(明治29年)3月4日				●							
1908	明治	41	富士大公園設計	朝日新聞	1908年(明治41年)7月8日	●										
1909	明治	42	富士山保護論(1) 小島烏水	読売新聞	1909年(明治42年)7月23日					●						
1909	明治	42	富士山保護論(2) 小島烏水	読売新聞	1909年(明治42年)7月24日					●						
1909	明治	42	富士山保護論(3) 小島烏水	読売新聞	1909年(明治42年)7月25日					●						
1909	明治	42	富士山保護論(4) 小島烏水	読売新聞	1909年(明治42年)7月26日					●						
1910	明治	43	富士登山鉄道 富士山での登山鉄道を起こすべく、日本人技師がスイスで登山鉄道を視察	朝日新聞	1910年(明治43年)9月5日				●							
1910	明治	43	富士遊園地計画 青木ヶ原の御領地を借り、遊園地を新設する計画	朝日新聞	1910年(明治43年)11月20日				●							
1911	明治	44	富士山公園建議案 富士山を中心として国設の大公園を設置する建議案が提出	朝日新聞	1911年(明治44年)2月2日	●										
1911	明治	44	国設大公園設置 建議案委員会において海外事例に基づく議論	朝日新聞	1911年(明治44年)3月7日	●										
1914	大正	3	富士山頂へ索道 目下認可出願中	朝日新聞	1914年(大正3年)4月19日				●							
1916	大正	5	富士の神秘を探る 史跡名勝天然記念物保存会による学術調査が実施される	朝日新聞	1916年(大正5年)6月28日					●						
1916	大正	5	富士山を中心に一大国立公園の実現	読売新聞	1916年(大正5年)8月6日	●										
1917	大正	6	富士山麓の観光鉄道 山梨県知事の肝いりにていよいよ計画なる	朝日新聞	1917年(大正6年)9月23日				●							
1921	大正	10	自然の大景を国立公園に 内務省史跡名勝天然記念物調査会による候補地調査	朝日新聞	1921年(大正10年)5月24日	●										
1921	大正	10	上高地に次いで富士山麓の調査	朝日新聞	1921年(大正10年)7月3日	●										
1921	大正	10	富士の中腹へ大貯水池を作る 山梨県知事の大乗気	朝日新聞	1921年(大正10年)7月13日				●							
1921	大正	10	更に選定する国立公園地 アルプスは要素不備、箱根富士裾野と日光廟から中禪寺の踏査実行	朝日新聞	1921年(大正10年)8月11日	●										
1922	大正	11	五湖を中心に世界的公園を	朝日新聞	1922年(大正11年)4月26日	●										
1922	大正	11	国立公園を色んな餌に 候補地や推薦してくる旧跡の裏面に魂胆悩まされる当局	朝日新聞	1922年(大正11年)4月30日	●										
1922	大正	11	富士登山一万人	朝日新聞	1922年(大正11年)7月23日						●					
1922	大正	11	国立公園の下調べに富士の裾野巡り	朝日新聞	1922年(大正11年)8月1日	●										
1922	大正	11	国立公園調査 昨年より本年にかけて富士裾野の調査完了	朝日新聞	1922年(大正11年)11月2日	●										
1923	大正	12	大日本国立公園設置に関する建議案が衆議院に提出される	朝日新聞	1923年(大正12年)1月25日	●										
1923	大正	12	「富士山を中心とする国立公園の設定及び岳麓一周鉄道達成に関する建議案」衆議院提出	朝日新聞	1923年(大正12年)1月26日	●										
1923	大正	12	国立公園の選定成って俄に議院に提出 七箇所の第一候補地	朝日新聞	1923年(大正12年)3月5日	●										
1923	大正	12	国立公園可決 衆議院本会議にて「大日本国立公園設置に関する建議案」「富士山を中心とする国立公園の設定及び岳麓一周鉄道達成に関する建議案」が可決	朝日新聞	1923年(大正12年)3月10日	●										
1923	大正	12	富士一帯を大遊園地にする 河口湖畔の村々が合同して一大計画	朝日新聞	1923年(大正12年)10月3日				●							
1929	昭和	4	まず調査会を設けて国立公園の考究 調査費は明年度予算に計上	朝日新聞	1929年(昭和4年)9月5日	●										
1929	昭和	4	設定調査会を設けて実現を急ぐ国立公園 内務省の実地踏査	読売新聞	1929年(昭和4年)12月18日	●										
1930	昭和	5	国立公園調査会設置さる	朝日新聞	1930年(昭和5年)1月16日	●										
1930	昭和	5	富士博物館建設 河口湖畔に 富士国立公園化の前提として	朝日新聞	1930年(昭和5年)10月15日	●										
1931	昭和	6	問題の国立公園今夏決定か 死物狂いの争奪戦	朝日新聞	1931年(昭和6年)2月26日	●										
1931	昭和	6	国立公園法案委員会可決 衆議院	朝日新聞	1931年(昭和6年)3月10日	●										
1931	昭和	6	国立公園法案 可決確定 貴族院	朝日新聞	1931年(昭和6年)3月25日	●										
1931	昭和	6	国立公園の第一次指定 全国八景勝地決定す	読売新聞	1931年(昭和6年)7月30日	●										
1932	昭和	7	懸案の国立公園12ヶ所決定す 正式指定は明年	朝日新聞	1932年(昭和7年)10月9日	●										
1932	昭和	7	諏訪の森間伐を誤解し村民起つ 富士国立公園くい打ちの田村博士ら立ち往生	朝日新聞	1932年(昭和7年)10月27日	●					●					
1933	昭和	8	三時間で富士一周 自動車道路一部開通	朝日新聞	1933年(昭和8年)6月7日				●							
1933	昭和	8	国立公園 7月下旬に第一回指定	朝日新聞	1933年(昭和8年)6月16日	●										
1935	昭和	10	山中湖畔ゴルフ場 着工	朝日新聞	1935年(昭和10年)4月21日				●							
1935	昭和	10	富士山特急鉄頂 モグラーケーブルカー計画	朝日新聞	1935年(昭和10年)9月11日				●							
1936	昭和	11	国立公園委員会 富士国立公園ではなく富士箱根国立公園にすべきとの議論	朝日新聞	1936年(昭和11年)1月16日	●										
1938	昭和	13	六国立公園に特別地域を指定	朝日新聞	1938年(昭和13年)5月14日		●									
1942	昭和	17	雲峰へ三万五千 新記録の雑踏ぶり	朝日新聞	1942年(昭和17年)7月27日						●					
1949	昭和	24	汚い富士山(投稿)	朝日新聞	1949年(昭和24年)8月26日					●						
1952	昭和	27	富士山 全面接收とり止め 日米合同委で米軍側了解	朝日新聞	1952年(昭和27年)5月27日		●									
1952	昭和	27	富士山、名勝に指定	朝日新聞	1952年(昭和27年)11月4日		●			●						
1952	昭和	27	にぎわう新設の富士スキー場	朝日新聞	1952年(昭和27年)12月14日				●							

西暦	年号	年	出来事(記事見出し)	掲載紙	発行年月日	指定に向けた動き	活動公園に関連する施策・	国立公園の建設	大規模開発行為・計画	自然保護活動	利用者数・登山者数	外国人の利用状況・外国人	ジオパーク・世界遺産の指定に向けた動き	火山活動	大規模自然災害
1953	昭和	28	富士山頂払い下げず 国立公園審議会で結論	朝日新聞	1953年(昭和28年)3月5日		●			●					
1953	昭和	28	富士山に大雪崩 60年ぶり 山小屋六戸が全壊	朝日新聞	1953年(昭和28年)3月23日										●
1953	昭和	28	富士へ二万人 週末の人波	朝日新聞	1953年(昭和28年)8月9日						●				
1953	昭和	28	三日に地鎮祭 大富士ゴルフ場	朝日新聞	1953年(昭和28年)11月2日			●							
1954	昭和	29	富士山頂は国有 衆院行監委で結論	朝日新聞	1954年(昭和29年)2月6日	●									
1954	昭和	29	富士山で雪崩の大遭難事件	朝日新聞	1954年(昭和29年)11月29日										●
1956	昭和	31	世界で珍しい山中湖畔のマリモ变種	朝日新聞	1956年(昭和31年)6月7日					●					
1959	昭和	34	富士山にモグラケーブル	朝日新聞	1959年(昭和34年)6月11日			●							
1959	昭和	34	富士山ケーブル許さぬ 文化財保護委、山梨県に通知	朝日新聞	1959年(昭和34年)7月26日			●	●						
1960	昭和	35	富士山へも雷鳥を 21日ヘリコプターで運ぶ	朝日新聞	1960年(昭和35年)8月19日					●					
1960	昭和	35	富士五湖に一万五千人	朝日新聞	1960年(昭和35年)11月6日						●				
1960	昭和	35	富士の大ナダレで遭難	朝日新聞	1960年(昭和35年)11月19日										●
1961	昭和	36	インスタント別荘も 新築あいつく山中湖畔	朝日新聞	1961年(昭和36年)6月26日			●							
1961	昭和	36	富士三登山口に二万人あまり	朝日新聞	1961年(昭和36年)7月9日						●				
1961	昭和	36	涼を求めて海・山大にぎわい 富士山へは二万人	朝日新聞	1961年(昭和36年)7月16日						●				
1962	昭和	37	日本一のゴミをなくせ 富士山の掃除はじまる	朝日新聞	1962年(昭和37年)6月17日					●					
1962	昭和	37	富士山ろく開発に新構想 四人委 頭脳センター建設	朝日新聞	1962年(昭和37年)6月29日			●							
1963	昭和	38	富士山の清掃に汗	朝日新聞	1963年(昭和38年)7月7日					●					
1963	昭和	38	富士山ろく開発委発足	朝日新聞	1963年(昭和38年)9月6日			●							
1964	昭和	39	富士のモグラケーブル 是非を近く検討 厚生省	朝日新聞	1964年(昭和39年)2月8日			●	●						
1964	昭和	39	車連ね開通式 富士山有料道路	朝日新聞	1964年(昭和39年)4月1日		●								
1964	昭和	39	ことしこそ清潔に くりひ清掃班 富士・箱根へ一万七千人	朝日新聞	1964年(昭和39年)7月3日					●					
1964	昭和	39	富士山頂の気象リーダー 今秋完工めざし追込み	朝日新聞	1964年(昭和39年)7月11日			●							
1965	昭和	40	有料道路は収入倍増ほくほくの開設四線(富士宮道路開通)	朝日新聞	1965年(昭和40年)11月24日			●							
1966	昭和	41	英旅客機124人全員が死亡 富士山ろくの墜落	朝日新聞	1966年(昭和41年)3月6日										▲
1966	昭和	41	富士山を、特別保護区指定へ	読売新聞	1966年(昭和41年)3月27日	●									
1966	昭和	41	観光客レンゲツツジを減ぼす	朝日新聞	1966年(昭和41年)5月31日					●					
1967	昭和	42	富士山 容姿保存は困難 建設省 重点、防災対策に	朝日新聞	1967年(昭和42年)11月4日						●				●
1968	昭和	43	表富士周遊道路 ただいま建設中	朝日新聞	1968年(昭和43年)12月6日			●							
1969	昭和	44	国が富士の大沢くずれ対策	朝日新聞	1969年(昭和44年)1月13日										●
1969	昭和	44	東海自然歩道着工へ	朝日新聞	1969年(昭和44年)2月9日	●									
1969	昭和	44	富士山麓へ直行OK 伸びる中央高速道 相模湖～河口湖が開通	朝日新聞	1969年(昭和44年)3月17日			●							
1969	昭和	44	村長さんはロールスロイス 観光ブームの山中湖	朝日新聞	1969年(昭和44年)9月12日			●							
1969	昭和	44	観光道路たった一本でも(富士スバルライン沿道植生への影響)	朝日新聞	1969年(昭和44年)11月11日			●	●						
1970	昭和	45	富士山頂へ地下鉄で 山梨県で計画	朝日新聞	1970年(昭和45年)3月11日				●						
1970	昭和	45	富士山ドライブ 南コースも完成(表富士周遊道、富士山ハイウェイの開通)	読売新聞	1970年(昭和45年)6月19日			●							
1971	昭和	46	河口湖大橋開通	読売新聞	1971年(昭和46年)4月19日			●							
1971	昭和	46	自然破壊の報い 富士山有料道路に土砂くずれ	朝日新聞	1971年(昭和46年)8月11日										●
1971	昭和	46	富士山のライチョウ絶滅 登山客がネズミ・イタチ呼ぶ	朝日新聞	1971年(昭和46年)9月23日						●				
1971	昭和	46	人工雪たっぷり 日本ランドスキー場	朝日新聞	1971年(昭和46年)12月23日				●						
1972	昭和	47	強風・みぞれ・次々に凍死(荒天による大量遭難)	朝日新聞	1972年(昭和47年)3月21日										●
1972	昭和	47	富士山 大規模な土砂崩れ	朝日新聞	1972年(昭和47年)5月6日										●
1972	昭和	47	また大沢くずれでダム決壊 富士宮に土砂流入	朝日新聞	1972年(昭和47年)6月9日										●
1972	昭和	47	大沢くずれ キバをむく	朝日新聞	1972年(昭和47年)7月10日										●
1973	昭和	48	富士山一周道路構想に反対する	朝日新聞	1973年(昭和48年)1月25日			●		●					
1973	昭和	48	富士山ろくの不買運動 乱開発防止に立ち上がる富士宮市	朝日新聞	1973年(昭和48年)2月5日				●	●					
1973	昭和	48	五段階にわけ保全 富士山法案要綱まとまる	朝日新聞	1973年(昭和48年)2月27日	●				●					
1973	昭和	48	甲府～富士市が90分(甲府～精進湖有料道路開通)	読売新聞	1973年(昭和48年)3月25日			●							
1973	昭和	48	富士地域環境保全整備法案要旨	朝日新聞	1973年(昭和48年)3月31日	●				●					

西暦	年号	年	出来事(記事見出し)	掲載紙	発行年月日	指定に向けた動き	活動公園に関する施策・計画	国立公園の関連する主要道路の建設	大規模開発行為・計画	自然保護活動	利用者数・登山者数	外国人の利用状況・外国人対応	ジオパーク・世界遺産の指定に向けた動き	火山活動	大規模自然災害
1973	昭和	48	リフト反対を訴え 富士山 自然を守る大会開く	朝日新聞	1973年(昭和48年)9月30日					●					
1974	昭和	49	富士山中腹に人工の穴、穴 大地下水源づくりへ	朝日新聞	1974年(昭和49年)2月19日				●						
1974	昭和	49	開発禁止求める報告 富士市依頼の学術調査団	読売新聞	1974年(昭和49年)3月6日					●					
1974	昭和	49	政治の対立、富士山巻きこむ 保全法見直し立たず	朝日新聞	1974年(昭和49年)4月15日	●									
1974	昭和	49	富士山の開発に反対 自然保護大会で決議	朝日新聞	1974年(昭和49年)5月27日					●					
1974	昭和	49	富士登山ケーブル建設断念	朝日新聞	1974年(昭和49年)6月29日				●	●					
1974	昭和	49	無秩序採土に規制条例 自然破壊の防止策 富士市	朝日新聞	1974年(昭和49年)9月29日					●					
1974	昭和	49	富士スバルライン「緑の復元を急げ」(環境庁長官視察)	朝日新聞	1974年(昭和49年)10月4日					●					
1974	昭和	49	北富士の有料道路建設 環境庁が否定的答弁(東富士有料道路計画)	朝日新聞	1974年(昭和49年)11月23日			●							
1974	昭和	49	富士吉田登山道廃道守前の荒れよう スバルライン開通して10年「守る会」が保護訴え	朝日新聞	1974年(昭和49年)11月29日					●					
1974	昭和	49	北富士演習場の返還部分 国立公園に追加指定を	朝日新聞	1974年(昭和49年)12月24日	●									
1975	昭和	50	民間会社が「自然動物園」着工に見通し	朝日新聞	1975年(昭和50年)1月23日				●						
1975	昭和	50	富士保全法案再提案 環境庁長官が表明	朝日新聞	1975年(昭和50年)4月1日	●									
1975	昭和	50	富士山保護へ条例案提出 富士市	朝日新聞	1975年(昭和50年)12月13日	●									
1976	昭和	51	富士山ろくサファリ計画 静岡県に賛否要望	朝日新聞	1976年(昭和51年)4月15日				●	●					
1976	昭和	51	富士山に七万人 未明から長列	朝日新聞	1976年(昭和51年)8月2日						●				
1976	昭和	51	富士の自然一目で 富士ビジターセンター (S45年12月に建設されたとの記述あり)	読売新聞	1976年(昭和51年)8月15日	●									
1976	昭和	51	富士山の生物見直し 静大の学者らが中心 新種?の寄生植物も	朝日新聞	1976年(昭和51年)11月16日					●					
1977	昭和	52	「富士山をきれいに」富士吉田市長が都知事に協力要請(富士山をきれいにする会結成)	朝日新聞	1977年(昭和52年)6月29日					●					
1978	昭和	53	富士山ろくサファリ計画 県が開発を許可 静岡	朝日新聞	1978年(昭和53年)1月27日				●						
1978	昭和	53	大噴火の富士山 立体模型で古代再現 富士ビジターセンター	朝日新聞	1978年(昭和53年)2月25日	●									
1978	昭和	53	富士山ろく青木ケ原 魔の樹海に立ち地元 自殺者捜索・ゴミ清掃	朝日新聞	1978年(昭和53年)6月5日					●					
1978	昭和	53	富士山に登山料 空き缶回収に 赤い羽根方式で募金	朝日新聞	1978年(昭和53年)10月28日	●				●					
1979	昭和	54	富士山でクリーン作戦 高校生や自衛隊員約2万人が参加	朝日新聞	1979年(昭和54年)6月23日					●					
1980	昭和	55	環境庁対応に苦慮 国立公園を通る富士山ろく道路	朝日新聞	1980年(昭和55年)4月18日			●		●					
1980	昭和	55	富士サファリ見切り発車 混雑もなく静かな開園	朝日新聞	1980年(昭和55年)4月23日				●	●					
1980	昭和	55	富士山で表層雪崩	朝日新聞	1980年(昭和55年)5月2日										●
1980	昭和	55	富士登山道に大落石 12人に29人重軽傷	朝日新聞	1980年(昭和55年)8月15日										●
1982	昭和	57	富士五湖で異常高水位 台風一過、浸水騒ぎ	朝日新聞	1982年(昭和57年)9月17日										●
1984	昭和	59	海山にぎわう 富士山には2万人	朝日新聞	1984年(昭和59年)7月30日						●				
1984	昭和	59	富士スバルライン 開通20年 深い傷跡 中心部にも枯れ木	朝日新聞	1984年(昭和59年)8月4日			●		●					
1985	昭和	60	富士山の緑よみがえれ 開発や雪崩で荒れた所に植え続けた亜高山種育つ	朝日新聞	1985年(昭和60年)7月19日					●					
1985	昭和	60	富士山ろく 高山植物踏み荒らす 県有林内 オフロード車が暴走	朝日新聞	1985年(昭和60年)7月22日					●					
1985	昭和	60	崩壊激しい富士山 避難トンネルも登場 落石に果たして効果は?	朝日新聞	1985年(昭和60年)7月23日					●					●
1988	昭和	63	富士山も常時観測へ 測地学審の地震火山部会 蔵王・焼岳と共に	朝日新聞	1988年(昭和63年)7月13日									●	
1988	昭和	63	富士山 夏の汚れ一掃 1300人クリーン作戦(富士山をいつまでも美しくする会)	静岡新聞	1988年(昭和63年)8月22日					●					
1988	昭和	63	富士荒らす車追放 山梨県登山道の一部規制へ	朝日新聞	1988年(昭和63年)9月27日					●					
1988	昭和	63	富士五湖の山梨県モーターボート 騒音規制へ条例	朝日新聞	1988年(昭和63年)11月25日					●					
1989	平成	1	東富士五湖道全通へ	朝日新聞	1989年(平成1年)3月8日			●							
1989	平成	1	富士五湖で異常増水 6年ぶり警戒水位超える	朝日新聞	1989年(平成1年)10月4日										●
1990	平成	2	富士山ろくで育樹祭	朝日新聞	1990年(平成2年)10月15日					●					
1991	平成	3	オフロード車乗り入れ規制に、富士山ろくの一部を追加 環境庁方針	朝日新聞	1991年(平成3年)6月1日	●				●					
1992	平成	4	スバルライン、土石流で寸断 富士山五合目	朝日新聞	1992年(平成4年)12月9日										●
1993	平成	5	富士スバルラインでマイカー規制	朝日新聞	1993年(平成5年)4月13日	●				●					
1993	平成	5	富士山のごみ250キロ集める 富士吉田で清掃実施	朝日新聞	1993年(平成5年)10月1日					●					
1993	平成	5	開発見直し求め、自然を守る会を結成 忍野のゴルフ場建設問題	朝日新聞	1993年(平成5年)10月23日					●					
1994	平成	6	富士山のマイカー規制実施へ 山梨県	朝日新聞	1994年(平成6年)2月5日	●				●					
1994	平成	6	富士山を世界遺産に 富士吉田市と静岡市が署名集めと説明会	朝日新聞	1994年(平成6年)3月14日								●		
1994	平成	6	保護重点の変更要望 国の富士山国有林施業管理計画で富士宮市	朝日新聞	1994年(平成6年)4月22日	●				●					

西暦	年号	年	出来事(記事見出し)	掲載紙	発行年月日	指定に向けた動き	活動公園に関する施策・	国立公園の建設	大規模開発行為・計画	自然保護活動	利用者数・登山者数	外国人の利用状況・外国人	ジオパーク・世界遺産の指定に向けた動き	火山活動	大規模自然災害
1994	平成	6	「富士山を世界遺産に」環境保護団体が推薦を陳情 静岡県(富士山を世界遺産とする連絡協議会)	朝日新聞	1994年(平成6年)6月14日								●		
1994	平成	6	富士山を世界遺産に推薦 甲府市議会が6月議会で決議へ	朝日新聞	1994年(平成6年)6月23日								●		
1994	平成	6	きょうから無料に 富士山スカイライン	朝日新聞	1994年(平成6年)7月1日		●								
1994	平成	6	県の2有料道路が無料化 御坂トンネルと甲府精進湖	朝日新聞	1994年(平成6年)10月13日		●								
1994	平成	6	富士山を考える会発足 世界遺産指定 文化景観で目指す	静岡新聞	1994年(平成6年)10月14日					●			●		
1994	平成	6	富士北麓を緊急調査 溶岩洞穴などの世界的宝庫 県教委	朝日新聞	1994年(平成6年)10月27日					●			●		
1994	平成	6	富士見上げ、初滑り 鳴沢のスキー場オープン	朝日新聞	1994年(平成6年)12月11日			●							
1995	平成	7	富士山環境保全対策協議会が初会合 環境庁や自治体に参加 山梨	朝日新聞	1995年(平成7年)1月12日	●				●					
1995	平成	7	富士山地域環境会議開く 山梨	朝日新聞	1995年(平成7年)7月28日	●				●					
1995	平成	7	富士で国際フォーラム始まる(富士山国際フォーラム)	朝日新聞	1995年(平成7年)9月16日								●		
1995	平成	7	保護区域の線引き見直しを自治体に要請 富士山の国立公園計画	朝日新聞	1995年(平成7年)11月3日	●									
1996	平成	8	富士山美化へ推進会議設立 環境庁と静岡・山梨県	朝日新聞	1996年(平成8年)5月10日	●				●					
1996	平成	8	五合目から上を特別保護区に 富士山地域地種区分告示	朝日新聞	1996年(平成8年)7月18日	●									
1996	平成	8	「緑の回廊」構想富士山から 野生生物の移動助ける 環境庁と3県	朝日新聞	1996年(平成8年)8月18日	●									
1996	平成	8	富士山保全の検討委が会合 山梨(富士山総合保全対策基本方針検討委員会)	朝日新聞	1996年(平成8年)10月17日	●				●					
1996	平成	8	五合目に水洗トイレ設置 富士宮市	朝日新聞	1996年(平成8年)10月18日					●					
1996	平成	8	静岡県と保全協力誓う 県が「富士山シンポジウム21」開く	朝日新聞	1996年(平成8年)11月9日	●				●					
1996	平成	8	富士山ろくの国有林被害(台風17号による被害)	朝日新聞	1996年(平成8年)11月16日										●
1997	平成	9	全国から植樹の輪 富士山	朝日新聞	1997年(平成9年)6月9日					●					
1997	平成	9	外国の方、フジヤマへ 山梨・静岡・神奈川が観光誘致スクラム	朝日新聞	1997年(平成9年)10月16日								●		
1998	平成	10	初の富士山サミット 自然と共生「憲章」制定目指し 御殿場で	朝日新聞	1998年(平成10年)1月11日	●				●					
1998	平成	10	富士山の環境保全策、基本方針案まとめる 検討委	朝日新聞	1998年(平成10年)2月6日	●				●					
1998	平成	10	富士山に外国人旅行者を 3県にまたがる観光テーマ地区設置	朝日新聞	1998年(平成10年)4月9日	●						●			
1998	平成	10	山岳トイレ等改善研究会 村松正彦氏インタビュー	山梨日日新聞	1998年(平成10年)9月7日					●					
1998	平成	10	環境保全の5項目制定 静岡県と富士山憲章 山梨県	朝日新聞	1998年(平成10年)11月3日	●				●					
1999	平成	11	富士山のトイレ有料化を検討 山梨・静岡県	朝日新聞	1999年(平成11年)2月24日	●									
1999	平成	11	裾野の南富士エアーグリーンライン 低公害車は料金割引	静岡新聞	1999年(平成11年)4月6日		●			●					
1999	平成	11	トイレ改善など協力 山梨・静岡両県が確認 富士山憲章会議	朝日新聞	1999年(平成11年)6月8日	●				●					
1999	平成	11	富士山環境保全へ連携 官民「ネット」月内設立(ふじさんネットワーク)	静岡新聞	1999年(平成11年)8月17日					●					
1999	平成	11	「豊かな森を富士山に」推進協議会が発足 静岡(富士山100年プロジェクト3776構想)	朝日新聞	1999年(平成11年)12月21日	●				●					
1999	平成	11	「ふれあい自然塾」富士宮に7月開講	静岡新聞	1999年(平成11年)12月26日	●									
2000	平成	12	ポイ捨て禁止条例を提案 富士吉田市、今秋の施行目指す	朝日新聞	2000年(平成12年)6月15日	●				●					
2000	平成	12	富士山にトレジャーハウス似せません 富士宮市、規制へ条例案	朝日新聞	2000年(平成12年)9月13日	●									
2000	平成	12	過去最大級の土石流、下流域へ影響なし 富士山の火災崩れ	朝日新聞	2000年(平成12年)11月22日										●
2001	平成	13	富士北ろくの森、シカによる食害急増	朝日新聞	2001年(平成13年)1月5日					●					
2001	平成	13	山の汚物処理困った 小屋の対策手詰まり、登山者の協力必要	朝日新聞	2001年(平成13年)1月6日					●					
2001	平成	13	田貫湖周辺の湿原を守ろう 環境省、地元団体と検討会	朝日新聞	2001年(平成13年)3月28日	●				●					
2001	平成	13	「富士山守れ」県が指標 達成度好評へ 静岡県と合同策定	朝日新聞	2001年(平成13年)3月29日	●				●					
2001	平成	13	山の保護・整備の指針作りへ 信仰の山会議	朝日新聞	2001年(平成13年)9月6日	●							●		
2001	平成	13	富士山トイレ「検討委」発足 処理システムを論議(富士山トイレ処理システム整備検討委員会)	朝日新聞	2001年(平成13年)10月30日	●				●					
2001	平成	13	富士山トイレ 当面は併用で 研究会結論(富士山トイレ研究会)	静岡新聞	2001年(平成13年)11月8日					●					
2001	平成	13	県、代執行で撤去へ 富士山ろく硫酸ピッチドラム缶不法投棄	朝日新聞	2001年(平成13年)11月29日					●					
2002	平成	14	富士山を世界遺産に、再び挑戦へ NPO、今度は文化遺産(富士山クラブ)	朝日新聞	2002年(平成14年)2月18日								●		
2002	平成	14	富士山に「緑の回廊」 林野庁関東森林管理局が計画	朝日新聞	2002年(平成14年)6月14日	●									
2002	平成	14	吉田口からの富士山登山者、16万人を突破 6年ぶり	朝日新聞	2002年(平成14年)9月5日						●				
2002	平成	14	富士山訪問者、久々40万人、新五合目	朝日新聞	2002年(平成14年)9月16日						●				
2003	平成	15	「富士山の自然・評価を」園に県、世界遺産候補めざす	朝日新聞	2003年(平成15年)5月9日								●		
2003	平成	15	富士山は「落選」環境保全遅れ響く 世界遺産候補地検討会	朝日新聞	2003年(平成15年)5月27日								●		
2003	平成	15	富士山、文化遺産へ長い道、環境保全意識を	朝日新聞	2003年(平成15年)6月15日								●		

西暦	年号	年	出来事(記事見出し)	掲載紙	発行年月日	指定に向けた動き	活動公園に関連する施策・	国立公園の建設	大規模開発行為・計画	自然保護活動	利用者数・登山者数	外国人の利用状況・外国人	ジオパーク・世界遺産の指定に向けた動き	火山活動	大規模自然災害
2003	平成	15	絶滅危惧のチョウ6種類が生息 青木ヶ原樹海に接する草原	朝日新聞	2003年(平成15年)9月3日					●					
2003	平成	15	夏の富士登山客、合計15万804人、昨年比2万2311人減 (山梨県)	朝日新聞	2003年(平成15年)9月4日						●				
2003	平成	15	富士登山者大幅減、94年の半分 (静岡県)	朝日新聞	2003年(平成15年)9月11日						●				
2003	平成	15	富士山の環境保全など要望 県が国に	朝日新聞	2003年(平成15年)11月14日	●				●					
2004	平成	16	青木ヶ原樹海が人気 踏み荒らし防止へ指針	朝日新聞	2004年(平成16年)1月25日	●				●					
2004	平成	16	青木ヶ原樹海の保護利用考える きょう鳴沢でシンポジウム	朝日新聞	2004年(平成16年)3月27日					●					
2004	平成	16	エコツーリズムのモデル地区に選定 富士山北麓を環境省	朝日新聞	2004年(平成16年)6月3日	●				●					
2004	平成	16	用途別3種類の地図揭示、富士山ハザードマップ検討委が報告	朝日新聞	2004年(平成16年)6月8日										●
2004	平成	16	ルートや人数に制限 青木ヶ原樹海エコツアー	朝日新聞	2004年(平成16年)6月26日					●					
2005	平成	17	富士山、文化の世界遺産に 自然遺産落選で国民会議旗揚げ	朝日新聞	2005年(平成17年)3月31日								●		
2005	平成	17	清里高原道・河口湖大橋 2路線無料化	朝日新聞	2005年(平成17年)6月1日			●							
2005	平成	17	富士山守るレンジャー始動	朝日新聞	2005年(平成17年)7月4日	●									
2005	平成	17	「富士を世界遺産に」両知事タッグ 山梨・静岡、連名で文化庁に要望書	朝日新聞	2005年(平成17年)7月5日									●	
2005	平成	17	「富士山を世界文化遺産に」県が推進本部を設置	朝日新聞	2005年(平成17年)10月25日									●	
2005	平成	17	富士山の世界遺産登録 静岡県、山梨県と合同会議	朝日新聞	2005年(平成17年)12月20日									●	
2006	平成	18	世界遺産推進室新設 静岡県	朝日新聞	2006年(平成18年)2月15日	●								●	
2006	平成	18	富士登山、外国人滑落死受け 英文で注意促す 富士吉田チラシ配布へ	朝日新聞	2006年(平成18年)3月11日							●			
2006	平成	18	富士山世界遺産登録へ初の会合 県学術委 静岡県	朝日新聞	2006年(平成18年)5月25日									●	
2006	平成	18	富士登山 より快適に 看板、3ヶ国語追加	朝日新聞	2006年(平成18年)8月11日							●			
2006	平成	18	世界遺産めざし学術委員ら調査 富士山ろくの神社など	朝日新聞	2006年(平成18年)8月17日								●		
2006	平成	18	4カ国語で富士登山証明書	朝日新聞	2006年(平成18年)8月26日							●			
2006	平成	18	環境配慮型トイレ 整備が完了	朝日新聞	2006年(平成18年)11月17日	●									
2007	平成	19	「世界の富士」へ一歩 文化遺産登録暫定リスト入り	朝日新聞	2007年(平成19年)1月24日									●	
2007	平成	19	富士北麓新たな魅力 エコツアー体験に110人	朝日新聞	2007年(平成19年)2月12日	●									
2007	平成	19	スラッシュ雪崩 大沢崩れで発生	朝日新聞	2007年(平成19年)3月26日										●
2007	平成	19	世界遺産へ 現地に窓口 県、富士北麓分室設置 山梨県	朝日新聞	2007年(平成19年)4月27日									●	
2007	平成	19	「地質構造」で地球を学ぼう ジオパーク第1号めざし各地で動き	朝日新聞	2007年(平成19年)6月18日									●	
2007	平成	19	「富士山を世界遺産に」暫定リスト入り ユネスコ委報告	朝日新聞	2007年(平成19年)6月28日									●	
2007	平成	19	富士五湖追加を再検討 県推進協 文化庁の見解重視	掲載紙不明(記事画像あり)	2007年(平成19年)8月3日									●	
2007	平成	19	富士山登山者へ 5カ国語ガイド	朝日新聞	2007年(平成19年)8月18日							●			
2007	平成	19	登山者8万4000人増35万人突破	朝日新聞	2007年(平成19年)9月19日						●				
2007	平成	19	富士すそ野、取得し保全 (日本ナショナルトラスト協会)	朝日新聞	2007年(平成19年)11月14日					●					
2008	平成	20	富士の森よみがえれ 荒れた植林地間伐 (富士森林再生プロジェクト・富士森林組合)	朝日新聞	2008年(平成20年)3月14日					●					
2008	平成	20	富士ビジターセンター 海外客増で対応強化	朝日新聞	2008年(平成20年)5月21日							●			
2008	平成	20	夏の富士過去最多25万人	朝日新聞	2008年(平成20年)9月2日						●				
2008	平成	20	河口湖など「構成資産」へ 富士山世界文化遺産登録問題	朝日新聞	2008年(平成20年)11月19日									●	
2009	平成	21	富士山は好景気 年末年始の外国人客前年度比6000人増(富士ビジターセンター)	朝日新聞	2009年(平成21年)2月17日								●		
2009	平成	21	「普遍的価値」二本柱に 両県学術委 合同会議で見直し	静岡新聞	2009年(平成21年)3月17日									●	
2009	平成	21	外国人へ山梨売り込もう 6月に通訳案内士会設立	朝日新聞	2009年(平成21年)4月23日								●		
2009	平成	21	富士登山証明、デザイン一新 外国人へ発行、海外PR	朝日新聞	2009年(平成21年)6月6日							●			
2009	平成	21	富士山に新標識 4カ国語対応 (富士山標識関係者会議)	静岡新聞	2009年(平成21年)6月25日								●		
2009	平成	21	富士登山者は24万1436人	朝日新聞	2009年(平成21年)9月2日						●				
2009	平成	21	北ろく首長 富士山保全金で連携 検討組織設立へ	山梨日日新聞	2009年(平成21年)11月8日	●									
2010	平成	22	富士登山道標識を一新	朝日新聞	2010年(平成22年)7月8日	●									
2010	平成	22	夢舞台 富士山ガイド 五合目で外国人向け	朝日新聞	2010年(平成22年)8月24日								●		
2010	平成	22	富士登山「有料」どう思う 「環境保全協力金」導入へ動き	朝日新聞	2010年(平成22年)8月28日	●				●					
2010	平成	22	富士山人気加速 登山者25万人超	朝日新聞	2010年(平成22年)8月30日						●				
2010	平成	22	「絶滅魚」生きていた クニマス70年ぶり確認 山梨(西湖)	朝日新聞	2010年(平成22年)12月15日					●					
2011	平成	23	富士五湖の文化財指定、山梨県が国に申請	静岡新聞	2011年(平成23年)2月1日	●									

西暦	年号	年	出来事(記事見出し)	掲載紙	発行年月日	指定に向けた動き	活動	国立公園の建設	国立公園の利用に係る主要	大規模開発行為・計画	自然保護活動	利用者数・登山者数	外国人の利用状況・外国人	外国人の利用状況・外国人	シオバーク・世界遺産の指定に向けた動き	火山活動	大規模自然災害
2011	平成	23	静岡東部 震度6強	朝日新聞	2011年(平成23年)3月16日											●	●
2011	平成	23	富士山の世界文化遺産登録 推薦書原案固まる	朝日新聞	2011年(平成23年)7月13日											●	
2011	平成	23	「富士山」推薦書原案(文化庁に提出)	朝日新聞	2011年(平成23年)7月27日											●	
2011	平成	23	標識統一 登山者に好評 4ヵ国語表示	静岡新聞	2011年(平成23年)8月3日								●				
2011	平成	23	富士登山者20万人超す 山梨側、4年連続で大台	山梨日日新聞	2011年(平成23年)8月26日							●					
2011	平成	23	富士登山客、やや減の29.3万人	朝日新聞	2011年(平成23年)9月17日							●					
2011	平成	23	富士山の「構成資産」富士五湖を名勝指定 文化財登録が完了	朝日新聞	2011年(平成23年)9月22日	●										●	
2011	平成	23	富士山と鎌倉推薦決定	朝日新聞	2011年(平成23年)9月22日											●	
2011	平成	23	富士ビジターセンター 外国人入館8割減	朝日新聞	2011年(平成23年)10月21日								●				
2012	平成	24	富士山の世界遺産推薦書 国の文化審了承	朝日新聞	2012年(平成24年)1月13日											●	
2012	平成	24	世界の富士へ前進 遺産登録へ推薦書最終決定	朝日新聞	2012年(平成24年)1月26日											●	
2012	平成	24	県民会議旗揚げ 山梨・静岡	朝日新聞	2012年(平成24年)2月24日	●										●	
2012	平成	24	富士山世界遺産登録へ イコモス調査、きょうから	朝日新聞	2012年(平成24年)8月29日											●	
2012	平成	24	富士ビジターセンター 入館者4万9700人 昨年より32%増	朝日新聞	2012年(平成24年)9月7日							●					
2012	平成	24	富士登山者31万人 静岡側から4割、過去最低	静岡新聞	2012年(平成24年)9月22日							●					
2013	平成	25	三保松原の「除外」要請 富士山の世界遺産登録 イコモス、構成資産で	朝日新聞	2013年(平成25年)2月13日											●	
2013	平成	25	富士山と信仰・芸術の関連遺産群 登録名の変更を提案 文化庁がイコモスに	朝日新聞	2013年(平成25年)3月2日											●	
2013	平成	25	「富士登山指針」策定へ 適正利用推進協で合意	静岡新聞	2013年(平成25年)3月20日	●											
2013	平成	25	ふじあざみライン拡幅を 地元関係者県職員に現地説明	静岡新聞	2013年(平成25年)6月18日		●										
2013	平成	25	富士山世界遺産に決定 三保松原も一転登録	朝日新聞	2013年(平成25年)6月23日											●	
2013	平成	25	富士登山HP解説(富士登山オフィシャルサイト)	静岡新聞	2013年(平成25年)6月26日	●							●				
2013	平成	25	富士登山、夏以外は原則禁止 ガイドライン今秋から適用	朝日新聞	2013年(平成25年)7月19日	●											
2013	平成	25	夏富士31万人登山	朝日新聞	2013年(平成25年)9月11日							●					
2014	平成	26	モーターボートや水上バイク 富士五湖、規制強化	朝日新聞	2014年(平成26年)1月17日	●					●						
2014	平成	26	富士山噴火 広域計画	朝日新聞	2014年(平成26年)2月7日											●	●
2014	平成	26	積雪最多 河口湖は143センチ	朝日新聞	2014年(平成26年)2月16日												●
2014	平成	26	スバルラインに雪崩	朝日新聞	2014年(平成26年)3月19日												●
2014	平成	26	富士山の情報 外国人向け拡充	朝日新聞	2014年(平成26年)4月10日									●			
2014	平成	26	山梨県富士ビジターセンター来館者 過去最多	掲載紙不明(記事画像あり)	2014年(平成26年)4月14日							●					
2014	平成	26	外国人向け観光所運営	掲載紙不明(記事画像あり)	2014年(平成26年)5月9日								●				
2014	平成	26	自然環境保全で「入域料」	掲載紙不明(記事画像あり)	2014年(平成26年)5月15日	●											
2014	平成	26	富士山の景観に指針	掲載紙不明(記事画像あり)	2014年(平成26年)5月16日	●					●						
2014	平成	26	メガソーラー建設 富士山麓に制限区	掲載紙不明(記事画像あり)	2014年(平成26年)5月30日	●					●						
2014	平成	26	富士山麓の開発抑制を検討	掲載紙不明(記事画像あり)	2014年(平成26年)5月30日	●										●	
2014	平成	26	富士山保全状況全体構想を報告	朝日新聞	2014年(平成26年)6月7日											●	
2014	平成	26	富士山 登山道を一斉清掃	掲載紙不明(記事画像あり)	2014年(平成26年)6月9日							●					
2014	平成	26	富士山の不法投棄防げ	掲載紙不明(記事画像あり)	2014年(平成26年)6月16日							●					
2014	平成	26	富士山登山者数 県が初の実測へ	朝日新聞	2014年(平成26年)7月12日	●						●					
2014	平成	26	富士宮で育林活動	掲載紙不明(記事画像あり)	2014年(平成26年)7月14日							●					
2014	平成	26	富士五湖航行届提出を義務付け 山梨県改正条例来月施行	朝日新聞	2014年(平成26年)7月17日	●					●						
2014	平成	26	動植物 易しく解説 富士山保全活動 1冊に集約	掲載紙不明(記事画像あり)	2014年(平成26年)8月18日							●					
2014	平成	26	富士登山 20万人割れに	掲載紙不明(記事画像あり)	2014年(平成26年)8月25日								●				
2014	平成	26	富士登山のマナー紹介 3ヵ国語DVD作成	掲載紙不明(記事画像あり)	2014年(平成26年)9月12日								●				
2014	平成	26	富士山保全へ県条例、基本理念の制定を検討	掲載紙不明(記事画像あり)	2014年(平成26年)9月12日	●											
2014	平成	26	富士山5合目 ごみ散乱 5千平方メートル 県、富士吉田市が調査	掲載紙不明(記事画像あり)	2014年(平成26年)9月19日							●					
2014	平成	26	富士山登山 28万5494人	掲載紙不明(記事画像あり)	2014年(平成26年)10月2日								●				
2014	平成	26	避難路マップ整備へ 富士山噴火備え県が山道調査	掲載紙不明(記事画像あり)	2014年(平成26年)10月7日	●										●	●
2014	平成	26	富士山噴火想定3県合同で訓練	朝日新聞	2014年(平成26年)10月8日											●	●
2014	平成	26	シカ増殖食害列島 富士山 植林 枝に被害	朝日新聞	2014年(平成26年)11月7日						●						

西暦	年号	年	出来事(記事見出し)	掲載紙	発行年月日	指定に向けた動き	活動	国立公園に関する施策・道路の建設	大規模開発行為、計画	国立公園の利用に係る主要	自然保護活動	利用者数・登山者数	外国人の利用状況・外国人	定に向けた動き	ジオパーク、世界遺産の指	火山活動	大規模自然災害
2014	平成	26	「富士山の価値高める活動を」ガイド会が設立総会	朝日新聞	2014年(平成26年)12月18日											●	
2014	平成	26	富士北麓 広告規制の強化検討 山梨県知事 地区拡大を想定	山梨日日新聞	2014年(平成26年)12月18日		●				●						
2014	平成	26	入山上限 3年後に設定 富士山保全策 山梨・静岡両県が方向性一致	山梨日日新聞、静岡新聞	2014年(平成26年)12月25日		●										
2015	平成	27	富士五湖観光 アプリで 外国人向け 学生ら制作	朝日新聞	2015年(平成27年)2月3日								●				
2015	平成	27	春節観光客の波 富士山「バスの数が約3倍」	朝日新聞	2015年(平成27年)2月21日							●	●				
2015	平成	27	富士山保全 条例が成立 (静岡県議会)	山梨日日新聞、静岡新聞	2015年(平成27年)3月12日		●										
2015	平成	27	富士山噴火時の広域避難計画承認	朝日新聞	2015年(平成27年)3月17日											●	●
2015	平成	27	富士山基本条例制定案も可決 山梨県	朝日新聞	2015年(平成27年)3月17日		●										
2015	平成	27	富士登山安全確保へガイドラインを修正	朝日新聞	2015年(平成27年)3月18日		●										
2015	平成	27	メガソーラー 一部規制 富士山の景観保全 富士宮市が条例骨子案	静岡新聞	2015年(平成27年)5月1日		●				●						
2015	平成	27	富士ビジターセンター 入館者 最多35万5000人 外国人観光客が押し上げ	山梨日日新聞	2015年(平成27年)5月9日							●					
2015	平成	27	富士山麓 開発構想段階で届け出 山梨県 事業者の景観配慮促す	山梨日日新聞	2015年(平成27年)5月14日		●				●						
2015	平成	27	富士山 登山鉄道構想 宝の保全第一に議論深めよ	山梨日日新聞	2015年(平成27年)5月23日					●	●						
2015	平成	27	世界遺産センター 来夏富士河口湖に開館	山梨日日新聞	2015年(平成27年)7月1日											●	
2015	平成	27	国立公園、訪日客28%増 富士箱根伊豆が最多	山梨日日新聞、静岡新聞	2015年(平成27年)7月17日								●				
2015	平成	27	富士山5合目 用途で区分けを 山梨県方針	山梨日日新聞	2015年(平成27年)7月22日		●										
2015	平成	27	富士宮のメガソーラー規制条例 富士山景観保全に効果	静岡新聞	2015年(平成27年)7月24日		●				●						
2015	平成	27	富士山周辺の景観保全へ 県が制度案示す	朝日新聞	2015年(平成27年)8月4日		●				●						
2015	平成	27	山中湖畔へウェルカム 民宿の女性ら、英会話勉強 増える外国人客おもてなし	朝日新聞	2015年(平成27年)8月4日								●				
2015	平成	27	登山道の山小屋 入山料を活用 トイレ改修本腰	静岡新聞	2015年(平成27年)8月4日						●						
2015	平成	27	富士山 景観配慮を条例化 有識者会議	山梨日日新聞	2015年(平成27年)8月28日		●				●						
2015	平成	27	富士山きれいに 140人がごみ拾い 山梨県ボランティア協会など	山梨日日新聞	2015年(平成27年)9月6日						●						
2015	平成	27	スバルライン きょうから平日無料	山梨日日新聞	2015年(平成27年)9月15日			●									
2015	平成	27	山梨県立富士ビジターセンター 来館者 2年ぶりに増	山梨日日新聞	2015年(平成27年)9月19日							●					
2015	平成	27	富士山噴火 避難対策 山梨県に報告書 防災会議	山梨日日新聞、静岡新聞	2015年(平成27年)9月26日		●									●	●
2015	平成	27	静岡県火山防災 道半ば 富士山周辺で避難計画策定	静岡新聞	2015年(平成27年)9月26日		●									●	●
2015	平成	27	富士登山者18%減 環境省発表、23万4000人	山梨日日新聞、静岡新聞	2015年(平成27年)9月30日							●					
2015	平成	27	山梨自然公園 整備規制を強化	山梨日日新聞	2015年(平成27年)10月1日		●										
2015	平成	27	富士登山に「適正数」18年夏までに策定	朝日新聞	2015年(平成27年)10月2日		●										
2015	平成	27	富士山保全へ実態調査 世界遺産委報告書案 入山規制盛らず	朝日新聞	2015年(平成27年)10月2日											●	
2015	平成	27	富士山保全報告書 承認 ユネスコ側に提出へ	朝日新聞	2015年(平成27年)10月24日											●	
2015	平成	27	富士山世界文化遺産協議会 保全状況報告書を採択 ①	山梨日日新聞、静岡新聞	2015年(平成27年)10月24日		●									●	